

14.5-171



14.5  
171

在滿日本取引所に關する  
諸問題  
—滿鐵調査資料 第97編—  
国立国会図書館



始



AM56

滿鐵調查資料第九十七編

秘

在滿日本取引所に關する諸問題

南滿洲鐵道株式會社  
庶務部調查課

14.5  
17A



80W08979

## 凡 例

- 一、本編は主として在滿日本取引所の過去に於ける重大問題及び現在懸案事項たる當面の問題を明かにする目的を以て編纂したものである。
- 一、従つて現状を詳説せる既刊「滿洲に於ける日本取引所」の補遺を爲すものである。
- 一、編中意見に屬するものは筆者の意見である。
- 一、本編を秘扱とせるは秘扱を要する個人の意見を蒐録したるによる。
- 一、擔當者商事係 齋藤征生

昭和四年二月

庶務部調査課

# 在滿日本取引所に關する諸問題

## 目次

第一章	組織に關する問題	一
第一節	緒言	一
第二節	民營問題の經過	二
第三節	兩派の主張	二九
第四節	結言	三二
第二章	建値に關する問題	三四
第一節	大連取引所	三四
第一款	緒言	三四
第二款	沿革	三四
第三款	兩派の理論的根據	三八
第四款	結言	七一
第二節	長春取引所	七一

第一款 緒言……………七二  
 第二款 建値變更當時の経緯……………七二  
 第三款 正金の鈔票對現大洋兌換停止……………七五  
 第四款 今次の高梁官帖建問題……………八四  
 第三節 其他取引所……………一〇一  
 第三章 存廢に關する問題……………一〇六  
 第一節 緒言……………一〇六  
 第二節 撫順取引所設立問題……………一〇八  
 第一款 沿革……………一〇八  
 第二款 設立の可否……………一一〇  
 第三節 范家屯交易所廢止問題……………一一三  
 第一款 緒言……………一一三  
 第二款 交易所の沿革……………一一四  
 第三款 廢止の経緯……………一一六  
 第四章 上場物件に關する問題……………一二〇  
 第一節 奉天取引所の特産物上場問題……………一二〇

第二節 大連株式商品取引所の奉天票上場問題……………一二二  
 第三節 大連取引所錢鈔市場の奉天票上場問題……………一二五  
 第五章 賣買方法に關する問題……………一三五  
 第一節 大連取引所豆粕競賣買の沿革……………一三五

# 在滿日本取引所に關する諸問題

## 第一章 組織に關する問題(所謂民營問題)

### 第一節 緒言

現在滿洲には九ヶ所の我が取引所が存在してゐる。而して其の中大連株式商品取引所、安東取引所及奉天の滿洲取引所の三つの株式會社組織取引所を除けば他は盡く關東廳が直轄する官營の取引所である。而して所長以下の所員は囑託の名を冠せられてはゐるけれ共純然たる關東廳の官吏であると言つて差支へない。従つて彼等は營業に屬する所の擔保及清算に關する業務を營み得ないのは勿論であつて、各取引所に其の目的を以て特許せられたる民營の信託會社が附設せらるる所以である。即ち關東廳取引所の組織を細密に見るならば、市場の提供及び取引の秩序統整即ち市場管理の職能に關しては關東廳が之を營み、清算事務並びに擔保等營業に屬する職能に關しては附設されたる株式會社組織の民營會社が之を營んでゐるのである。即ち株式會社組織の取引所が行ひつゝある所の四職能を關東廳取引所に於ては分割して行つてゐると見る事が出来るであらう。

舊關東廳大連取引所には上述の目的を以て重要物産市場には大連取引所信託株式會社(資本金一千五百萬圓内拂込六百萬圓) 錢鈔市場には大連取引所錢鈔信託株式會社(資本金五百萬圓内拂込百二十五萬圓) が夫々附設せられてゐる。然るに此の兩社を民營たる大連株式商品取引所(通稱五品取引所)に合併して特産、錢鈔、株式、商品市場を盡く新設

の民營取引所會社に統一しようと言ふのが謂ふ所の大連取引所民營問題である。而して彼等の運動は過去數年間折に觸れ時に應じて表面化し、若し兩者の合併が不可能ならば錢鈔信託のみにても自己の管轄下に置かんものとあらゆる手段が講じられたのである。然し乍ら其の都度當業者其他の猛烈なる反對に逢ひ今日に至るまでまだ官營取引所の民營移管は實現せられてゐないけれども、まだ全く終息したるものと見る事は出来ない、時を得れば必ずや表面化すべく現在に於ては潜在的に其の運動が進められつゝあると見るが至當であらう。

然らば滿洲に於ける取引所の組織として果して官營が不可であるか、民營が可であるか、吾人は從來の民營運動が此の根本問題を深く究むる所なく、只漫然と他の目的の爲に爲されつゝあるを遺憾に思ふものである。殊に其の目的が特殊市場救済乃至新會社設立に依る不勞所得の獲得にあるならば敢然として其の運動は排されなければならない。以下民營問題を批判する事に依つて組織問題の一斑に觸れたいと思ふのである。

## 第二節 民營問題の經過

大連重要物産市場が關東廳大連取引所として其の業務を開始したのは大正二年九月一日である。次で六年六月錢鈔市場をも統一したのであるが、大正八年に至り時の政友會内閣を背景として小泉氏一派は此の兩市場を民營に移管しようとして企てたものである。然し乍ら當業者の反對に逢ひ目的を達せず、其の結果は時の大連財界不相應な一千萬圓と言ふ膨大な株式商品取引所となつて表はれたのである。右の取引所を設立する爲に發布されたる「關東州取引所令」が抑も民營運動の導火線を爲したものと云へるであらう。以下勅令發布後今日に至るまでの期間を便宜上五期に分つて民營運動の經過を述べる。

### 第一期 大正八年末(關東州取引所令發布直後)

所謂大連取引所民營問題の抑も發端は、大連株式商品取引所の設立に之を發してゐると言ひ得る。即ち同取引所設立の爲に大正八年十二月十三日勅令第四百九十四號を以つて全文五十條より成る「關東州取引所令」なるものが發布せられたのであるが、同勅令の附則第二項以下は、

従前ノ規定ニ依リ設立シタル取引所ニシテ本令施行ノ際現ニ存スルモノニ付テハ同一地區ニ於テ同種ノ物件ヲ賣買取引スル取引所カ本令ニ依リ設立セラレ其ノ業務ヲ開始スル迄仍従前ノ規定ニ依ル

本令ニ依ル取引所カ其ノ業務ヲ開始シタルトキハ従前ノ規定ニ依ル前項ノ取引所ニ於テハ新ニ賣買取引ヲ爲スコトヲ得ス但シ其際受渡期限ノ到來セサル定期取引ニ付テハ仍轉賣買戻ヲ爲スコトヲ妨ケス(下略)

と規定してゐる。即ち右の附則に依れば、從來の關東廳取引所は若し同地區に新令に依る同種物件の取引所が設立されれば當然廢止せらるゝ事となり、勅令の主旨は寧ろ民營取引所に重きを置くことと見做さるゝに至つたのである。是に於て従前より重要物産及び錢鈔取引所の民營を企圖せし人々は、關東州取引所令の發布を奇貨とし、大連取引所の取引人を主として多數の連名を以つて正式の民營出願を爲し、大連民政署を経て關東廳に申請書を呈出したのである。之蓋し大連取引所民營運動の嚆矢であらう。

然し乍ら當時一般に行はれたる意見は官營取引所の取引又は決済に何等缺陷とすべきものなく、殊に民營たる株式商品取引所は其の基礎が邦人相互にあるに反し、重要物産及び錢鈔取引所は取引人の半數以上が支那人であり、彼等は現在の施設を謳歌し取引所の官營に親んでゐる。此際民營にする事は少なからぬ弊害を醸すに至るべく、而して未だ趨勢が民營を強要してゐない、と言ふにあつた如く、又一面に於て民營發企者に於ても深遠なる抱負、整然たる條理の上に



立脚したものでなく、只漫然と勅令の發布に刺戟せられて機先を制す可く逸早く出願したものと様である。關東廳に於ても一般の意見に鑑る所あり、時期尙早なりとして一週間を出でずして右申請書を却下したのであるが、當時に於ける輿論も當局としての意見も共に民營を不可とするものに非ず、只時期尙早にしていつれは民營に變更さる可きものゝ如く思惟してゐた様である。

## 第二期 大正九年——十年

取引人を中心とする前述の運動は出願後一週間を出でざるに關東廳の申請書却下に依つて一段落を告げたのであるが此の運動に刺戟せられて當局に向つて取引所民營を出願するに至つた二つの運動主體が出現した。其の一は官營取引所開設以前石塚民政長官時代に民營の許可も得たるを基礎とし、之に依つて出願を爲せる一派にして、當時在連中なりし松井鐵夫なる人上京し石塚氏及び當時の民政署長たりし關屋貞次郎氏等とも協議して名義人増田英一氏を中心として運動し、大正九年一月二十九日附關東長官宛の願書も當局に於て受理した模様である。之に對し其二是信託會社重役を中心とし之を發起人として開設せんとする運動で、當時の重役たりし相生由太郎及原田光次郎兩氏上京し各方面に折衝して其運動を進め、増田氏一派と相前後して願書を提出した。是に於てか前年來出願して却下せられたる兩取引人を主とする一團は、増田氏一派の如き古證文を持ち出して其の權利を主張するものは問題とするに足らないが、他の一派の如きも單に清算機關たる信託會社を中心として民營を開設組織せんとするが如きは當を失するものにして、必ず取引人なる營業者を以て發企設立せしめざる可からず、殊に數ヶ月を出でざる昨年來民營出願を爲したのであるから之を無視して他に許可すべき理由なしとして大いに結束して猛運動を爲し、三月廿九日夜取引人の相談會を開き、一方代表は旅順に赴き林長官に陳情せんとせるが偶々長官の來連に會し、ヤマトホテルに之を訪ひ其の意嚮を伺つたのであるが、長官は

野田秘書官を通じて「民營に就ては未だ何等決定する所なし、又其の決定ある場合營業者を無視する事は無いから安意ありたい。尙杉山事務總長近日歸任すければ總長を経由して更に具體的陳情書を提出されたい」と。大略以上の如き意嚮を洩した様である。是に於て營業者は大いに勢付けられ、蹶起して其の運動を持続し組合の名に於て正式に陳情書を林長官に提出し、一面原首相及古賀殖殖局長官宛電請するに至つた。

以上三派の當時に於ける意嚮を見るに、増田氏一派は其の基礎とする所官營取引所設立前の權利に屬し、傳ふる所に依れば其の權利に依り取引所を設立せんと試みたるも、當時實際の營業者が之に反對し其の結果官營取引所の設立を見たのであるから、例へ一應の許可を得たりとするも其の權利は寧ろ當時に於て消滅したりと見得るのである。然し乍ら假に一步を譲つて其の古證文に依り設立の認可を得たりとするも、單に當時の關係者のみを以てしては到底之を經營して行く事は不可能の事情にあつた。従つて寧ろ當初の競願者たる信託會社と合同して認可を受けん事を欲してゐたものと様である。要言すれば増田氏一派の運動は獨占事業たる取引所の經營と言ふ利權に均霑せんとする言はゞ利權の割込運動であつた様である。之に反し信託會社は當初より單獨説を固執し、自ら其の運動の効果を確信し、當局の増田氏一派との合同に對する慾恣にも應ぜず、一路單獨認可に向つて猛進した様である。彼等のこうした確信の裏面には當時の與黨たりし政友會幹部との提携があつたものゝ如く其の頃の新聞は報導してゐる。後れて運動を起したる取引人を中心とする一派も前者は殆んど眼中に無く、信託側とは飽迄對抗したのであるが後には寧ろ現状維持を主張するもの多く、大正十一年四月には組合員百廿五名連名の下に民營排斥の申合を爲すに至つてゐる。

然らば之に對する關東廳當局の意嚮はどうであつたか、言ふまでも無く民營を認可せんとするものであつた事は斷言し得る。而して其後林長官に代つて（大正九年五月二十四日林長官特命全權大使に任命せられたるを以て）新たに就任

したる山縣長官も等しく民營認可説を支持した。即ち第四十四議會（大正九年—十年）の貴族院豫算總會に於て仲小路廉氏が

「近時大連取引所の民營説を屢々耳にする、關東廳に於ては事實之を民營と爲す方針なりや」と質問せるに對し政府委員たりし山縣長官は

「大連取引所は直ちに以て民營とする意志無し、従つて當分官營を持続する考へなり、されど之を民營とす可く請願書を提出せる者あり」

と應へたるに見ても疑ふ餘地はないのである。又之より先大正十年一月廿七日東上中の山縣長官の飛電に依り、關東廳は「大連取引所長井村大吉御用済に付き職を免す」なる辭令を發し、唐突として六ヶ年勤続せる井村所長を鹹首した。當時右の事件は大連の財界に可成りの衝動を起し其の解職理由に就き異説紛々として傳へられたが、其の真相は井村所長が極端なる官營主義者にして關東廳の廳議が民營説に内定してゐるにも拘はらず、杉山事務總長の上京中其の代理たる黒崎殖産課長と通じて廳議の内定を裏切り杉山總長の承認を経ずして奉天、遼陽、營口の取引所を官設したる事實あり、又解職直前に支那人側取引人を使喚して度々關東廳に向つて取引所の官營繼續願を提出させたる形跡ありとも見られ、之等が前程となり豆油整理問題に對する相生氏の抗議書が導火線となつて右の解職となつたもの、様である。一月三十日の東京時事新報は其の原因として左の如く報導してゐる。

大連官營取引所に於て、大豆、豆油、豆粕の取引上の整理決濟を行はん爲に、大連取引所信託株式會社あり、此の會社と取引人組合との間に、近き將來に於て取引所が民營たる可き爲に株式獲得の利益争あり、取引所長井村大吉氏は取引人組合側に同情し、豆油受渡精算事務を信託會社より奪ひて組合に許可したり、然るに信託側には政友系の相生

由太郎、原田光次郎氏あり、官營が民營に移る場合其の利益を獨占せんとする相生一派は大いに忿り、井村所長の處分を迫りたる結果、今回の解職となりたるもの、如く之が爲民營の時機を早められたりとの説高し。

右は種々の事情を良く傳へてゐると思はれるが、兎に角井村所長の解職は山縣長官の民營説を如實に裏書きするものであり、而して憶測が許さるゝならば、其の認可の當事者は信託側が最も有力であつた様である。然し乍ら當局としては可及的單獨認可を避け、極力當事者同志の合同を慫慂し合同だに成らば認可せんとするが如き意嚮の如くであつた。

第二期に於ける民營運動は以上の如くであるが夫が未だ白熱化するまでに至らざる中一面に於ては財界の變動機に際會せる爲、一面に於ては大正十年四月十五日突發せる建値問題が最も當面の喫緊事としてあらゆる人々の注意を集中した爲に、民營問題は其後表面に現はれず潜行的に持續されて行つたに過ぎなかつた。

### 第三期 大正十三年

一時鳴をひそめた民營運動は、大正十三年七月に至つて又々擡頭した。事の起りは大連株式商品取引所の理事長小泉策太郎氏が東京に在つて兒玉關東長官其他政府要路に向つて、錢鈔市場を五品と合併せんとする運動を試みつゝあり、又大連に在つては門田理事關係會社方面との交渉の任に當つてゐると言ふに胚胎し、一面時の政府は財政、行政の整理を標榜し、濱口藏相の極端なる財政緊縮は關東廳の豫算にまで影響を及ぼし、爲に地方費豫算中の取引所費も削減せられるであらうと言ふ噂は取引所民營説に相當の根據を與へて喧傳さるゝに至つた。錢鈔、特産取引人等當業者は暫く其の成行を注視してゐたが、關東廳當局としても主義としては民營を採用するも差支なしと言ふが如き口吻を洩したので、是に於て黙視する能はずとなして起つて反對運動を開始し、錢鈔取引人組合は安承生（双聚福）、遲子祥（益泰祥）、任召南（福和盛）、任召棠（裕豐仁）、劉仙洲（儲畜公司）、柄澤幸男（泰記）、伊藤久太郎（正泰）、赤塚彌太郎（和盛泰）の八

氏を擧げて合併反對實行委員となし、大いに反對の氣勢を擧げたのであるが、右實行委員は十一月十三日錢鈔信託に會合し決議を作製し、右を齎して即日關東廳に兒玉長官を訪問し種々陳情する所があつた。因みに決議文及理由書は左の如くである。

## 決議

近時大連錢鈔市場を株式商品取引所と合併經營の策動ありと聞く思ふに市場存立の意義並に取引の性質を異にする取引機關を併合經營するが如きは圓滑なる錢鈔取引上に障害ありと認め吾々錢鈔取引人一同は之に極力反對の意志を表明す本組合員にして本決議に牴觸する行動ありと認むる時は實行委員の決議を以て組合同約第十九條に基き組合より除名す右決議す

## 理由書

- 一、錢鈔取引所の前身錢業公所は大正二年中愛宕町に於て支那人錢業者に依り開かれたる相對賣買に濫觴し取引高増加に伴ひ現市場に移轉し大正六年六月官營取引所と爲して今日に至れり蓋し取引所の發達は單に一片の法令に依り其實體を具備するにあらずして遠く其の沿革と歴史とを有するものなり。
- 二、大連の如き國際的土地に於て取引所の機能を完全に發揮するには官營の民營に勝るや明なり抑々官營取引所を設けたる主旨實に茲に存す然かも創立以來既に所期の成績を擧げ何等不便と不利を認めず殊に華商は公平なる官營の現制度に信賴して渝ることなし。
- 三、日本内地に於ける實例を以てすれば取引所は民營を本則とし關東廳亦既に勅令を以て民營を原則とせられ居るも取引人の教育民衆思想風習を同ふせざる異國人種を抱擁して圓滿なる取引を爲さしめざるべからざる大連の如きに

在りては之を施用するは時期尙早たるを免れず即ち官營取引所の存続は現状に鑑み蓋し止むを得ざるなり。

四、由來株式組織の民營取引所は株主の利益の爲め取引の公正を犠牲にするの缺點を有し現に母國及び植民地を通じて其の實例枚擧に遑あらず然るに官營は利害に超越し嚴正を主眼とせり。

五、輸出入貿易に従事する巨商が日本内地に於ける民營取引所に於て取引員たるもの皆無なるに大連に於ては之に反し天下の巨商皆取引人たり是れ官營取引所の權威ある所以なり然るに民營に於ては豊富なる資力を有し取引人蔭に潜み莫大なる買占賣崩しを試み不自然なる相場を操り財界を攪亂せるの實例尠ならず。

六、錢鈔取引所は輸出入貿易の國際的爲替決済機關にして地方的の一證券市場と全然其性質を異にす故に之を兼營するときは其一方に生じたる損害の爲めに累を他の一方に及ぼし無意味に兩者閉鎖の悲運に陥る虞れなしとせず。

七、凡そ事業の合同は兩者の圓滿なる諒解に基くを原則とす、然るに五品錢鈔の合同の如きは取引の中心たる吾々取引人に於て絕對に賛同せず信託會社並に銀行側亦之を快とせず徒に之を強要すべきものにあらず。

之を要するに錢鈔取引は從來至公至平なる官營の下に圓滿に發達を遂げ益々其將來を期待せらるゝと共に日支取引人擧つて現在の制度を謳歌し其間何等の不備不安を感じず然るに巷間傳ふる處に依れば一部政商の徒が中央に於て暗中飛躍を試み之を民營に遷し證券市場に合併經營せんとす其暴も亦極れりと謂ふべし。

錢鈔取引人が右の如く猛烈なる反對運動を行ひつゝあつた他面に重要物產取引人としても五品、錢鈔の合併が實現するか否かは別としても該問題の波及する所は重要物產部との合併即ち大連取引所全體の民營問題となるの憂あり、其の結果は何等の不便を感じずして營業し來れる取引人の不安を醸成するものとして、十一月十四日合併問題の實否を確め且つ長官の意見を質す可く伺書を呈出したのであるが、越えて同二十五日取引人組合總會を開催し滿場一致を以て左の

如き現状維持に關する陳情書を兒玉長官に提出する事を可決した。

### 陳情書

最近或筋に大連取引所錢鈔信託會社と大連株式商品取引所との合併運動行はれ相當進捗し居れりと傳へられて之を聞ききたる錢鈔取引人は大に驚き不取敢總會を開き合併反對の決議をなし夫々陳情致候由に候處右兩者の合併は取引所の官營を廢し民營とするを前提と致候間此儀は特産部取引人に對し重大の影響を及ぼすものなるを以て夫々考慮を要する問題なるが故に一應右の實否を究め且つは長官閣下の御意見を承り度去十一月十四日當組合理事を代表して御面會の上伺仕候處此問題に付ては既に申出も有之目下御研究中の由承申候就ては此際豫め吾々取引人の意見並に希望を右に開陳致候間何卒御賢察の程奉願候

第一、官營取引所は現状に於て最も適當なる組織にて取引上何等の不便もなく又故障も無く公正なる監督の下に吾々取引人は日々平和に其の業務に従事致し未だ嘗て自ら組織の變更即ち民營問題に付考慮したる事無之吾々取引人としては現状維持を願ふものにして既に大正十年四月民營問題傳へられ候節當組員は左の如き申合約定書を作り組員記名調印致し本問題に對する決心を示居候即ち

### 申合約定

組員左記申合を爲し之を嚴守するもの也

一、取引員は共同一致して大連取引所の官營を維持し民營運動に對しては極力之を排斥し以て取引所の平和と繁盛を期する事

大正十年四月

### 組員百二十五名連名調印

由來最も異とす可きは取引上の問題以外吾々の平和を亂すものは當業者自體に非ずして特に門外の第三者なることに御座候即ち曩には建値問題あり今又前陳合併問題あり共にその適例にして皆當業者の意志及利害を省みず單に彼等自身の利益の爲或は政黨政派の關係に依り或は權力を亂用し以て高壓的に處理せしめんと運動するものにして其弊害極まれりと可申候是實に一部少數の者が多數當業者多年の努力に依り完成したる取引機關を無雜作に蹂躪せんとするものにして當業者の到底忍び難き處又國家として植民地開發の趣旨にも反するものと存候殊に現官營取引所に於ては日支の經濟關係相錯綜致し居一步を誤れば收拾す可からざる重大なる結果を生ずるの恐有之候何卒吾々當業者の意思並に此等の事情等を御察しあらん事奉希候

第二、大連取引所錢鈔部は特産部と密接の關係あることは申迄も無之特産部取引人にして錢鈔部取引人たるもの多數有之候而して錢鈔部は主として特産物の爲替決済機關にして特産部としては缺く可らざる機關に候從て同一監督下にあるを便とし又當然の理と可致何卒御賢察を賜はり度奉存候

第三、吾々取引人は官營の現状維持を希望する事前陳の如く候處若し今後萬々一現狀に變化を來さんとするが如き場合有之候節は是非共吾々取引人に對し豫め御諮問あらん事を奉願候蓋し官民一致國家經濟の發展を期せんとするの意に外ならずして又實に民意暢達の御趣旨に合致する所以と奉願候

右當組委員會の決議に依り陳情仕候間何卒御賢察の程重ねて奉願候

當時に於ける關東廳の意嚮は最早や時期尙早を固執するものではなく、民營實現に對する用意もあつた様であるが、以上の如き當業者二團體の猛烈なる反對に逢つた爲又々行惱みの形となり、五品側としても反對運動の爲に氣勢を殺が

れ、同年末には民營問題も一先づ立消えの形となつた様である。

#### 第四期 大正十五年末

大正十五年下半期大連錢鈔信託の株主總會を控えて又々民營問題が新にされた。而して其の原因として見らるゝ所は今次株主總會に於ける重役の改選に際して、五品側より三名の重役を出だし以つて錢鈔市場を五品に合併せんとする前提となすものであると言ふにあつた。而して五品は右實現の爲に密かに極力運動中であると傳へられた。

錢鈔側に於ても右の説が相當に重大性を以つて巷間に傳へらるゝ所から打捨て置く譯にも行かず、十二月十日愛宕町組合事務所に取り引人組合臨時總會を開催し、取り引人五十八名中五十二名の出席者を得、組合長劉仙洲氏は

最近五品取引所側に於て錢鈔信託と合併意志ありとて各方面の問題となつてゐるので組合では評議員會を開催之に反對すべき決議を行つたが右は我々組合員に取つて相當重要問題であるので特に臨時總會を開催各位の御意見を承る事になつた。

と開會の主旨を述べ、次で赤塚副組合長は

評議員會の決議は一昨年東京に於て秘密裡に計畫されてゐた取引所民營運動に反對決議をしたと同様の主旨で取引所の民營に對する反對と萬一官廳の方針が民營に變更することあるも錢鈔取引に關係ある者によつて組織するゝ事が至當で經驗も歴史も異なる他の取引所に合併すべきものではないと言ふ理由により合併反對を決議したので之を中外に發表し要路各方面にもこの取引人の意志を尊重さるゝ様要請する爲評議員會は既に各位を代表してゐるものであるが念のため總會を開いたのである。

と述べ満場一致賛成官營維持合併反對を決議した。而して實行委員には正副兩組合長、遲子祥、柄澤幸男の四氏を推し

更に運動を繼續する事となつた。

一方特産關係に於ても又々其の累の及ばん事を恐れ、重要物産取引人組合は言ふまでもなく、重要物産組合、油坊聯合會等の各團體は夫々緊急委員會を開いて其の決議に基き關東廳に向つて合併反對の請願書を呈出した。参考迄に取引人組合よりの歎願書を見れば左の如くである。

第一、官營取引所制度は過去十數年來の經驗に徴するに滿洲の如き日支兩國人集合市場に於ては最も理想的なる組織にして經濟界の實情に適合せる最も進歩せる制度なり而して今日に於ては日支兩國人のみならず其他の國籍を有する外人も此制度を信頼し欣びて日常取引に安んじ何等の不便なく特産、錢鈔共に逐年著しく進展し世界的市場として中外に重要視せられ居り候之れ一に官營組織の結果たること議論の餘地無き處なり故に先年民營問題起りし際我等取引人は全員一致を以て官營維持を申合せたる次第にして如何に現制度に満足謳歌しつゝあるかを證するに餘あり候

第二、大連取引所錢鈔信託會社は特産取引の爲替決済機關として大正六年五月特産及錢鈔取引人の出願に係り關東廳取引所規則並びに大連取引所規程に據り創立せられ大連取引所の一部として我特産部と併立し車の兩輪の如く因縁最も深き姉妹市場にして實際的必要なる重要市場たるに反し大連株式商品取引所は大正八年十二月勅令第四九四號關東州取引令に據り設けられたる民營取引所にして官營取引所とは其取引物件を異にするのみならず設立の趣旨及營業の目的相異り全然別個の系統に屬するものにして直に之を合同せしむること能はざるは單に法令上のみの問題に非ずして經濟組織並に創設の趣旨に反するは今更申迄も無き所に御座候

第三、然るに彼の一派は其取引所が地方の經濟事情にも適合せず其經營の方針又屢々宜しきを得ざる爲窮狀に陥れるを挽回せむが爲或る種の關係を悪用して錢鈔信託會社を合併せんとし或は高壓的に權力を揮ひ或は甘言を以て要路に訴

へ多年諸種の手段を弄し屢々財界に波瀾を生ぜしめ商民に迷惑を及ぼすを顧みず尙素志の貫徹に汲々として最近密に錢鈔取引人の主なる華商數名を説き或は同社の株主を懐柔し傍ら今期の同社總會に於て自派より多數の重役を選出し先づ幹部の決議權を制し次で同社を併呑すべく目下極力畫策中なる由に御座候斯の如く其目的達成に手段を選ばざるが如きは自活上或は已むを得ざる窮策にして其實情察するに難からずと雖も是自ら招きたるものにして當然他に採るべき途あるものと信じ申候

第四、我等特産取引人は前述の如く多年現制度に満足し各國取引人間些の不安なく安全にして圓滑なる取引を爲し來れるに拘はらず斯業に何等關係なき第三者の爲に平和を破られ殊に錢鈔部に在りては屢々魔手の爲に惱まされ安んじて業に従ふ能はざる實情に有之候斯の如く不穩なる畫策により多年の努力に成れる我經濟機關を蹂躪せらるゝは吾等取引人の忍び能はざる所にして其結果は青島及哈爾濱取引所の實例に徴するも明なり今後萬一彼等の聲明せるが如く錢鈔市場を其跳梁に委するが如き事あらば其影響甚しく不安なる市場に於て巨額の銀資決済を爲す能はざるのみならず延ては特産取引をも阻害するに至るべく斯くては單に兩市場の重大問題たるのみならず目下圓滿に協調進展しつゝある日支經濟にも惡結果を來し甚だ憂ふべき問題を惹起し收拾すべからざるに至るべきは明瞭にして其混亂は往年滿洲經濟界を騒したる建値問題の比に非ざるは今より窺知するに難からずと存候是吾等の最も憂慮寒心に堪へざる次第に御座候

#### 第五期 昭和二年

かくて同年末を迎へたのであるが、十二月九日に至り突如大連財界に一大不詳事件が突發した。夫は取引所法違反及び業務横領の罪名に依り、五品取引人三名及び理事二名の收監、更に翌一月八日背任罪に依り豆信社長及び理事兼支配

人が拘引せられた事である。其の詳細に就いては茲に論じないが、其の結末は豆信重役は業務横領背任罪によつて起訴され、五品重役は「實刑に勝る反省を興へ社會上の地位を抛棄謹慎せる事及滿洲特に大連財界に與ふる影響の甚大なること」の理由に依り起訴猶豫に附せられたのである。於是乎右の問題は當時開會中なりし第五十二議會の問題となり、即ち二月十日政友本黨中山貞雄氏外十一名に依つて「大連に於ける取引所に関する質問」として提出された。其の大意は

關東廳檢察局が豆信の幹部を起訴せるに拘はらず同様の犯跡を確認せる五品取引所幹部及其の關係者を特に起訴猶豫をなし釋放せる理由如何 大正天皇の御不崩御竝びに御大喪參列と豫算に関する國務及び貴族院議員としての任務を果すべく昨臘來滯京中であつた兒玉關東長官が是等重要公務を抛擲して去る八日急遽歸任せる眞相は小泉策太郎氏との關係上其の任地にて發生せる五品取引所事件の揉消をなさんとするに在り小泉氏は元の五品取引所理事長にて舊職收監されし幹部は皆其の乾分たり且つ其の傀儡たるに過ぎざるは世間周知の事である。該事件が自然の推移に委せんか當然小泉氏の身邊にまで波及するは明らかなる爲從來特殊の關係に在る兒玉長官に強要せる結果長官は天下疑惑の目に見送られつゝも餘儀なく歸任を決定せるものである。長官は歸任と共に罪跡明瞭なる關係者一同を釋放せしめたが同様の犯行ある大連取引所信託即ち豆信の重役原田、小澤等に對しては寸毫も假借せず去る五日業務横領背任を以て起訴した事は一層世間の疑惑を深めた、今回檢擧されたる五品取引所幹部の犯罪嫌疑の核心は二百萬圓の缺損であるが缺損が東京に於ける預金關係に由來せるは世間周知の事で裏面には幾多の技巧の伏在せるは想像するに難からず政府は本件に對する眞相及其の處見を明示して天下の疑惑を解くべし。政府は五品及豆信の失態に鑑み此の際勅令の命する所に據りて關東廳管下の官營取引所民營を實施し且つ取引所の統一整理を行ふべき意思無きや即ち關東廳管

下の取引所を民營となす事は勅令の命する所にて第四十五議會の本會議に於ける砂田代議士の質問に對する總理の答辯及び第四十六議會の豫算總會に於ける松井代議士の質問に對する政府委員の答辯は齊しく滿洲に於ける取引所の民營は既定の方針にて早晚實行をなす旨明かに肯定せり然るに當局者は之が促進に就き最善の努力を拂ふべき責任あるに拘はらず關東廳の取引所に對する施設は連續せる失政の歴史にて長官は殊更に放縱なる經營を看過し其の内容を惡化せしめつゝあり現に直面せる取引所の危機を救ひ經濟界の復興を速かならしむるの道は政府自ら立ちて關東廳の情實の施設を一掃し勅令の示す處に準據し速かに民營を實施し統一整理を行ふ可し。今回の事件は其の目的を達するに天與の好機會とす政府は之が斷行の意思なきや

と言ふのである。議會に於ける右質問書に驚愕せる大連取引所重要物産取引人組合員一同は少からず脅威を感じ、地方の事情に疎き中央に於て或は事の進展せん事を恐れかねて同組合總會並に委員會に於て決議せる官營存続の既定方針に依り、組合幹部協議の決果十二日附内閣總理大臣、拓殖局長、商工大臣、貴衆兩院議長及び在京中の兒玉長官宛高橋組合長の名を以て左記の如く電請した。

## 請願電文

新聞紙の傳ふる所によれば去る二月十日代議士中山貞雄氏外十一名より衆議院に於て政府に對し關東廳取引所民營を實施しかつ取引所の統一を行ふべき意思なきやとの質問書を提出せる由なるが右は官營取引所特産部同錢鈔部及民營大連株式商品取引所の三者を合同せんとする趣旨と認められ組合員一同誠に憂慮にたへず依つて取敢ず電信を以て當業者一同の意思を表示し閣下の御賢察を仰ぐ、現在の官營大連取引所は滿洲經濟上最も重要な機關として他の普通一般取引所と異り日支人及び歐米人の取引人を有する國際的取引市場なるに鑑み特に考究の上實施せられたる最も適

切なる制度にして創立以來十數年間何等の支障なく取引人一同は深くこの制度に信頼し日々安心して取引に従事し居れり従つてこれを民營制度に改むべき必要と利益なし然るに從來直接何等因縁なき一種の利權屋は大正八年十二月勅令にて發布せられたる關東州取引所令を楯としこれを民營に移さんと暗に策動するものあり、これが爲常に營業上大の脅威を感じ既に大正十三年十一月二十五日及昨年十二月十日附文書並に口頭を以て屢々關東長官に對し官營存続の陳情を爲し且つ第三者より營業を脅かされざる様請願せる次第なり故に萬一民營に改め其の設立の趣旨と使命とを異にする他の取引所と合同するが如きことあらば滿洲經濟界に如何なる紛叫波瀾を招來するやもはかり難く誠に痛心に堪えず就いては閣下特に此點を考慮せられこの機會において官營存続御方針を確立せられ直接何等關係なき人士の策動を根絶し取引人一同の不安を一掃せられん事を懇願す茲に組合員一同を代表し切に閣下の御高配を仰ぎ奉る。

## 兒玉長官宛

新聞紙の傳ふる處に依れば去る二月十日代議士中山貞雄氏外十一名より衆議院に於いて政府に對し關東廳取引所民營を實施しかつ取引所の統一を行ふべき意思なきやとの質問書を提出せる由なるが本件に關しては屢々閣下に陳情せる所にして組合員一同の意思のある所は充分御賢察の事と存ず、就いては此際政府の御答辯如何は當業者の利害に直接の關係あり一同の深く憂慮する所なるを以て本日取敢へず別途電信を以て總理大臣その他關係要路に陳情し置けり、依つて閣下に於ても一同の希望を諒とせられこの際官營制度存続の御方針を確立せらるゝ様組合員一同を代表し特に御高配を仰ぐ。

一方錢鈔取引人組合に於ても同十四日緊急評議員會を開催して同問題に就き協議する所あり、前掲重要物産取引人組合と略同様な陳情書を關係各方面に電請した。

斯くの如く兩取引人組合に於ては既定の方針に従つて、議會に提出されたる質問書に依つて滿洲の事情に疎き中央に於て民營問題の進展せん事を極力防止せんとしたのであるが、幾許も無く日本財界の缺陷曝露に依り内閣の更迭を見、田中後繼内閣は高橋是清氏を藏相に拉し、モラトリアム其他に依り極力其の善後策に腐心した結果、其の後に至り財界の整理も略進捗した様である。然るに右財界整理の進捗に連れ、一部人士間には銀行の合同統一と同趣旨により取引市場の整理改善を唱ふるもの漸く多く、行政審議會に於ても全國に散在する群小取引所の合同統一を計るべしとの決議を爲し取引市場統一の機運は愈々熟しつゝあつた。其の結果關東廳も亦同様の方針を採り滿洲の取引所も或は合併民營に移さるゝのではないかとの懸念一般に懐かるゝに至り、一方從來よりの民營論者は時恰も我黨内閣に會したる際ならば是非共一擧にして民營を實現しなければならぬと猛烈に中央に於て運動し、當局に於ても内々其の具體案に就いて研究中であると傳へられた。而して右を材料として八月中旬頃より東京市場に於ける五品、豆信株は漸次上騰し尙先高を見越されて買進む者多きを加へたので、重要物産取引人組合に於ては九月二十三日豆信樓上に於て田邊取引所長代理、田中豆信専務、長谷川取引人組合理事長等之が對策に就き協議を重ねたが、民營及び三市場統一には絶對反對の意志表示を爲す事に決し、即日既定方針に基き組合の名を以て關東長官に對し左の如き陳情書を提出した。

### 陳 情 書

近時内地新聞紙上、其筋に於て關東州取引所を統一する爲官營取引所を廢し他の民營取引所と合併せしむる議ありて近く行政審議會に附議せらるべしとの風説頻りに傳へらるゝと同時に、大連株式商品取引所株式相場が狂騰しつゝある事實に付て見る時は單に一片の浮説に止まらず相當根據ある報道と思考せられ候、本問題は從來一部人士が前記取引所の救済及び利權獲得の手段として計畫し運動亦激烈を極めたること屢々にして日に平和に取引しつゝある吾々取

引人は官營制度を最も當地の實狀に適當せる制度なりと確信し、其都度官營存續方陳情仕候既に充分願意御諒察被下候儀と相信じ候得共今回は官邊に於て取引所統一の計畫を進めらるゝやに報道せられ吾々の驚愕措く所を知らざる次第に有之候、依つて前回の陳情と重複するを厭はず左に實情竝に官營制度の最も適當なる所以を具陳し閣下の御清鑑を仰ぎ候間何卒事情御賢察の程奉懇願候。

#### 第一、官營特産取引所の成立には特殊の歴史を有す。

當官營取引所は最初大連埠頭倉庫内に集合して亂雜なる取引を爲したるに端を發し大正二年設立せられ以來十有五年幾多の波瀾曲折を経て今日の盛大を致し國際的取引機關となり取引人も日、華、歐の各國人を包含するに至りたるものにして是れ全く官營制度の賜と申すべく候。

#### 第二、官營特産取引所は劃然たる特色を有す。

當取引所は日、華、歐各國人を取引人とする國際市場にして且つ取引人自體は仲買人にあらずして豆粕及豆油製造業並に輸出業者自身にして即ち需、給兩者が相直接し主として實需取引を行ふものにして普通取引所と大に其趣を異にし混同すべからざる特點有之候。

#### 第三、當業者は官營制度に對し最も信賴す。

吾々取引人は翕然相融和し現制度の公平なる統制の下に何等不便不安なく従つて又聊かの不平もなく日々平穩に専心取引に従事し居りて他意なき折柄焉んぞ現制度改廢の如きに付夢想致すべき、吾々は利害得失を以て立つものなれば若し現制度にして取引上不便不利あれば吾々は他の差圖を受くるまでもなく自ら率先して制度の改廢を叫ぶべく候、故に若し強て現制度を改廢せらるゝは實に取引市場の平和を破ぶるものにして吾々の苦痛之れに過ぐるもの無之候、



然るに尙此苦痛を強ひらるゝは之れ恰も愛兒の口にせるものを奪ひ土塊を與ふるに異ならず候。

#### 第四、民營制度は實情に適せず。

前述の如く官營制度に對して些の不平なきは之れ實情に適せるを證明するものにして、申す迄もなく經濟施設は實情に立脚して行はるべきものに有之、之に順應するものは發展し否らざるものは衰退するは當然に有之候。官營取引所の今日の發展は實に此理に外ならず、然るに近年支那各地に設立せられたる民營取引所が不振を極め或は解散するの悲運に遭遇したるものあるが如きは民營制度の其の地の實情に適せざるを證明するものと可申候、現代に於ける政府の施設殊に經濟關係のものに至りては最も能く當業者の意志を尊重せらるべきものなるにより此點特に閣下の深甚なる御考慮を煩はす所以に御座候。就ては過去の實績並に現狀に照らし大連の如き國際市場に於ては官營制度を原則とせられんことを切願に堪へず候。如上陳情仕候通り吾々取引人は現制度の下に多年平和に取引に従事致居候間此點篤と御諒察奉仰候若し萬一當業者の意志を無視し實情に反したる施設被致候は、實に滿洲經濟界に一大波瀾を惹起し先年當取引所建値問題の際に於けるが如く收拾すべからざる混亂を來すべきを恐るゝものにして誠に憂慮に堪へざる次第に御座候間何卒實情御洞察被下度茲に重ねて組合員百七名を代表し奉懇願候。

昭和二年九月二十三日

大連取引所重要物產取引人組合長 寺田庸次郎

兒玉長官宛

然るに翌十月末に至り、取引人組合及信託會社は東京に於て三所合併説は益々濃厚にして次第に具體化する傾向にある旨の飛電に接し、一方大連に在つても五品側は錢鈔取引人華商間に食ひ入り合併後の株の割當其の他種々の條件を以

て勸誘せる爲當初に於ては民營を不安として反對を唱へたる一部華商も漸く軟化せんとの風ありと傳へられたので、取引人組合では事態は既に容易ならざる所に進展せるものと看做し、十月二十四日午後三時より委員會を開き起つて飽迄之と戦はん事を申合せ、次で二十六日取引所樓上に於て臨時總會を開催し、陳情書及び決議を決定し其の目的達成の實行委員として寺田組合長、瓜谷副組合長、長谷川理事長、福順厚、成裕昌、裕豐泰、東永茂の七氏を推薦した。而して右實行委員は翌二十七日旅順に兒玉長官を訪問して陳情書及決議を提出したのであるが其の全文は左の如くである。

#### 陳 情 書

大連取引所官營存續の件は吾等當業者一同多年の熱望に有之、本組合は既定の方針により從來屢々現制度存續に付款願仕り既に本年も二月十三日附及び九月二十三日附陳情書を以て閣下の御清鑑を仰ぎ候處其後中央政府筋に於て民營問題着々進捗し何時官營制度を撤廢せらるゝやも難圖趣情報に接し一同驚愕憂慮に堪へず候、就ては昨二十六日臨時總會を開き左の決議を爲し全員一致以て目的の貫徹を期する事に決定仕候間何卒當業者の微衷御洞察被下度願意達成候様特別の御詮議を仰ぎ度此段奉悃願候

#### 決 議

一、本組合は既定の方針に基き全員一致協力大連取引所官營制度の存續を期す

昭和二年十月二十七日

大連取引所重要物產取引人組合長 寺田庸次郎

兒玉長官宛

翌二十八日には重要物産及錢鈔取引人組合、油坊聯合會並びに華商公議會の各代表は市内群英樓に參集し、飽迄民營反對の實を擧げん爲官營制度存續期成同盟會を組織せん事を申合せるに至つた。越えて十一月一日には重要物産取引人組合は中央各要路、即ち田中首相、成毛拓殖局長官、中橋商相、三土藏相宛長文の電請文を發し、更に翌二日には左の四ヶ條の主張より成る陳情書を發送した。

一、官營制度は監督上理想的なり。

現在民營制度の取引所に於ては監督官廳の監督は事前に其効果を擧ぐることに困難である。是に於て此缺陷に基因し種々の弊害を醸し易く取引所自體の存廢に關する重大事を起すこと多きは支那各地に於ける民營取引所の不成績なる主要原因の一である。之に反し官營制度にありては取引狀態及附屬清算擔保機關なる會社の事務又は經營上の事に至るまで總て日々事前の監督を爲し得るを以て臨機應變能く機宜の處置を爲し得て市場の秩序を保ち、又民營の場合に見るが如く取引人と取引所當事者との間に情弊の生ずる間隙なく、此種鋭敏なる作用を有する經濟機關の監督上官營制度を以て寧ろ理想的と謂ふべきである。

二、官營制度は取引所組織上より見るも民營に優る。

現在民營取引所は法令による其營業範圍の制限により取引人に對して資金の融通をなす能はず取引上不便なる爲附屬の代行機關を作るの已むなきに至つた。即ち大連株式商品取引所が株式信託及商品信託の二附屬會社を有するが如く又最近東京株式取引所が東株代行株式會社を作れる如き、皆此類にして尙大阪株式取引所の如きも代行機關を作らんとするの議ありと聞く、斯の如きは全く官營制度を模倣して尙至らざるものと稱すべく、官營制度に於ける信託會社は民營取引所と其附屬信託會社との兩者の機能を具有するものである。

三、官營を民營とし三取引所の合同を計畫するも財界の救済とならず。

民營計畫者は官營を民營とし特産錢鈔及株式の三取引所の合同を行ふときは株價騰貴し株主の窮狀を緩和し財界を救済すと主張す、即ち株價を釣上ぐるこれが唯一の目的なるも假りに三取引所の合同行はれたりとし其合同後の狀態を考ふるに大連株式商品取引所は現在既に不振にして合同後は有力なる主要株たる豆信及錢鈔の兩建株を失ひ殆んど自所株のみとなるを以て株式市場存在の意義は愈々滅殺せらるゝのみならず、取引の不振一層甚だしかるべきは明かである、従つて會社一般營業の成績に累を及ぼし株價の如きも當然低落を免かれぬ。如斯事情明なるに拘らず合同は株價を騰貴し財界を救済すると稱するは合同の事實を誇大に宣傳し、從來屢々繰返し行はれたる如く大連株式商品取引所の株價をほんの一時釣上げ其機を逸せず其株主を利せんとするものに外ならず、即ち之が爲彼等が自己救済の目的は達せんも是等の事情に疎く、宣傳に誤られ高價の株式を買取りたる新株主はやがて株價の反落により不測の損害を蒙るに至るべく、又假令合同により一時株價の昂騰ありとするも、前記の如き成績により其反落を來し財界に及ぼす影響は恐るべきものがある。要するに合同計畫は一部株主を利せんが爲吾々の取引市場の平和を破壊するのみならず各方面に大なる犠牲を拂はしむるものにて其惡影響の及ぶ所、又々新に救済を要する事態を發生せしむる事なきを保せず却つて財界を攪亂するもので決して財界を救済する所以でない。

四、同一取引所内に商品市場を併置するは不可である。

同一取引所内に商品と株式との兩市場を併置するの例はなきに非ざるも、兩者は全く其取引上の性質を異にし株式取引所は主として投機取引なるにより、株式市場は常に敏感に經濟上政治上及社會上等諸方面の影響を受け波瀾甚だしきを以て平穩なるべき商品市場を絶えず脅威し安心して取引を行ふ能はざる虞あり、之實需取引を主とするものゝ最

も苦痛とする所にして特に特産、錢鈔の兩市場は共に必然的に創設せられたる經濟上竝に貿易上缺ぐべからざる機關にして且つ國際市場として日支の關係相錯綜し居るを以て株式市場とは大に其趣を異にするものである。従つて兩市場の併置は不可なりと言はねばならぬ。

而して一方右運動を徹底せしむる爲には沿線に於ける各取引所關係者の後援をも得なければならぬと言ふ見地の下に同日各取引所取引人組合及信託會社に對し左の如き飛電を發した。

御承知の通り五品取引所關係者が官營取引所を徹廢し民營に大合同をなさんとするの計畫は豫ねてより行はれ來りたるが之單に五品株を一時的に釣上げ窮狀にある其株主を救濟せんとするに外ならずして其他に何等利益なく又理由なし。官營制度は最も理想的にして株式又は會員組織に比し幾多の長所を有し滿洲の實狀に適するものとして信頼する吾々取引人として誠に迷惑至極なる事は御同感と存す然るに最近頻々たる情勢は今や政友會内閣なるを好機として無理押しにも其目的を達せんとの意圖あるが如く、且つ當地の民營運動も中央と相策應して益々深刻を極め來る、吾等實に痛心に堪へず依つて關東長官及中央要路に對し電報及文書を以て盛んに官營存続の陳情を爲しつゝあり。關東長官は能く實情を諒解し居るも中央より政策的に壓迫し來れば之れを防ぎ兼ねるやの疑もあり、故に吾々は必死に各方面に運動し識者の諒解を得つゝある次第なり。就ては貴方も同じ立場にあらざるを以て此際貴方の御援助は極めて有效なるものあるを信するにより官營存続に付陳情等御援助を賜らんことを切望に堪へず茲に電報を以て御依頼す。

と。而して右の後援依頼電報に對しては、各所共反對陳情を爲す旨の反電を爲し、習三日奉天取引所錢鈔取引人組合が「張作霖が中央政權を緣とし、戰費調達の爲紙幣を濫發し特産の買占めを爲す等、日支貿易を阻害する暴舉甚だ多し、此の際に當り官營取引所は取引の圓滑を計り日支商民の信頼を博す、民營とならばこれ日支融和の機關に一大變化を與

へ弊害の及ぶ所大である」なる旨の電請文を滿鐵社長、關東長官、首相、外相、貴衆兩院議長、廣瀨内務局長宛發したるを手初めとして各所共民營反對の陳情を各要路に向つて發した様である。

然るにかゝる反對運動の性質として各團體が個々別々に其運動を爲すより各關係團體を打つて一丸と爲せる力強き大團體に依つて爲すに如かずと爲し、先般より二三團體と申合せたる官營存続期成同盟會を早急に成立せしめんとし同九日重要物產取引人組合より關係各所に宛て正式に加入勸誘狀を發するに至つた。而して右同盟會の規約を見るに、

一、在滿各取引所官營制度の存続を期する爲關係團體を以て在滿取引所官營存続期成同盟會を組織す。

一、本會に委員會を設け合議の上目的の達成を期す、委員は關係團體より選出す。

一、本會の事務を遂行する爲幹事長一名幹事若干名を置く。

一、本會の事務所を大連取引所重要物產取引人組合内に置く。

の四箇條より成り、言ふまでもなく官營存続を以つて唯一無二の目的となすものである。而して翌十日午前中までに油坊聯合會、公主嶺及奉天取引人組合の参加を手初めに同月二十一日ヤマトホテルに於て第一回の協議會を開催するまでには大連七團體、沿線六團體の加入を見、愈々猛烈に反對運動を続けん事を期したのである。

次で二十六日同盟會はヤマトホテルに於て第二回の協議會を開き十名の代表を東京に派して中央要路に直接運動を爲す事を決議したる外、種々の事項に就き協議が爲されたが同席上に於て左の如き痛烈なる宣言書を中外に發表した。

### 宣 言 書

頃者一派の策士は東都に於ける某要人を擁し名を滿洲取引所の整理統一と財界の救済とに藉り、其權勢を利用し以て在滿官營取引所の撤廢を當路に強要し先づ官營大連取引所を廢して其業務を自家と特殊の關係を有する大連株式商品

取引所に併呑せん事を畫策し、密かに行政審議會の議に附し以て野望の達成を期しつゝありと聞く、其真相未だ審ならずと雖も之を信すべき諸般の情報と一味の宣傳策動とに徴すれば必ずしも一片の塗説として看過すべきに非ず。抑も官營取引所は日本内地と全然其の經濟組織と社會状態とを異にせる滿洲特殊の環境に鑑み審議斷行せられたる獨創的制度にして之を株式組織取引所に比すれば幾多の長所を有するのみならず、最も良く土地の事情に適應し比年顯著なる發展を遂げ、今や滿洲産業貿易上樞要なる國際的市場として其名聲信用を遠く歐米に博しつゝあり。吾等内外當業者咸齊しく此制度に信頼し安じて其事業に従ひ會つて現制度の不便と弊害とを感せず何等其改廢の要を認めざるに拘らず何者ぞ擅に來つて我等の畛域を犯し徒らに美名を裝ふて我が營業の平和隆替を脅かし以て一部利權者流の私利私慾の犠牲たらしめんとするや、惟ふに政治の公明と綱紀の肅正を高唱し特に重きを滿蒙政策に措かるゝ現内閣諸公が苟も一派策士の暗中飛躍に動かされて輕々我滿洲經濟界の大事を愆り帝國政府の威信を中外に失するが如きこと無かるべきは我等の信じて疑はざる所なりと雖も、山來政界の時事に常規を以て測るべからざるものなきに非ず我等は數次其種の不純非道なる策動に脅かされ今復危機を孕みたる情勢に直面して憂惧悲憤の念禁ぜざるものあり、即ち茲に休戚利害を同ふする全滿十四團體相盟ひ我等の所信を披瀝して當局諸公及大方各位の清鑑を仰ぎ以て滿洲官營取引所制度の維持存続を確保し更に進んで彼等利權者流の毎に口實とする大正八年勅令第四九四號關東州取引所令の改正を稟請し以て滿洲經濟界の福根を絶滅せん事を期す

昭和二年十一月二十六日

在滿官營取引所存続同盟會

加盟團體

大連取引所重要物產取引人組合  
 大連取引所信託株式會社  
 滿洲重要物物組合  
 大連油坊聯合會  
 大連華商公議會  
 小崗子華商公議會  
 大連取引所錢鈔信託株式會社  
 大連取引所錢鈔取引人組合  
 奉天取引所取引人組合  
 開原取引所取引人組合  
 四平街取引所取引人組合  
 公主嶺取引所取引人組合  
 長春取引所取引人組合  
 長春取引所信託株式會社

次で翌々二十八日決定せられたる十名の日支陳情委員は陸路東上の途に上つたのであるが茲に官營存続派に取つて千萬の味方を得たるに等しき事柄が起つた。夫は兒玉關東長官の態度決定である。當時に至るまで長官は其の態度を鮮明にせず、取引人組合等の陳情に對しても何等明確なる解答を與へなかつたのであるが、其の後這般の事情を調査研究の

結果官營存続に反對の理由なく、關東廳の意嚮としても民營と爲すの必要を認めずと言ふ結論に達し、遂に當時の輿論を是認し政府が若し飽迄民營を主張するならば自己の進退問題にまで進展せしめても差支へない時まで其の態度を決定した様である。而して陳情委員上京に先立つ事二日二十六日神田内務局長同伴海路上京の途に上つた。かくて民營反對説を抱き乍ら上京せる長官は一日夜田中首相に會見し、取引所の民營は絶対に不可なる旨を縷々として力説し、之れに對して首相は「大連取引所民營は主義として必ずしも不可とせざるも、政府は今日に於て民營を實行せんとするの意嚮を有せず」と、之亦直ちに民營を實行するものに非らざる旨の明答を與へたのである。一方一日夜着京せる陳情委員も尙政府要路及政友會幹事長其他に會見して陳情する所あつたが、一日夜兒玉長官が得たる首相の確答に依つて略其目的を達する事を得たりと言ふべく、茲に囂々たりし民營問題も先づ一段落の形となつたのである。

次で同十二月十七日兒玉長官は其の職を辭し木下謙次郎氏新任長官に任せらるゝに及んで、而して新長官が取引所の經營は理論上民營が正當にして、大連取引所も早晩は民營に移すが至當であらうと言ふ意見を洩すに及んで又々取引所の民營移管は當業者其他に依つて憂慮されたのであるが、今日に至るも未だ其の實現を見てゐない。然し乍ら此の問題が全然世上から影を没したとは思はれない、折に觸れ時に應じて將來に於て幾度と無く繰返さるゝ事であらう。現に去る十一月末の如きも、其の真相は明かでないけれども、世上の金解禁説に刺戟せられた錢鈔當業者が來連中の木下長官を訪問して錢鈔市場が將來若し民營に移さるゝ場合ありとするも我々錢鈔業者は之に對して反對を唱ふるものでない旨を陳情したと傳へられてゐる。兎もあれ現今に於ては民營問題は潜行的時期に這入つてゐると言ふ事が出来るであらう。

以上の経過を要するに第一期に於ては重要物産取引人組合が表面的の民營主張者であり、第二期即ち大正九年より十年にかけての時代に於ては取引人組合、豆信、増田氏の三派競願時代と言ふ事を得べく、第三期大正十三年以後に於て

は専ら五品及び其の背後にある五品關係者が表面に現はれて主唱するに至つたのである。之に對して大正十年頃より現制度維持に決せる重要物産取引人組合を初めとし其他の當業者が眞正面より反對して今日に至つてゐるのである。

### 第三節 兩派の主張

以上に於て今日までに於ける民營問題經過の大略を説き了つたのであるが、次に官營存続論者及び民營論者兩者の主張を検討する事とする。

先づ官營存続派の主張する所を彼等が關東長官其他中央要路に提出したる陳情書及び歎願書に依り左に列記すれば

- 一、官營取引所は今日迄十數年來の沿革を有する。
- 二、其の取引人に日、支、歐米人を包含する大連の如き國際的取引市場に於ては官營を最も適當とする。
- 三、官營取引所は劃然たる特色を有す。即其の取引人は悉く天下の巨商にして、需給相直接し實需取引を主眼とする。
- 四、官營取引所は監督上理想的である。
- 五、當業者が官營に對して最も信頼してゐる。
- 六、民營は株主の利益の爲取引の公正を犠牲にするに至り官營は公正を主眼とする。
- 七、官營を民營とし三取引所の合同を計劃するも財界の救済とならず。

大略以上の諸點に歸する事が出来るであらう。多少の強調を考慮に入れるならば以上の論は大體に於て相當であると信ずる。存続論者の言ふが如く官營取引所は今日に至るまで十數年の歴史を閲したるに拘はらず未だ甚だしき失敗の跡を發見し得ないのである。若し制度そのものに缺陷ありとするならば、最も利害關係に鋭敏である所の當業者こそ先づ

起つて其の改廢を叫ぶが必然である、然るに彼等は幾度となく繰返して言ふが如く、現制度を最も信頼し、最も謳歌し最も期待してゐるのは抑々何に起因するか、畢竟彼等が最良と信じ、最利益と思惟するからに他ならない。若し収益のみ最後の目的とする、而して其の収益は殆んど手数料収入によらなければならぬ所の株式會社が現制度に取つて代つたならば、彼等こそ第一に其株主への配當金を納入しなければならぬ人々であるからである。(尤も現制度に於ける豆信及錢信も手数料を主収入とする株式會社ではあるが、現制度に於ける手数料は市場の提供及び取引の秩序統整に關する費用は關東廳が負擔するから、信託會社は擔保及精算に對してのみ徴收する所の報酬なるに反し、若し取引所會社が設立さるゝならば其の手数料の率は市場の管理、擔保及精算の全般の負擔に相應する如く定めらるゝから必ずや現制度の率以上となるは明かである。)

斯く當業者が信頼し、謳歌し、而かも現状のまゝに於て財界に寄與しつゝある現制度を何が故に改めんとするか、次に民營論者の理論的根據とする所を見れば

- 一、現今の如く世界一般に民主民權の唱道さるゝ時に當つて時勢に逆行して官營を之れ頼みとなすは聊か時代錯誤の感がある。
  - 二、大正八年十二月發布せられたる關東州取引所令は明に民營を原則とする旨規程してゐる。
  - 三、取引所合同に依り株價を騰貴せしめ銀行及株主を救済するは行詰まれる財界の救済となる。
  - 四、官營取引所を民營に移管する事に因つて關東廳の經費約三十萬圓を節約し得る。
- と言ふ諸點に歸する事が出来る。

先づ彼等は世界一般の民主民權思想に對して取引所の官營は時代錯誤であると言ふ。然し乍ら全般的に言ふならば或

は其の説は妥當であるかもしれないけれども、少く共取引所に關する限りに於て其説の妥當性は疑ひ無きを得ない。吾人を以て言はしむるならば取引所は一の公共機關であると信するが故に公共團體が其の經營に當るを最も至當であると信する。蓋し取引所を以て一の企業であると看做す彼等論者との根本的見解の差異であらう。然し乍ら取引所を以て一の民間企業であると看做すの説は心あるものゝ採らざる所であつて、世界各國の現状を見るも明かに看取し得らるゝ所である。尙進んで其の管理監督の權を當該經濟圏内全般に利害關係を有する所の公共團體たる商業會議所に委任する國も亦一にして止まらないのである。即ち獨逸は一九〇八年の改正取引所法に於て、伊太利は一九一三年の改正取引所法に於て夫々取引所の管理監督權を商業會議所に委任してゐる。我國に於ても大正十一年取引所法規改正の主要なる目的の一は現在の株式組織を漸次會員組織化せしめるにあつたのは論するまでもない事である。斯の如く我國を初め各國の取引所政策が漸次非企業組織化せんとする傾向にあるにも拘はらず、民營論者が口に民主民權思想の普及を藉りて、理想的制度に近いと思惟せられつゝある所の現組織を改めて純然たる企業組織化せんとするは取引所組織の趨向に逆行せんとするものであると言ふも敢て過言ではあるまい。

次に彼等が金科玉條として立籠る所の根據は大正八年十二月十三日勅令第四九四號を以て發布されたる關東州取引所令の附則である。其の全文は前節に於て既述せる如く明に關東州及南滿洲鐵道附屬地内に於ける取引所は原則として民營とする旨を規定してゐる。然し乍ら該勅令發布の主たる目的は大連株式商品取引所の設立に便せんが爲にあつた。而して當時の内閣が原内閣にして、五品理事長が政友會の主要地位に在りし小泉策太郎氏にして、而かも其の小泉氏が民營主義者の急先鋒なりしに想到するならば、滿洲に於ける取引所を原則として民營とする旨の附則が附け加へられたとて何人もその間の事情に疑を挿さまいであらう。然し乍ら例へ夫が熟慮の後正當なる手續に依つて決定せられたる附

則であるとするも、若し其の原則が當該地方の實情に適せないものならば敢て其の實施を強制する必要は毫もないのである。

更に彼等は取引所の合同に依り株價を騰貴せしめ銀行及株主を救済するは財界の救済となると主張する。成程取引所の合同によつて五品株は儘に騰貴するに違ひない、従つて株主及同株を手持する銀行は其の機を逸せず手放す事に依つて或は救済せられるであらうが然し乍ら夫は財界の救済を意味するか甚だ疑無きを得ない。即ち人氣作用に依り一時的昂騰する株價も其後に至りて合同による主要建株減少により當然來るべき株式市場の不振を入れて必ず反落を見るであらう。然らば株價騰貴に依つて生ずる事あるべき財界の景氣も所謂一時的空景氣に終り、又復從前に劣らぬ沈衰が襲ひ來るのではあるまいか。果して然らば論者の言ふが如き財界の救済は思ひもよらず、只一部株主及び其の間に機敏に立働く所の一部投機者流を利用するに止まりはしないか。昭和二年民營問題の白熱せる頃政府筋に關係ある某氏の如きは其の實現を確信して八方手を廻して五品株の買集めに奔走したと傳へられてゐる。上はかゝる政商より下は巷間の投機者流に至るまで、只管自己の利害打算より取引所の民營を目論むの士の甚だ多きを嘆かざるを得ない。

最後に彼等は取引所の民營移管に依つて關東廳の經費を節約し得る旨を主張する。此の點に於ては彼等の主張は正當である。現在關東廳が取引所關係に於て支出しつゝある經費は年によつて差異あるは言ふまでもないが大體に於て二十萬圓乃至三十萬圓の範圍である。關東廳は取引所を民營となす事によつて經費を節約し得る事は確であるが、其の經費により其れを節約する以上の効果を擧げ得るならば敢て節約も必要としないのではあるまいか。

#### 第四節 結 言

以上兩派の主張を検討する事によつて大體吾人の言はんと欲する所は盡された譯であるが、畢竟するに取引所組織に關する世界の思潮は今や企業として之を見るもの無く我國に於ても漸次會員組織化せんとしてゐる。かゝる際に於て滿洲が沿革的に公營組織を實行し而して今日に於ては着々として其の効果を擧げつゝある事は寧ろ世に誇る可きではないかとさへ思はれるのである。然るにも拘はらず輿論に反し現制を改めんとする事は吾人の贊する能はざる所である。現制を盛り立て進んで改善する事によつて其處に理想的制度を發見し得るのではなからうか。其の意味に於て吾人は我官營取引所に於ける擔保精算機關の組合化を提唱したいと思ふ。即ち現在の各官營取引所に附屬する信託會社を漸次的買収其の他の方法により取引人組合の手に移し、手数料制度を會費制度に變更し、以つて尠少なる費用を以て大量の取引を可能ならしめ、因つて滿洲重要産物の販路を益々擴大する事が財界に寄與する所以ではなからうか。

## 第二章 建値に関する問題

## 第一節 大連取引所

## 第一款 緒言

幣制の確立せる行政区域内に於ては取引所の建値に何を用ふべきかと言ふが如き問題は蓋し絶対に起り得ない所であらう。然るに現在の滿洲に於ては諸々の通貨が相錯綜して流通し而かも其の各々が或る階級に依つて絶對的に支持されつゝある所にあつては、取引所の建値として何れの貨幣を用るかと言ふ問題が起るのは當然であつて、而かもそれは重大なる經濟問題の一を構成するのに不思議はない。大連取引所に於ける建値は沿線取引所に於ける夫と異なり取引所開設以前よりの慣習に依つて銀圓を以て爲されてゐるのであるが、今日の金、銀兩建（實際には銀圓建のみであるが）制に至るまでには實に波瀾萬丈を極めたものと言ひ得るであらう。左にその沿革の概略を記述する。

## 第二款 沿革

大連取引所建値問題の沿革は當課編「大連建値問題」及び「滿洲に於ける日本取引所」中に可成り詳細に亘つて記述されてゐるから此處には其の概略を述べるに止める。

横濱正金銀行が滿洲に手を染めた抑々の初めは明治三十二年一月半莊に支店を開設したのに初まるがその後漸次勢力

を得、日露戦後即ち明治三十九年九月に至り軍票の回収に任ずる爲、金本位制採用に依つて不用に歸した所の日本の圓銀を準備として銀券を發行するに至つた。之所謂鈔票にして其の後幾何も無く華商の間にも流通するに至り、當時に於ける重要物産の取引も鈔票を建値として行はれたのである。明治四十四年關東都督府は滿鐵埠頭倉庫内の重要物産市場を特定のものとして保護するに至つたが、依然として建値は銀圓を用ひた。

次で大正二年大連重要物産取引市場は大連重要物産取引所となり、純然たる取引所となつたのであるが、その取引の建値に就いては相當の議論が戦はされた。而して結局我本位貨である所の金圓建に意見の一致を見たのであるが、從來の慣習もあれば同年九月三十日迄は銀圓建の取引を爲し得る旨を規定して九月一日より開市した。然るに市場は開市の運びに至つたのであるが一ヶ月を出でずして其の建値が金建となる所から華商中には傍觀的態度を取るもの多く取引微々として振はないと言ふ状態であつた。依つて都督府に於ても斯くては取引所設立の趣旨にも副はずと爲し、同月二十八日後一年間金建實施を延期した。其の結果取引は稍殷盛に趨いたが、期滿たんとするに及んで又復取引は絶無の状態に陥つたのである。於是豆信會社は滿洲重要物産同業組合の賛同を得て更に金建實施を延期されん事を都督府に請願し、其の議は容れられて事實上金建實施は無期延期に改められたのである。

其の後に於ても金建實施の時期は或は取引所長の當業者の團體に對する諮問となり、或は日本に於ける全國商業會議所定期聯合會の重要議題となり、或は大連に於ける滿洲特產物商聯合會の議案となり相當の重大さを以て經濟界の人々の間に取扱はれたのであるが大正十年に至り同問題は、大連は言ふに及ばず全滿の經濟界に一大旋風を捲起すに至つたのである。夫は同年の四月十五日當時の大連取引所長事務取扱たりし田中千吉氏が取引所樓上に各取引人及び其他關係者を招集して大連取引所の建値は大正十年十月十四日以後の受渡の取引より金建を斷行する旨宣言し翌日の關東廳告示



第三十三號が之を正式に發表したのに初まる。當時の取引人及び關係業者に取つては誠に青天の霹靂とも言ふ可く、驚愕の餘り殆んど爲す所を知らなかつたものゝ様である。而して其の結果、特産錢鈔市場の休市は言ふまでもなく、直接關係なきが如き株式商品市場も豆信、錢信株の大暴落に因り立會停止の止む無きに至つたのである。於是財界はたちまち大混亂に陥り其の趨歸する所を知らざるものゝ如くであつたが、先づその中に於て金建反對の聲は翕然として起り商業會議所、油坊聯合會、重要物産組合、各信託會社、兩取引人組合の代表は隨時各所に集まり對策に就いて熟議を爲し、四月二十六日重要物産取引人組合他四團體の名に依り先づ理由を具して陳情書を關東長官に呈したのを手初めに、華商會議會、重要物産同業組合、大連商業會議所等皆反對陳情を爲し、之等は一團となつて銀建存續期成同盟會なるものを組織して飽迄も金建に反對した。正金銀行が金建反對であつたのは言ふまでもない。之に反し一面に於て金建を擁護する人々も相當多く朝鮮銀行を筆頭に向井龍造氏等に依つて組織されたる金建擁護會なるものあり、之等は極力金建を支持し朝野の論は喧々囂々を極めた。然し乍ら關東廳の態度は極めて強硬にして飽迄金建を支持し、一旦發令せるものなるを以て俄に之を改めるの様子なく、又其の間に支那官憲の策動するあり、一面に同問題がかかる中にも經濟界を不況にらしむるを見て日本側取引人中には漸次軟化するもの多く、重要物産市場は遂に九月六日に至り前場開始せられ半ヶ年近くの間取引皆無であつた市場に活況を呈するに至り、錢鈔市場も同十二日より立會開始せられて言はゞ泣寝入りの形に於て建値問題も一先づは鎮まるに至つた。

然し乍ら其後に於ても各取引人及び當業者は切に銀建復歸を希望し機會ある毎に其の陳情を續行した。即ち同年十二月一日大連特産物輸出商組合は三井、三菱支店次長以下十三名の名を以て關東長官を初め日本當局に向つて金銀兩建採用を請願し、同月十五日には支那側特産取引人組合は前請願とは別に七十二名の連署を以て金銀兩建併用款願書を民政

署に呈出した。越えて十一年六月高橋内閣の總辭職に因つて加藤(友)内閣成立するや又もや三井、三菱、鈴木、日清製油を初めとして特産商二十七名は八月一日附を以て金建採用以後に於ける不便不利を七項目に亘つて詳述し、以て銀建に復歸せられん事を内閣要路及び山縣長官に向つて陳情した。其の後銀建併用の建議は大連市會の問題となつた事もあるが、同年九月山縣長官其の職を辭し新に伊集院長官の就任を見るや當業者はこゝに一縷の光明を認め寄々協議を進めてゐたが、十一月十八日に至り大連取引所重要物産取引人組合、滿洲重要物産同業組合、大連特産物輸出商組合、大連油坊聯合會の四團體の名を以て七項目に亘つて金建不可の理由を説明し、縷々當業者の苦衷を述べて陳情したのである。新長官も就任以來金建の是非に就いては鋭意研究調査し、其の結果兩建の得策なるを認めて大正十二年九月十三日告示第一四四號を以て金銀兩建を爲す事を得る旨發令し、茲に二年越紛糾を重ねたる建値問題も漸く落着を見以て今日に至つてゐるのである。兩建となせる精神は言ふまでもなく金及び銀の兩者を建値として取引を行はんとするにあつたが兩建以後に於ける實際の市場は金建に依る取引は皆無にして盡く銀圓を以て取引を行つてゐる現状にある。

然し乍ら大正十二年の告示は十年の告示第三十三號に「但し當分の内金及圓銀建と爲すことを得」る旨を加へたるのみにて原則としては依然として告示第三十三號の「大連取引所に於て賣買取引に用ふる建値は大正十年十月十四日以後受渡の取引より金建」である。於是乎大正十二年の告示は依然として一時的便法であると思ふべきを得べく、従つて同問題は根本的に解決したりとは言ひ得ない。何れの時か其の時機は困難であるとしても何時かは必ず其の原則たる金建に復歸するのではあるまいか。此の意味に於て大正十年及び其以後に行はれたる金建派及銀建派兩者の主張即ち彼等が理論的根據とする所を左に掲げて同問題根本的解決の參考に資しよう。

## 第三款 兩派の理論的根據

大正十年四月十五日突如として前述の如き金建布告の發布あるや、其の期に至らん事を熱望して止まなかつた金建論者は雀躍して之に呼應し、其の期に至らざらん事を祈つてゐた銀建論者は必死となつて之が撤回に努力し、文字通り喧々囂々の議論は朝野に充滿したのである。然し乍ら今にして之を通觀すれば、大體に於て銀建派は自己の商業的死活に關するが故に、金建派に對して甚だしく眞剣であり、一方金建派は事既に九分通り成就したるを以て徒らなる議論を避け寧ろ受身的に之を守つてゐた様である。以下彼等の理論的根據を述べよう。

先づ銀建存続派の論據を綜合すれば大略左の諸點に歸し得るであらう。

- 一、關東州は日本の行政權の行はるゝ地域ではあるが、其の住民は傳統的支那の風俗習慣に依つて生活し商取引を爲しつゝあるから、其風習に最も適合する銀建にて商取引を爲すが至當である。
- 二、關東州若しくは滿鐵附屬地の取引所に金建を採用する事が、日本の經濟的勢力の延長擴充であるとする考は誤りであつて、若し金建を實行すれば支那の取引商人は其不利不便を避くる爲、關東州外及附屬地外の所謂交易所に於て取引を爲すに至り、其結果州内及附屬地の取引所は有名無實となり、日本の經濟的勢力は其の根柢を覆さるゝに至る。
- 三、東三省は由來排日的行動の殆んど絶無なる地であつたが、日本の金貨を以て取引所の建値とする時は或は日貨排斥の舉に出づるやも計り難く、此の舉に出でざるも日支經濟提携の上に大なる支障を來す事明かである。
- 四、支那各港及び各市場の取引が銀建なるに、關東州及滿鐵附屬地の取引を金建とする時は、之等各市場との取引上に大なる支障を來し、従つて支那の沿岸貿易商取引の減少を來たし、延いては大連及全滿經濟上の不振を來たす。

次に銀建存続派の各團體及個人の主張する存続理由の概要を述べよう。

## 一、大連取引所取引人組合他四團體——錢鈔取引人組合、豆信、錢信、油坊聯合會（四月二十六日の陳情書）

## 1、大連取引所に於ける建値の沿革。

從來大連取引所に於ける取引は金建に依りて行はる可くして行はれざりし所以は其の建値問題の經過に徴するも明なりとして其の經過の詳細を掲げ、最後に其の經過を通觀するに從來關東廳は關係當業者の團體並に商業會議所等の意見を尊重して、常に之に諮問すると共に其の答申を採擇した。而して之等團體が會つて金建を要求した事はない。唯朝鮮銀行は金券流布の立場から熱心に金建實施を主張し各方面に宣傳之努めてゐるのであるが、上述の沿革に見れば金建實行の機運は未だ容易に熟したものと認められない。

## 2、外國植民地の事例に徴するも金建は不可なり。

英國の印度及香港に於ける例、獨逸の青島に於ける例を引いて、植民地に對し母國の文物制度殊に土民の囊裡に直接利害關係を有する貨幣制度の變更を強要するが如きは産業の發展を阻害し反つて之を萎縮せしめる處がある。

## 3、金建は特産物相場の高低を擴大せしめ市場を全く投機化せしむる處あり。

原産地に於ける特産物取引の仲介を爲すものが銀系の不換紙幣なるを言ひ、若し金建となるならば特産物相場は特産物物の需給關係及金銀の比價により決定せらるゝ他に相場通貨の騰落を加味して其變動實に激甚となり、従つて其相場は騰落常なく在滿當業者は勿論、日本及歐米市場に於ける商人は相場變動の原因を窺知するに苦しみ、かゝる危険性ある市場を嫌忌するに至り、市場は遂に相場の騰落により差金を争はんとする投機者流の輸贏場と化す。

## 4、金建は實需取引を場外に驅逐する處あり。

銀建が日支兩商に取りて取引上何等支障なき事を言ひ、此際強ひて金建となせば實需取引は相對賣買銀建にて場外に於て行はれ、取引所に於ける金建取引は場外取引に對する繋ぎの爲の空賣買を主とするに至る。

5、金建は華商に甚大なる影響を與ふるものなり。

6、銀建は邦人輸出商に採りても安全にして且有利なり。

華商は金建により爲替の危険を負擔するが、之を轉嫁するの途がないから其取引は爲替未決済の危険に脅され、一朝破綻を生ずれば收拾すべからざる状態に立ち至り、結局其取引相手たる邦商が損害を蒙る。依つて爲替機關を利用し得ざる華商に轉嫁困難なる危険を負擔せしむるより、之を轉嫁するに容易にして且つ便利なる機關を有する邦商が之を負擔する方が取引安全を期する爲に採るべき策である。即ち銀建が邦人輸出商に取りても安全且つ有利である。

7、金建實行は我國策上不利なる結果を生ずる處あり。

## 二、大連華商公議會（四月二十一日の嘆願書）

1、銀建の習慣及從來の效能。

2、金建に改めし爲現在既に影響を蒙る者。

3、金建を用ふる將來の損失。

4、金建を實行するは客を招くに障害あり。

以上は華商の直接受くる痛切の苦しみであるが、日商の受くるものとして左の四點を擧ぐ。

1、日支共存の大義に反す。

2、支商破産せば日商も勢ひ獨り存し難し。

3、日本對外貿易上の影響。

4、滿蒙開發を閉塞し優越の地位を阻害す。

## 三、滿洲重要物産同業組合（四月二十一日の陳情書）

這次財界の波瀾を説き其結果は

1、大連港貿易に一大痛撃を與へ。

2、貨幣の本位を異にする幾多華商の生業を奪ひ。

3、求めて華商を州外に驅逐するが如き惡結果を招く。

4、従つて過去幾星霜營々築き上げられたる當港の繁榮は漸次他所に遷去さるゝ事明白なり。

となして金建時期尙早を唱ふ。

## 四、大連商業會議所（四月十九日の陳情書）

略前者同様の理由に依り金建尙早を強調す。

## 五、田中福一氏述大連取引所建値論（大正十年五月、大連取引所銀建期成同盟會發行小冊子）

1、金建は理想論である。

2、金券普及と金貨撤布。

鮮銀が滿洲の幣制を統一して金本位となさんとするは結構であるが、その目的の爲には手段と順序を選ばなければならぬ。即ち先づ金貨を撤布して後金券の信用と勢力の擴充を圖るべきに、其の事をなさず徒らに金券普及を所期

し取引を金建と爲すは、根幹を忘れて枝葉に走るものである。

3、留貨普及の歴史。

日露戦争前後留貨が哈爾濱を中心とした北滿は勿論、南滿洲及山東方面まで普及し一時支那紙幣に代用せられし如く金券も亦普及するであらうと言ふものがあるが、彼は所謂兌換飽和状態に達するまで留貨又は金塊を以て兌換に應じて留紙幣の信用と勢力を扶植したもので、鮮銀の如く一枚の金貨一片の金塊をも市場に出さざる如きものと同日の談でない。

4、植民政策と金建。

5、滿洲は金貨國なりと言ふ説。

諸々の理由を擧げて滿洲は金貨國なりとの説を破り、寧ろ純然たる銀貨國であると言ふが正當であると結論してゐる。

6、支那人の爲替知識。

7、輸入品金建の可否。

8、金建實施の時機。

大連取引所創設當時建値を原則として金建としたのは金券普及して滿洲の經濟組織が革まり特産物取引が金性となつた場合、之を眞實に吟味し得る取引關係營業者の望む所に依り金建とすると言ふ歸着點を明示したものであらうと推し、而して其の時期として鮮銀が支那人の好まない金券よりも先づ金貨を撒布し、支那人が金券を愛好使用する様になれば自然特産取引にも金を使用することになり、此時が即ち建値を變更すべき時ではあるまいかと言ふ。

9、大連の得失及日本の利害。

金建實施後の大連の得失及日本の利害として左の諸點を擧げる。

イ、日本人が金對奉天票及官帖又は金對兩の直接爲替裁定方法を取れば、錢鈔取引は減少し極少量の實需筋の取引と爲り、恐らくは今日の現物取引相當の物にて足る。

ロ、錢鈔市場が寂れば折角銀市場を仲介者として上海其他と密接になつた關係が薄くなる。

ハ、若し北滿特産物が南下せずして浦鹽へ東下する昨今の脅威が實勢となれば、大連の打撃は甚だしいものがある此の豫防策は滿鐵の運賃政策如何にも依らうが、又北滿の特産物中心市場たる哈爾濱の取引建値と同系の銀を以て如舊大連取引所の建値とすることにもある。

ニ、支那人が爲替危険を嫌忌する場合は勿論、假令爲替裁定方法を取るとするもなるべく同一市場に於て特産物の取引と爲替の取極とをすることになり態々大連まで賣りに出ないであらう。左すれば取引の主力は自然奥地に集まることになり大連の特産物取引は減少する。

ホ、其結果大連は從來の奥地に對する需要地的立場を減じ外國に對する供給地的立場を變じて單なる通過貿易港となり、貨車から船へ積替へる物のみが多くなる。

ヘ、從來特産物取引から見た滿洲策源地としての大連は、今後神戸其他母國市場同様となり、特産物取引の滿洲策源地は何邊かに例へば、營口、開原、長春等になるであらう。

ト、又若し支那人が將來に於て連山灣にでも根據を据える事にでもなれば、これこそ滿鐵會社の經營に非常の打撃を與へ滿洲開發の努力は全く水泡に歸する。

チ、期くして滿洲經濟の中心は大連より奥地へ北進し、或は更に連山灣などへ移轉すれば、對滿經濟の實勢は今や戰時利得の餘威を以て世界未發の資源を開發すべく北滿に或は北支に巨額の資金を投下しつゝある某國に奪はれるかも知れない。

10、善後策。

善後策として銀建舊歸が可なるも關東廳及鮮銀の體面もあり金銀兩建併用を提唱す。

六、橫濱正金銀行頭取 梶原伸治氏（大正十年五月發行小冊子大連取引所建値に就きて）

- 1、邦商には利益なく支商には致命傷である。
- 2、金券の統一強要は國策上亦不利である。
- 3、銀券は滿洲唯一の標準兌換券也。

と言ふ三點を強調して金建實施に反對を唱ふ。

七、大連商議頭取 相生由太郎氏（十年五月發行の小冊子大連取引所銀建論）

- 1、金建は民意に反し何等の必要利益なき事。
- 2、金建を實驗的に施行するは不可なる事。
- 3、關東州は滿蒙の門戸なればその通貨に従ふ可き事。
- 4、滿蒙には大連の外他の門戸あれば金建を實施するに於ては大連の輸出は夫に奪はるゝ恐ある事。
- 5、輸入亦浦潮、營口に奪はる可き事。
- 6、金建發布以來取引行はれざるは「ボイコット」の爲に非ずして不可能なる爲なる事。

等を論ず。

八、水津彌吉氏（小冊子大連取引所建値に就て）

- 1、銀建に對し當業者は嘗て其變更を要望せず。
  - 2、華商は金建を好まず。
  - 3、我が輸出業者は銀建存続を望む。
  - 4、銀建は我が輸出業者にとりて安全なり。
  - 5、金建は我母國にとり得策ならず。
  - 6、特産物の二重危険。
  - 7、支那人の退去、投機者の跋扈。
  - 8、銀券の機能妙なる事。
  - 9、華商の危険は實際には轉化不可能なる事及輸入品の金建は一時の現象なる事竝に奥地取引は金化せざる事。
  - 10、金券は支那人間に普及せず。
  - 11、物價標準一定の爲に金建は適せず。
  - 12、國交上の影響、其他若し金建とせば先づ金貨を提供すべし。
- 九、滿鐵理事 松本蒸治氏（小冊子大連取引所金建制の可否）

- 1、従來の銀建ならば特産物を奥地に買付け之を大連に賣付くる中間商は土貨と銀との間の比價變動の危険を負擔すれば足り、金銀比價變動の負擔は輸出商が負ふのであるが、金建とすれば爲替約定其他に依り金銀比價變動の負擔

能力ある輸出商の負擔を取つて、之を能力なき中間商に荷はしむる結果、確實なる中間商を排除して薄資の投機的中間商のみを存在せしむる事となり、其の終局の危険は輸出商が負ふ事となつて、従つて取引の安全は破壊される又假りに中間商が錢鈔取引其他の方法に依つて危険を他に轉嫁して確實なる取引を營む事を得るとしても、其の保険料は畢竟するに輸出商に轉嫁せられるから、詰る所輸出商は多大の豫期し難き危険を負擔するか、又は不必要の保険料を含む高價な特産物を買はなければならぬ事になる。

2、輸入が既に金建なる故に輸出も亦金建でなければならぬとするものもあるも、輸入商は代金として收受する奉票、官帖等の不安定なるに懲りて彼等の獨占的地位を利用して金建を強ひたのである。其際偶々銀價漸騰の傾向があつた爲華商亦金建を利として實行するに致つたのであるが、一旦銀價暴落するや華商の破約を生じ輸入商亦甚大なる損失を蒙むるに至つた。斯くの如きであるから輸入の金建も果して利なるや否や今の所逆賭を許さぬ状態であるのに輸入が金建であるからとて之を輸出に及ぼすのは決して正當の事ではない。

3、特産物中高梁は山東地方に、豆油は南支地方に移出せらるゝものが近時増加した。而して之等貨物は其需要地に於て銀にて購入せらるゝから、大連に於ける取引を金建とする結果は再び之を銀建に引直す無用の手續を要し其の取引を阻碍する事甚だしい。

4、特産物相場變動の幅を大にし、爲に實需要取引を驅逐し純粹なる投機業者を跋扈せしむ。

5、確實なる中間商の營業を困難ならしめ、又取引所を純粹なる投機場に化せしむる傾向を生ずる結果、支那人の中間商人中には大連を去つて他所に移る者を生ずべく、大連に於ける特産物取引に永久的の打撃を與へ、其の經濟的生命に致命傷を與ふるだらう。

とて金建に反對する他、尙金建が滿鐵に及ぼす影響として左の四點を指示してゐる。

- 1、北滿貨物の東下。
- 2、同貨物の奉天より京奉線に依りて營口へ南下する事。
- 3、沿線附屬地の各取引所に對しても金建とせば支那中間商の附屬地以外の支那交易所に去る事。
- 4、連山灣築港が大連港の脅威たる事、及び其築港が金建強制に依りて競争者たる他の外國に力を假すの結果となる事。

十、伊藤文十郎氏（金建問題に對する私見、遼東新報五月七日）

- 1、關東州の滿蒙に於ける經濟的地位。  
我行政權の行はるゝ關東州は滿蒙に於ける一小部分に過ぎず、地理的にも經濟的にも獨立的地位は保ち得ない。
- 2、支那の通貨と國民性。  
支那の國民性が財に對する執着心強きを言ひ、而して其の財は古來銀にて評價され彼等の銀との親みは想像外である。然るに金建強制は異民族統治の根本義たる財産の安全を脅威し、彼等の文化を侮蔑するもので不可なり。
- 3、通貨政策の無方針。

日本側通貨の變遷を説き、且つ金券と留紙幣との差異を論じ金貨撒布を高調す。

十一、古澤丈作氏（小林博士の金建論を排す）

後述する小林博士の論に對する反駁であつて、博士は事實を無視せるものであると爲し、尙圓銀の性質として左の五點に亘り圓銀の金券に勝れるを説く。

- 1、金券と圓銀と滿洲に於て其何れが既に一般取引上普及せるや。
- 2、兩貨何れが取引標準として變動少なく確實性を有するや。
- 3、取引決済機關として何れが供給潤澤であるか。
- 4、特産物の産地たる滿洲奥地の通貨との關係如何。
- 5、特産物需要地との通貨の關係。

次に金建論者の主張する所を綜合すれば大略

- 一、關東州は日本の行政權の行はるゝ地域なれば、日本の金貨を以て幣制を統一するも敢て不自然でない。否寧ろ州内に銀を以てする建値は日本の經濟的勢力の及ばざるを裏書するものである。
  - 二、滿洲に於ける當時の通貨の流通高は金券を第一とし、殊に大連は南滿洲に於ける金建取引の中心市場にして金券流通高最も多く、各種商取引の決済用として日支間に通用しつゝあれば大連取引所の建値は金建とするを適當とする。
  - 三、大連に於ける輸入は主として金貨本位にして、輸出は特産其他銀本位なるを以て貿易業者の苦痛一通りならず、況や銀價の變動甚だしく商取引の危険を誘致し易く、之に反して金建取引は危険乃至不便なく殊に日本商の利便此上もなし、取引所の建値は當然金を以てすべきである。
- と言ふ諸點に歸し得るであらうが、更に重なるものに就き各個の意見を次に掲げる事にする。
- 一、朝鮮銀行理事 太田三郎氏
  - 1、銀資買入の困難なる事。
  - 2、圓銀建は油坊に對して不便なる事。

- 3、圓銀は流通額少き事。
- 4、圓銀のみが貿易貨幣ならざる事。
- 5、物價の標準を統一する爲是非共金建にせねばならぬ事。
- 6、滿洲と内地との經濟的連結を圖る爲にも金建にせねばならぬ事。
- 7、華商が日本側銀行の資金を吸収するに金建は最善の策なる事。

二、滿蒙殖産専務 向井龍造氏（金建擁護會より發行せる小冊子大連取引所建値問題）

- 1、金建は取引所を投機化せず。
- 2、製油業は金貨國の需要の旺盛によりて發達し銀建なるが故にあらず。
- 3、圓銀は流通少く取引所の取引決済の具に過ぎない。
- 4、特産物の消費者の大部分は金貨國人である。
- 5、金建にても華商の危険轉嫁の方法がある。
- 6、取引決済は金券にて始めて可能である。
- 7、今は金建實施の好機である。

尙氏は「梶原正金頭取の銀建意見に就て」なる小冊子をもつて、金建論の立場より梶原氏の所論を反駁してゐる。その主張は前述のものと略一致するがその大要を左に掲げよう。

- 1、金銀比價變動に依る特産物相場の變動を華商は他に轉嫁し得る。
- 即ち錢鈔取引所がある。而して其の期限以上のものに就きては日本側金融機關を利用すれば良し。

- 2、大正九年に於ける金と銀との貸出高を表示し、奥地に於ける特産買付資金は銀に非ずして寧ろ大部分金である。然るにも拘はらず大連取引所の建値を銀と爲し置くは非常識極まる。
- 3、次に油坊に就き銀建制の下に於ける日本人油坊は銀にて買ひ銀にて賣るも、銀資金を使用し得ないから危険を負擔するが、金建制の下に於ける支那人油坊は金にて買ひ金にて賣ると同時に金資金を充分使用し得るから危険の負擔がない。
- 4、銀券流通過少にして銀貸出も少く、爲替豫約の如きも漸次其取扱範圍縮少され、今や銀行事務としてではなく個人恩恵によつて之を爲してゐるに過ぎない。従つて現在の銀建制度の下では(1)我特産物商にして賣方に立つもの(2)輸出邦商にして爲替銀行の恩恵に浴する能はざるもの(3)當地にて貯藏又は賣買の爲に買方に立つもの(4)日本側油坊は、少數の例外を除き何れも銀資金の融通を受くる能はざる結果一箇月以上の先物取引を爲す場合は、盡く投機的取引に陥らざるを得ざるの境遇に立ち、従つて特産物取引所は一種の賭場に過ぎぬ様になつた。
- 5、從來對金貨國に對する貿易は日本人及外人の獨占であつたが今後は支那人をして進んでその貿易に参加せしめる。従つて金建は商業に有爲なる支那人に對する一種の開國的改革であつて、支那人に對する壓迫でなく一大福音である。
- 6、輸出品代金が圓金にて支拂はるゝに至る結果、滿洲全體の金融界に及ぼす効果は大である。
- 7、地方貨に對する標準貨幣は今日に於ては銀券に非ずして金券である。
- 8、銀券は斷じて滿洲と滿洲以外の各地間の貸借決済貨でも貿易用通貨でもない。

### 三、營口仁泰洋行本店主 熊野保一氏（七月十日發行小冊子大連特産物取引所建値問題に就て）

- 1、銀建取引は危険である。
- 2、支那人は金券を嫌忌せず。
- 3、銀價の變動は必ずしも損失を意味するものでない。
- 4、圓銀は危険多くして利少し。
- 5、圓銀を喜ぶものは少數に限る。
- 6、金券は貸出高流通高大である。
- 7、金券も亦貿易用通貨である。
- 8、銀資金は融通するのに不便、金資は日本の銀行から融通を受ける事容易なり、對金貨國輸出の引合が容易になると金券の實效を述べ。
- 9、金資の流入を容易ならしめる。
- 10、金建に伴ふ危険の轉嫁は錢鈔取引所を改善して純然たる特産取引所の補助機關とし、金建制の必要に應じて地方貨を上場する事とすれば目的を達せられる。又爲替の豫約に依つても可能である。

### 四、小林丑三郎博士（金建は日支の便益、大連新聞五月十三日以下）

- 1、取引の建値は變動少く且つ一般的なる圓金を標準とするが最も安全且つ便利である。
- 2、滿洲は日本と接壤し、且つ支那の周圍は金貨國であるから同地の通貨は金を以つてするが最も適當である。尤も現在滿洲の經濟状態は過渡期であるから、取引所は之を金建とし公定相場を定めて、實際の支拂は金圓又は銀圓或はその他土貨等其地域に於て融通するものを充用し漸次金貨に統一する。



- 3、現在は銀價暴落の時代であるから金建復活の最好機である。
- 4、銀價暴落の際であるから支拂資金としても圓金が良い。
- 5、輸入商品は金建である。
- 6、金建實施により銀相場を賣買し居る者は銀の需要が俄かに減少し之が爲に如何にも甚大なる打撃を蒙るが如く思惟するのは杞憂に過ぎない。
- 7、關東州は經濟上の大局に鑑み金貨統一を斷行するが得策である。

五、山本美越乃博士（滿洲の通貨と金建問題、大毎五月十七日以下）

幣制改革論より金建實施を英斷とし、支那及滿洲の貨幣不統一が商取引を阻害する事より、滿洲に金本位貨流通する以上金本位貨普及の方法を講ずるを至當なりとし、一方金建に依る建値統一を唱へ、銀建論の論據を左の如く駁してゐる。

- 1、滿洲は支那の領土であるから、その國の通貨に従つて取引を爲すが至當であると言ふ説に對して、輸入品の金建なる事を論じ、輸出品たる特産物も結局支那人は日本人に賣らざるを得ざる状態に在り、又斯くする事が彼等に最も便であることは貨物の性質より論ずるも亦輸出に必要な機關の設備等より考ふるも明なる所であつて、論者の言ふ所はその言や美なれどその實は虚である。
- 2、又論者は印度、香港、青島等の例を引いて論ずるが之等は地理的にも、通商交通の實質にも滿洲に對する我國の特殊の關係を考察する場合の引例にはならない。植民政策は其の對象の異なるに従つて異なる。
- 3、次に特産物の價額を激變せしめると言ふ論は滿洲と言ふ一小天地のこのみを見た論であつて、滿洲の特産物は

今や國際的性質を帯びた貨物で、其の大部分が金貨國に輸出せらるゝと言ふ事を忘れたものである。即ち金銀何れを使用する事が全體としての價額の動搖を小ならしめ、又取引の不安を除き去るかと言ふ事が眼目でなくてはならぬ。

4、金建制を實行せば大連は滿洲特産物の中心市場たる地位を失つて、例へば營口か開原かの奥地にその繁榮を奪はるるであらうとの説は一應尤もだが、由來某地點が通商貿易の根據地となり得るや否やと言ふ事は、單に其地の建値のみによつて決せらるゝものではなくて、運輸機關の完否、貨率政策の巧拙、港灣の特質、金融機關の設備、法律的保護の整否等が重大なる關係を持つものである。又多年大連に其根據を据え、建値以外に種々の取引上の便宜と保護を享けて盛んに商業に従事し來れる支那商人が金建となりたる一事を以て直ちに大連を去つて遠く他地方に移住するとは思はれない。

5、金建による華商の金銀比價變動の危険は、之に従つて總ての取引を金建と爲す事によつて防ぎ得る。論者或は右の説を空論と言ふかも知れないが、奥地農民が其特産物を賣つて購はんとする生活の必需品、即ち綿糸布、雜貨類の如きは既に金建に依つて輸入せられつゝある以上は、特産物を金にて商人に賣り、必需品を又金にて商人から買ふと言ふ様に賣買共に金勘定に依らしめると言ふ事は、必ずしも絶體的に不可能な空論とのみ評し去る事は出来な

5。  
6、支那人が銀を愛好すると言ふのは餘りに傳說的であつて、少く共時勢の推移と言ふものを考へない議論である。只支那人が金に對する親しみが薄いのみである。

尙爲替に關する實際上の智識及び危險回避の手段を講ずる事に於ては特殊の能力を有する支那商人であるから、金

建後に於ける爲替變動に依る危険は、何等かの機關を設けて之を避けるに違ひないと論じ、かくて金建採用の結果は奥地取引の建値の金建となる事から、延いては貨幣制度の統一となる利益を結果すると言つてゐる。

#### 六、河野伸之介氏（滿洲日日新聞、五月二十二日）

- 1、滿洲特産物に關する一切の取引が、我金貨流通の經濟圈内に於て行はるゝ事。
- 2、滿洲に於て統一的標準通貨は我金券を措いて他に之を求め得ざる事。支那側通貨の雜種不統一を難じ、寧ろイ廣き範圍に統一せられたる貨幣の通用を見る事が實際非常なる便宜を感じる（ロ）日本貨幣そのものが雜多なる銀貨に比し信用絶大であるハ）特産取引の如き莫大なる價額を支拂ふべき通貨として小洋銀及銀貨は其實在數料甚だ貧弱にして、常に金融界は逼迫しつゝあるに反し邦貨なれば多々益々便す等の理由に依り華商は金券を歓迎するだらう。
- 3、滿洲特産物が世界的商品にして、各需要國が金本位國なる事。

#### 七、蜷川博士（大連建値問題と外交政策、外交時報七月十五日）

植民政策としての同化政策を辨じ、關東州が永期又は永遠に日本の權力の行はるべき領地なる以上、これに同化政策の一として金建の實施を正當なりとし、又支那人に特別の不利なく、而も之と一致する金建を關東州内に於てその領土權の一作用として行ふは自由にて、外交上妨げなく排日貨を顧慮する必要なしと論じ、終りに關東州に於ては經濟上金建を利とし、支那人のするに委せよ再び歸らんと主として法制上の立場より金建を主張す。

#### 八、關東廳側（當時大連取引所に在りて金建問題を調査されし宇佐美喬爾氏の意見なれど、關東廳側の意見と見て差支ないであらう）

- 1、世に發表せられし銀建論は金貨流通の時に對する議論にして金建に適用すべきでない。田中福一氏の意見の如き全然爲替關係のみを見る。
- 2、金建反對者の主とする點は實は三井、鈴木等が内地人が金銀相場の不知に乗じて、此の間に相場に多少の手續料を加へて報告し、従つて支店長が得たる手数料莫大である。故に之を表向になす事を得ずして種々の理由に依りて反對するのである。
- 3、錢鈔は元來取引擔保の機關として生ぜしものなるも、現在は此の作用を爲すは一小部分にして大部分は爲替決済の機關たり。従つて金建銀建によりて影響する事少く、現に昨年金建以來錢鈔の出來高少かりしを嘆ずるも、その原因は實は世界的に銀が低落して動かす所謂釘付け相場たりしが故である。然るに錢鈔取引としては不動を嫌ひ動きありて始めて成績も擧ぐる譯にして金建そのものゝ影響ではない。

- 4、元來錢鈔は實需取引よりも差金取引を主とする故に、又錢鈔の特産物に對する資金需要は甚だ僅かにして百分の二位に過ぎず、然るに金建實施後は反て百分の四に増加す、之れ金建が錢鈔にも好影響ありし一例である。
- 5、特産物の受渡高は非常に増加す、此れ金建の結果實際は不便なかりしを證する。
- 6、金建實施の結果特産物商の顧客は減少せしも、此は奥地農夫が金建の結果相場に見當が付かざるに至りし爲にして、元來素人が相場に立入りて相場に變動を起さしむるは面白からざる現象なれば、寧ろ立入らざる方反つて好結果を來す。従つて顧客減少は憂ふるに足らず、又かゝる犠牲は堪へべき所である、尙近來は顧客又金銀の相場を知りて取引甚だ増加す。
- 7、内地商人は直接金に換算せる相場を知り得て便利である。
- 8、月末小商人は愚である。支那特産商及日本の鈴木、三井邊は銀行に金勘定、銀勘定（華商は奉天票勘定をも）等

種々の預金口座を有し、従つて金銀の變動によりて受くる損害を少なからしむ。特に支那人は三年に一度の決済を行ひ日本人の如く半年一度の短期決済に非ざれば、その最も良き時機に何れかへ乗換へ従つて商内甚だ便なり。然るに日本人は此の便法を行はず、しかも金勘定のみを預金すれば商内の計算甚だ煩雜のみならず、又相場が悪しき時機を待つを餘儀なくす。

9、この他イ)華商は金建によりて反つて投機の多くなりしを喜び、ロ)奥地商人に影響なく、ハ)從來とても手数料は金にて拂ひ、ニ)華商の賣買高も反つて増加し、ホ)華商の反對は日本人に乗せられたのである。

以上は金建問題勃發當時及其の直後に於ける兩派の理論的根據であるが、前述の如く銀建存續派の必死の運動も其の效を奏する所なく、寧ろ泣癡入りの形に於て特産は九月六日より、錢鈔は同月十二日より夫々立會を開始したのであるが、其の後と雖も日支當業者は同運動を放棄する所なく更に金建を行へる經驗の結果、不便利なるものありとして兩建の陳情を續けた。以下彼等の陳情書によつてその根據を見よう。

一、大連特産物輸出商組合(十年十二月一日日本要路及び關東長官へ呈出せる陳情書)

1、金建取引の結果、大豆及豆粕は其相場が需給關係以外に銀價と内地米價に直接左右せられ、銀建當時よりも相場の變動甚だしく且つ騰落の値幅廣く差金を目的とする投機取引には恰好なるも、實物受渡を主眼とする當業者には危険多く取引する事甚だ困難となれり、無論從來とても内地米價及銀價は或形式により相場に影響を與へたりしも現在の如く大豆一本にて定期米と銀との兩相場を賭するが如き事なし即

イ、定期米相場は實需に依り高低する正米相場にも或る因果關係を有するは勿論なるも、而も期米相場は差金を目的とする仕手關係に依る場合多く、従つて之が直接影響を特産取引所が感知するせば、特産取引は内地定期米

相場の延長となり、期米仕手以外に立つものは其去就を決する事困難にして甚だ危険を感ず。

ロ) 從來世界的中心市場の一たる上海爲替市場の氣配に附隨せし當地鈔票相場は、金建取引となりて以來此傾向を打破し、反つて上海市場に逆行する場合尠からず、常に上海大連間に介在し特産氣配と關聯して行動する支那投機商の跳梁に委し、同日中にも騰落の幅廣く殆んど端倪すべからざる相場が特産物に敏感する状態にして、採算を基礎とする輸出業者は殆んど相場の基準を見出すこと能はず當業者の苦痛眞に名狀すべからず。

2、投機的氣分増加の爲め實物大手筋の一舉一動は從來よりも一層市場に甚大なる注目を惹き、賣買共に相場に激動を與へ、大量取引は殆んど不可能事なるのみならず著實なる支那人が金銀相場の變動を恐るゝ爲、先物取引を爲す事少きを以て輸出商も亦多量取引に於ては先物賣買を利用する事難く、内地歐米向先物取引にも現物取引に依り手當するの他なし、従つて過大の資金を要し、且つ相場の上々大なる爲追證増證を要する事は當業者の忍ぶ能はざる所なり。

3、支那特産商は地方貨幣並に金銀相場の變動より生ずる全部の危険を最も安全に採算せざれば賣らざるを以て、大連取引所に於ける支那人の實際取引は自然減少し、買付に不便なるを以て輸出業者並に油坊業者は自然に奥地取引所を利用せざるべからざるに至れり。

4、大連に於ける油坊六十一軒の中五十四軒は銀資本なるのみならず、油坊業の原動力たる苦力賃油草其他の材料は大部分小銀貨支拂なるを以て金建の結果二重三重に爲替關係起り、而も其變動激甚にして油坊業者の危険と不安とを感ずること他人の想像し得ざる所なり。

5、邦商は金建となれば取引極めて容易なるべしと考へられたるが、事實は全く之に反し、金銀相場の變動過敏に特

産物に波及するを以て銀建當時よりも一層金銀爲替關係に至大の注意を拂はざるべからざるに至れり。而して金建取引開始以來錢鈔市場に、於ける邦人の取引減少し、支那人間の取引九割を占むるを以て金銀相場は支那人に依りて支配せらるゝに至り、其結果として從來優越の地位を占め居たる吾々邦商の勢力甚だ微弱となれり。

6、金建の結果取引を投機化せしめたる爲め近來素人筋の思惑を試むるもの漸く増加し、市場をして不健全ならしめつゝあるのみならず、内地よりの註文は到來するも然も投機者を誘致したるのみにて、爲に特色ある大連特産市場を益々悪化せしめつゝあり。

7、元來大連取引所は實需取引を主とする優良なる特色ありしも金建の結果此特色を失ひつゝあり、即ち前項屢々述べたるが如く投機取引が大部分を占むることとなり、従つて單に日々の取引高より見る時は銀建當時と大差なしと雖も其實質に於ては大いに其趣を異にし、轉賣買戻を豫期する取引所内の空賣買がその主たるものたらむとするに至りつゝあり、又支那商側に就きて見るも奥地よりの客人滞在数は昨年の八百餘人に對し本年は僅に百六十餘人に過ぎざる事實に徴するも略々推知する事を得べし。

8、金建實施の反影として奉天、長春に於ける輸入品金建禁止問題は之を別とするも、近時哈爾濱より北滿貨物の浦鹽向輸送の優勢となれるは、表面運賃關係に依るが如きも裏面の事情は全く大連取引所金建の結果なりと傳へらる、蓋し若し大連に銀建をも存続せば同地に於ける華商は容易に賣繋ぎを爲し得て貨物を南送し來るべきも、今や其機關なきと同様なるを以て哈爾濱取引所の殷盛を來し同取引所を利用して盛んに浦鹽に積出中なり、従つて今後恐らく既約品豆粕七十萬枚大豆五萬噸を除けば北滿貨物の大部分は浦鹽に向つて輸送せらるべし、況んや此問題を主なる動機として奥地華商間に排日思想熾んなるに於てをや。

## 二、支那側特産取引人組合（十二月十五日七十二名の連署を以て爲せる嘆願書）

1、特産物相場の騰落並びに變動甚だしく、爲に空賣買等賭博的投機事業には恰好ならんも著實なる當業者に採りては危険多し。

2、投機取引を爲さんとするもの増加せる結果、眞摯なる當業者は先物取引を手控へ、輸出業者も多量取引を爲す事能はず歐米及日本向貿易には現物取引に依るの他なくなつた。従つて信託會社の収入も減じ延ひては市中の繁榮にも影響を及ぼす。

3、華商の或るものは銀建取引の行はるゝ奥地に至るものあり、又油坊業者中には奥地に至りて大豆、豆粕の賣買を爲すものを生じた。

4、金建實施以來華商の損失を受くるもの甚だ多く、日商中にも又痛苦を感ずるもの多し。

5、金建以來取引高は特産、錢鈔共に減少しかくは取引所設立の方針に相反するであらう。

6、金建實施以來三箇月の成績を調査するに豆粕一枚に付五十錢、大豆百斤に付一圓の高低あるは取引所開始以來の事にして、かくては銀建たる他取引所に利權の外溢を吸收せられ、市場不振に陥るは火を賭るより明である。

## 三、大連特産物輸出商組合（十一年八月一日附新内閣の要路及長官に致したるもの）

陳情文は之を略し左に理由とする所を列擧するが、之に對しては關東廳が各項に就き辨明的反駁を試みてゐるから、而して其は當時に於ける關東廳の立場を知る上に於て好都合であると思はれるから、理由説明文の全文を掲げ併せて關東廳の辨明書を附記しよう。

1、金建は金銀爲替相場變動の危険を免れしむるものに非ず。

大連取引所の建値を金とすれば金銀比價の變動より生ずる危険は支那商之を負擔する事となる故邦商は之を免るゝに至るべしとは金建論者の極力主張する所なり然れ共之全く皮相の見に過ぎず滿洲が銀本位なる以上假令特産物取引の建値を金とするも本來賣方なる支那商は之を銀に替へざるべからず従つて支那商は金銀爲替危険料を加算したる値段を以て賣らんとし金銀比價の變動は奥地銀建取引所の相場と共に鋭敏に大連市場に影響するに依り邦商は例令表面金にて取引すると雖も其値段の實質は常に銀變動を包含し到底銀と絶縁する能はざる狀況にあり。

## 2、金建は取引を不安ならしめたり。

銀建當時にありては邦商は金銀比價變動の危険は商品の取引と區別して爲替の取極めによりて隨時自由に轉嫁するを得たりしが金建以來相場の變動は直ちに特産物の相場の中に加はりて騰落するが故唯速き輸出先に賣り繋ぐ外其危険を免るゝ能はず而も其相場は刻々變動するを以て之亦容易の業に非ず爲に商賣は常に不安の狀態に曝さるゝに至れり。

支那商に取りては或は支那商は通貨の變動によりて生ずる危険は巧に之を迴避するの術に長けたりと謂ふものあるもその長ずる所は單純なる目先勘定の事にして邦商の如く爲替機關を利用する信用と智識とを有せず唯錢鈔取引市場に依りて金を銀に賣り繋ぐの便を有すと雖も特産物取引の限月は四ヶ月以内なるに錢鈔取引は事實一箇月以上の長期取引はれざる故金銀比價變動に依る危険を轉嫁する途は甚だ不充分なるを免れず支那商が金建を好まざるは此點より見るも明なり蓋し支那人の立場より見れば滿洲に於て特産物の建値を金とする事は恰も横濱生糸取引所に於て建値を米弗建とし若しくは大阪三品取引所に於て綿糸取引に銀兩建を以てせんとするに均し其不便と苦痛は謂ふ迄もなし而して金建の結果尤も苦境に陥りたるは大連に於ける油坊業なりとす大連に在る油坊五十七軒中一二

の例外を除けば全部支那人により銀資本を以て經營せられ其原動力とも言ふ可き苦力賃油草其他材料の大部分は小銀貨支拂なるを以て金建の結果二重三重の爲替關係起る事となり危険と不安を感ずること甚だし加之金建以來之を支持せんとする一部金融業者は放漫なる貸出によりて銀資の油坊に對し金資の油坊を濫設せしめ徒らに生産能力を増大せしめたる爲め原料高製品安の變調を呈せしめ遂に新舊油坊をして採算不引合の苦境に陥らしめ今や油坊の賣物續出するに至れり。

## 3、金建は投機取引を奨勵す。

前述の如く金建取引以來其相場は需給關係の外金銀比價の變動を加味するに至り其騰落の程度は銀建當時に比して一層急且は大なり之が故着實なる當業者は甚だ危険を感ずると雖も實際貿易に従事せず單に取引所に於て投機的空賣買を爲す者には寧ろ恰好の機會を與ふる事となれり且つ内地に於て期米相場を爲す者は同時に大連に於て豆粕の投機思惑を試み内地人にして大連市場に於て粕の轉賣をなす者を見るに至れり之れ銀建當時に在りては嘗てなかりし不自然なる奇現象なり如斯して今や大連に於ける特産物取引は特産物により定期米と銀の兩相場を賭するが如き有様となり實需取引を目的とするものは困惑するに反し専ら投機的空賣買を目的とする小資本家又は素人の思惑を刺戟するに至れり而して彼等は亦取引人の資格なきものと共に場外取引に従事し取引市場を以て場外取引の繋ぎ場として取引所の取引に累を及ぼすこと少なしとせず元來大連取引所の發達は實需取引を生命として生れたるものにして之其特色として誇る所なりしが金建以來漸次其特色を失ふに至らんとするは甚だ遺憾なりとす均しく取引行はると雖も其内容の不健實になりしことは注意を要する點なり。

## 4、金建は大連の取引を不振ならしめ奥地取引を増加せしむ。

從來奧地及山東地方より大連に來集したる支那商は金建以來自ら銀建市場に赴き爲に大連の取引高は減少を示せり若し年々の増加率を計算に入れば甚だしき不振に陥れるものと謂はざるを得ず今昨年九月大連取引所に於て金建取引開始以來本年四月迄の取引高を前四箇年の同期間と比較するに左の如し。(單位噸)

	自六年九月 至七年四月	自七年九月 至八年四月	自八年九月 至九年四月	自九年九月 至十年四月	自十年九月 至十一年四月
大豆 現物先物出來高	一、五〇、四四五	二、九二、六二〇	三、四四、九一〇	一、八四、二四〇	一、三六、三三〇
大豆 先物受渡高	一、〇四、二一〇	一、六〇、九〇	一、六五、八〇	一、〇四、〇一〇	八五、七一〇
高粱 現物先物出來高	一、〇三、三〇六	六七、二四〇	六五、四八〇	五四、七六〇	五四、四六〇
高粱 先物受渡高	一、五三、九〇	二、二五、〇	一、〇一、九〇	二、四六、〇	二、一四、〇
豆粕 現物先物出來高	一、〇六、六六四	四、七四、三六二	五、三三、二一七	二、六四、三九一	二、六八、三三一
豆粕 先物受渡高	三、六、七六	二、九、六七	五、八、六四	二、九、九〇九	二、六、八八
豆油 現物先物出來高	一、七〇、六	一、五〇、三六	一、三二、九	一、五、五三	二、九、六六
豆油 先物受渡高	五、〇四、五	三、七、八	二、五、〇三	一、六、〇三	一、〇、七六

之に反し一時不況に陥りし奧地銀建取引所は其後取引の隆昌を見るに至れり則ち開原取引所は大豆取引に於て既に大連を凌ぎ長春取引所は以前絶無なりし高粱取引開始せられ又支那人側哈爾濱取引所は其取引益々盛にして北滿市場として遙に大連を睥睨するに至れり此事實は奧地銀行に於ける支那商の豫金及支那商に對する貸出又は支那商特産資金の大連對奧地送金の増加等に徴するも明なり金建論者は客年九月以後引續き取引の行はるゝを見て之れ金建取引の可なる所以を立證する者なりと謂ふも之れ當業者に何等の同情なき形式的皮相の見解なり既に大連に資本を固定し取引に従事する輸出業者又は油坊業者は法の威力を以て金建にあらざれば取引を禁止せらるゝ以上其生業を

廢止せざる限り不利不便を忍びても取引に従事せざるを得ず單に此事實を捉へて飽く迄金建を強制せんとするは實に當業者の堪へ難き苦痛なりとす。

#### 5、金建は銀資金を大連より流出せしめ金融を益梗塞せしめたり。

銀建當時にありては各地より大連に來集する支那商人は皆相當の銀資を持參し銀行預金の如きも二三千萬圓を保有するを常としたりしが金建以來銀資金の大部分は大連より回収せらるゝに至れり從來特産取引に關係せるものは直接間接銀資金を使用し大連に於ける支那人の銀資は金融界を潤し利便を與へたること少からず然るに金建の結果は支那人の銀資金を驅逐したるにより大連の金融は益梗塞し經濟界の困憊を一層甚しからしめたり最近低利資金借入の請願をなすの餘議なきに至りたる一因は亦是にあるは掩ふべからざる事實なりとす始め金建論者は金建實行後は大に金券を増發して金融上の不便ならしむる事を聲明したるも其供給には自ら限度あり若し金券の浮動大なれば投機的に金銀比價の差を利せんが爲め或は又銀資の買入の爲め支那商の手に依りて金券は天津、上海方面に輸出せらるゝに至るべし惟ふに獨り金券を以て滿洲の金融界を調節せんとすることは至難の事なれば金資の外に銀資の融通により彼是相調和して邦商並に支那商の利便を計ることは最も望ましき事なり。

#### 6、金建は一般經濟界に惡影響を及ぼし日支の經濟的提携を阻害す。

大連の特産物取引は滿洲に於ける經濟的活動の樞軸を爲すものなり大正九年の大連貿易額は五億九千三百萬圓に達し其輸出は三億四十萬圓にして其中大豆、豆粕、豆油の輸出額は二億五百萬圓に上り總輸出額の七割以上を占むるの狀況に在り故に其取引の振否と賣買の便不便の影響は經濟界の各方面に波及するは固よりの事なり故に金建當初其不便を叫びたる者は主として當業者の團體に過ぎざりしが今や各商業組合は金建に對する不滿の念を抱くに至れ

満洲にある支那人に取りては特産物の生産販賣は彼等の經濟的生命なり然るに其代金として受取る通貨は彼等の資本とする銀系統の通貨にあらずして嘗て正貨と兌換せられたる事なき金券となれるが故に彼等は根本より建値を不便とし之を嫌惡するは已むを得ざるの數なり而して彼等の人心を離反せしめ曾て官憲に信頼したりしものは畏怖となり親和の念は反感と變じ排日の感情は頻々として事例に現はるゝに至れり從來滿洲は他地方と異り日支親善の關係厚かりしに今にして如斯現象を見るは我對支政策上洵に憂慮に堪へざる所なり。

7、畢竟建値は百害ありて一利なし。

斯くの如く列舉し來れば則ち建値は百害ありて一利なし而して一部論者の金科玉條とせる。

(イ) 建値にて取引は立派に出來つゝあり。

(ロ) 建値は日本に於ける消費者をして相場を一目に知らしむるの便あり。

に對し之を見るに

(イ) 威力を以て建値を強制せば久しく營業休止の苦痛に堪へざる當業者は不得已何建にても取引を行ふものにして例令建値ならずとも他の不換紙幣にて取引は立派に行はるゝに至るべし如此事實を捉へて以て建値を謳歌するが如きは寧ろ兒戯に類するものと謂ふべし。

(ロ) 建値取引開始以來日本の消費者は大連に於ける豆粕相場を一目に知るを得るも之を以て直ちに消費者が換算する事は事實上不可能にして之が爲何等利益なきのみならず却て小資本者の投機心を誘導し場外取引其他前述の弊害を生じ市場に累を及ぼす結果は日本に於ける消費者にも其惡影響を轉嫁するは明なる事實なり。

次に一部論者の金銀兩建に反對する唯一の論據は

(イ) 金銀兩建制とせば銀建取引のみ榮へ建値取引は有名無實に終るべし。

との主張なるも是れ則ち銀建の便利にして建値の不利なるを確實に裏書するものにして一部論者と雖も其不可なるを充分認め居るものと謂ふべし此事實に依りて其適否は一目瞭然たるに拘らず斯く當業者の齊しく不便とする建値を強て行はしめんとする理由那邊に存するかを知るに苦しむものなり。

之を要するに昨年四月建値發布以來今日に至る迄一年有餘引續き當業者間に愁訴嘆嗟の聲絶えざるは則ち建値取引實驗の結果其不利に堪へざる唯一の證左にして由來利益を目的とする商人が換算上左迄の不便なくば何を苦んで數年に亘り好奇的の陳情嘆願を爲さんや單に此事實のみに徴するも自ら其間の實情を物語るに餘ありと謂ふべし。

以上

(右に對する關東廳の辯明的な駁文)

大連特産物輸出商組合より八月一日附金銀兩建併用の陳情書を提出せり而して同組合は客年十二月一日同様の嘆願書を當廳外政府要路に提出し其際の理由も今次陳情書に列擧せる理由も大體同様にして特に之に對し辯明等をなすの要を認めざるも左に簡單に反駁を試み以て組合員等が銀建存続を翹望するの理由なきを明にし且つ彼等が眞に取引上不便を感じ餘儀なく本陳情をなすに至りしものに非ずして徒らに隨性的運動を繼續するものなる事を明にせん

1、大連特産物輸出商組合の本質。

本組合の創設に就ては客年十二月提出金銀兩建採用嘆願書の辯駁中にも詳記せる如く此組合は全く金銀兩建陳情の目的の爲に設けられたるものにして元來大連には滿洲重要物産同業組合なるもの存在し偶々建値問題勃發後同業組

合は比較的穩健なる態度を持し來りしに對し此の溫和的態度に慊たらざる銀建派の組合員が相謀り客年十一月二十九日大連特產物輸出商組合なるものを組織し自由に行動する事となり即ち十二月一日其の組合の名を以て金銀兩建採用の嘆願書を提出するに至りしものなり故に此組合の組合員を見るに從來正金銀行大連支店と特種の取引關係を有するか又は特に同行の恩顧を受けたる者を中心とし其他は二三巨商に追從せる徒等にして今次陳情書に組合員として連署せるもの二十七名に達するも之を大連市内全特產物輸出業者七十五名に比する時は數に於て其半數にも達せず且つ前述の如き正金系の特種系統に屬する者のみなり之を以て大連特產物輸出業者の代表意見と見る能はざるは論を俟たず。

### 2、金建は金銀爲替相場變動の危険を免れしむるものに非ず（理由の一）

金建後と雖も金銀相場變動の危険は邦商之を免るゝ能はずと言のは大なる誤なり何となれば大連に於ける特產取引を其生産地及仕向地の兩方面より觀察せば從つて瞭かなり金建實施後と雖も生産地大連間の特產物取引は依然土貨對金相場の爲替危険を蒙ること勿論にして特產物がその生産地に於て官帖又は奉票等を以て賣買せらるゝ以上餘儀なき事に屬す之に反し大連仕向地間の特產取引は金建實施後金銀爲替の危険を蒙ること絶無となり銀建當時輸出業者が常に金銀爲替の危険に曝され之に苦惱したること一掃せられ金建後輸出業者が銀相場に何等の注意を拂ふを要せず特產物相場の引合のみを以て輸出し得る利便を思はば如何に金建が滿洲特產物の海外輸出に裨益すること大なるかを知るべし。

然るに陳情者の金建後と雖も「到底銀と絶縁する能はざる状態なり」と言ふは即ち銀相場が特產物相場變動の一條件をなすを特に誇張するものにして金建實施後と雖も特產物の生産地が銀系の貨幣を本位とし之に依り賣買せらるるの嫌あり。

尙特產物生産地土貨（奉票）と金銀との爲替を知る爲め開原取引所に於ける本年一月以降七月迄の金對洋（金票對小洋票）銀對洋（鈔票對小洋票）の相場を検するに銀對洋は遙に金對洋に比し相場の變動大なるを知る之を以て見ると銀建當時の銀對洋が金建後金對洋の爲替關係に變更せられ而も其の爲替危険が少からず軽減せられたるを知るべし。

### 3、金建は取引を不安にした（理由の二）

金建は取引を不安ならしめたりと稱するも實際は銀建當時に比し取引安全且つ堅實となれり何となれば銀建當時は特產取引と同時に錢鈔取引を爲すを要し且特產物の騰落は常に銀相場の夫れと並行するものにあらずして特產取引より得たる利益を錢鈔取引にて失ふことあり又特產錢鈔共に損失を蒙ることありて誠に危険不安なりしが金建實施後は邦商特產の賣買を爲すも錢鈔に掛繋ぐの要なく特產取引頗る簡易となれり然るに陳情者が金建後取引不安となれりと言ふは何を意味するや之を知るに苦しむも察する所銀建當時は特產取引に銀取引を伴ひ複雑且つ危険なりしも他面二重取引を爲すの妙味あり然るに金建後此の二重取引と化したる爲め從來特產取引人が銀相場より生じたる甘味を忘るゝ能はず此の習慣性が安全且つ簡易なる取引を兼ふ原因ならん。

只華商が金建後特產代金を銀に賣繋ぐの要あるは陳情者の説く如くなるも大連油坊業者が金建後營業不振に陥れりと言ふは他の原因に依る事實を捉へ來りて附會強辯するものにて金建後支那人經營の油坊（銀資）と雖も金資を得



る事容易にして資金豊富となり金資を以て主要原料たる大豆を買付け生産したる豆粕亦金にて賣るを以て換算容易なるのみならず且つ支那人の習慣として決算は三年又は四年毎に爲す關係上金銀相場の有利の場合に金資を銀に交換し得べく陳情者の言ふが如く金建後支那人油坊經營難に陥れりと言ふは當らず大連油坊の不振は一般事業と同じく財界不況に因る一般的現象なり。

尙陳情書の言の如く原料の一部たる油草竝に苦力賃銀は依然小銀貨を以つて支拂ふも此等の危険は金對小洋錢の相場大連錢鈔市場に於て公定せらるゝが故に其適當なる比價に基き交換し置かば其等危険又は損害を蒙ることなく尙大連油坊に於ける豆粕一枚の加工費を調査するに十六錢六厘乃至十七錢の範圍にして（原料大豆持込費、油草代、油夫苦力賃、動力費、聯合會費）油草苦力賃の如き原料大豆三圓（八月十五日限相場）に比較するときは問題とするに過ぎざる少額にして油坊が小銀貨支拂に關し二重三重の爲替關係起り危険と不安を感ずること甚大なりと稱するは事實を証ふるものなり。

## 4、金建は投機機取引を奨励す（理由の三）

銀建當時にありては特産取引にて相當の利益を見るも銀相場に因り損害を招きしこと尠からず其當時に於ては特産物の需給關係以外銀相場の騰落に細心の注意を拂ふ事を要したり然るに金建實施後の特産取引は全く銀相場の危険すら免れたり然るに「金建取引以來此の相場は需給關係の外金銀比價の變動を加味するに至り其の騰落の程度銀建當時に比し一層急且つ大なり」と稱するは金建當初華商が金建に慣れざる結果銀相場の變動が特産相場に敏感したることありしを指して言ふものあらんも是全く過度期に於ける全く一時的の現象にして時を経るに従ひ銀相場の影響を感知せざることとなり今や全く此實なきに至れり。

## 5、金建は大連の取引を不振ならしめ奥地取引を増加せしむ（理由の四）

金建實施後大連取引所取引減退したりと言ふも歐洲大戰中滿洲特産界好況の絶頂期たる過去四箇年間と不況後の昨年の取引高を比較し昨年度の取引高の減少を以て建値變更の結果に歸せむとするは詭辯を弄するも甚だしく而かも金建實施前の取引高とを比較對照するときは此不況時に於ても尙且つ必ずしも其否らざるを知るべし。

## 6、金建は銀資を大連より流出せしめ金融を益梗塞せしめたり（理由の五）

滿洲近時の財界沈衰の原因を金建取引の結果なりと妄斷するも其の謬見なること明にして滿洲現時の財界不況は世界的經濟不振の結果なり特に滿洲金融界の如き未だ獨立の力なく一に母國の金融状態に左右せらるゝ所にして母國に於ては昨年末以來漸次金融梗塞の状態を呈し本年に入り引續く巨額の輸入超過は一層金融界の悪化を惹起し其の影響直接間接に滿洲に及び遂に今日の如き金融行詰りの状態を現出せる者と信ぜらる然るに陳情者が金建實施後銀資の必要なきに至り滿洲外に銀資流出し一方之に代るべき資金の放出不十分なるため現時の資金枯渴金融梗塞を來し財界不況に陥れるなりと言ふも今年七月末に於ける大連組合銀行預金貸出對照表に就き調査するも昨年同期に比し銀勘定に於て預金六五一萬圓貸出二三九萬圓を減じたるも金勘定に於ては預金一七三五萬圓貸出二四七二萬圓を増加したるを見る尙大正九年度（自九年八月至十年七月）に於ける金勘定の預金及貸出合計を比較對照するに銀勘定預金に於て二一、九八〇、七〇四圓の減少を示すも貸出に於ては却て二七、八九九、二二五圓を増加し更に金勘定に於ては預金貸出共に著しき増加を表はし論者の銀資流出に代はるに金資金の供給少きを爲財界今日の不況を見るに至れりと言ふは全く根據なき臆説と謂ふべし。

## 7、金建は一般經濟界に悪影響を及ぼし日支の經濟的提携を阻害す（理由の六）

大連の特産物取引所は滿洲に於ける經濟的活動の樞軸をなすものなり是は陳情者の言の如し故に銀建當時特産物仕向地が金資國たる關係上輸出上不利不便甚だしく滿洲特産取引の發達を阻害したる事少からず然るに金建當時輸出業者が蒙りたる金銀相場の危險全く一掃せられ海外との賣繋ぎ容易且つ確實となり日本内地は勿論歐米との引合容易に滿洲特産物は世界的商品として販路を廣く海外に需むること自由容易となれり爲に特産物の海外輸出を促進したり而して其利益は卸商之を獨占するものに非ずして滿洲在住の日支人共に此餘惠を受くべきものと言ふ可し(中略)尙陳情書に望むが如く金銀兩建制を採用せんか兩建制は同種の取引物件に對し金銀二様の公定相場生じ即ち一區に二箇の取引所を設置したると結果に於て同じく公定相場の本質を失ふのみならず取引所存在の意義を滅却するに至るが故に金銀兩建制は全然之を排斥せざる可からず。

四、大連取引所重要物産取引人組合外三團體(滿洲重要物産同業組合、大連特産物輸出商組合、油坊聯合會(十一月八日伊集院新長官に提出せるもの)

- 1、金建の結果爲替危険は日支商人共に之を負擔する事となつた。
- 2、輸出業者の不便。
- 3、油坊の經營難。
- 4、金建取引は消費者側にも百害ありて利なし。
- 5、投機取引の獎勵と取引の惡化。
- 6、大連取引の不振と奥地取引の發展。
- 7、日支經濟提携の阻害。

#### 第四款 結 言

以上に於て金建銀建兩派主張の主なるものを略記した。金建問題が大連の財界を騷擾してより茲に七年の歳月を閲みしたれども、經濟界の現状は一部の進展を除いたならば大局に於て隔世の感ありとも思はれない現状としては、依然として兩建——その實は銀建を踏襲する事が妥當ではあるまいか。

然し乍ら幣制統一の見地からしても、我國の對滿經濟關係をより密接にすると云ふ見地からしても、其他大局より之を見る時は一日も早く金融機關の整備、金票の信用擴充及普及其他の方法に依り滿洲の經濟狀況を金建實施に適合する状態に誘引するのが先決問題ではなからうか。

### 第二節 長春取引所

#### 第一款 緒 言

長春取引所の開市は大正五年四月であるが、當時吉林省財政は未だ餘猶あり、官帖の如きも不換紙幣とは言へ相當の權威を持つて流通し、一面華商が從來慣用したる土貨であるの故を以つて邦商の不便を忍んで其の建値は官帖と決定されたのである。

而して三四年の間は事無く官帖を建値とする取引が續行せられたのであるが、大正九年末より省政府の財政が缺乏を告ぐるに従つて官帖は漸次濫發せられ、其結果官帖の價値は漸落し大正五年當時對金(一圓)十五、六吊を中心として稍

安定の形にあつたものが大正九年末より四十吊、五十吊、八十吊と急激に下落するに至り、一方偶々曝露せられたる取引所信託の不正事件を導火線として大正十年種々曲折を経たる結果今日の銀圓建となつたのである。然し乍ら銀圓建に決定を見たのは正金銀行の力が興つて大きかつた。即ち正金が受渡代金たる鈔票を現大洋に兌換すべき条件を提示するに至つて初めて支那側の納得を得たのであるが同兌換問題は兩者に値開きを生ずるに至つて又復問題を惹起した。以下之等を詳細に記述し併せて今次の高梁官帖建問題を述べやう。

## 第二款 建値變更當時の経緯

大正十年一月二十三日長春取引所特産市場は、數日來賣崩しを策せる賣方の亂調子に依つて市場は大混亂に陥り遂に立會停止を命ぜらるゝに至つた。而して其の結果は、收拾に由なく遂に總解合にまで進展したのであるが、其の清算に方り信託會社は證據金其他差益金の拂戻資金に窮し茲に會社の亂脈積弊を漸次曝露するに至つたのである。

時偶々官帖の暴落するあり、以前より唱へられつゝあつた建値變更の問題は右の事件をきっかけとして愈々具體化された。當時に於ける邦商側の意見は邦貨建に集中し、就中銀圓建を支持するものが多かつた様である。之に反し華商側は一部の官帖維持、小洋票建を除けば主として現大洋建を固執し兩々相譲らざるの状態であつた。是に於て杉田取引所長もその各れとも決し兼ね結局日支取引人の意見を尊重して銀圓及び現大洋の兩建として關東長官に其の認可申請を爲すに至つたのであるが關東廳に於ては關係當事者協議の結果兩建は不可とし銀圓建値として認可した。所長は即時商議員會を招集して此の旨を提示した所、支那側商議員は銀圓一建値に極力反對し飽迄兩建説を主張して止まず、會議は非常に混亂を極めたが最後に若し現大洋を以て清算及び證據金等納入に際し代用する事を得、且つ換算相場を同一とするな

らば銀圓一建値とするも可なりとまで讓歩するに至り、此處に建値問題に漸く一致點を見出したのである。當時の正金長春支店長渡邊禮氏は華商側の主張を大いに諒とし、受渡に際し現大洋を希望するものある時は三十萬圓を限度として即時之を支拂ひ、若し三十萬圓を超過する時は一週間の餘猶を見て前以て申出づれば之に應ずる旨を諾した。其の當時正金の鈔票は多くは現大洋より幾分上鞘に在り、之より下値に廻るが如き豫想は殆んど無かつたから如斯措置に出でたのかも知れないけれど、蓋し非常な英斷であつたと言へよう。果して大正十二年末より現大洋漸次上鞘となり正金は遂に兌換停止を爲すの止むなきに至つたのは後述するが如くである。

斯くて條件附ではあつたが銀圓一建値に決定し信託會社の整理も漸次進捗を見、六月二十八日長春特産物信託株式會社（資本金五十萬圓四分の一拂込）を合併し、從來の五十萬圓より壹百萬圓に増資し滿鐵の推薦にかゝる山崎重次氏専務取締役任に就任して八月一日より左の如き臨時業務取扱規程に依つて立會を開始するに至つたのである。

### 一、建値は鈔票建とす但し

- (イ) 受渡代金は當分の内現大洋を以て鈔票同一價額にて代用する事を得。  
(ロ) 受渡の際其代金に現大洋を希望するものは受渡前に書面を以て其金額を信託會社に申出づべし其後に於て變更を許さず。

- (ハ) 前項の場合に於て三十萬圓以内の現大洋を交付するも其額を超過する時は一旦鈔票を交付し置き一週間以内に現大洋の交換に應ずべし。

- 二、本證據金は大豆一車に對し鈔票七十圓とし現大洋票を以て代用する事を得但し大洋票と現大洋と差額を生ずる時は其代用を許さず。

三、追證據金は賣買當日の帳入値段と其の以後の帳入値段とを對比し其差損金二十五錢毎に一車に就き損方より鈔票三十圓を差入れしむ。

四、前日の帳入値段より五十錢の高低ある時は一旦立會を中止し追證據金を差入れしむる事を得。

五、轉賣買戻は小口落を原則とし取引人の希望により指定落とする事を得。

六、相場の高値不穩當なる時又は取引人が不穩當なる賣買を爲し其他故意に市場を紊亂する行爲ある時は直に役員會を開き所長に申請して立會を停止せしむる事。

七、受渡期日は毎月一日とす。

(イ) 賣主は混合保管制度に依り荷造、口縫、驛出を擔任し而して買主は現品の検査を爲す事。

(ロ) 驛出後賣主は混合保管不合格其他の責に任ぜず。

(ハ) 本驛混合保管證券を以て受渡を爲す場合は普通品を以て標準とし上下百斤四錢の格差を授受するものとす此場合は新麻袋入とし代金を返還するものとす。

(ニ) 現品受渡は賣方は五日以内に引渡すものとし買方は引取りに二週間を超ゆる事を得ず。

八、身元保證金の等級に従ひ左記の通制限する事。

等級	一日の取引高	總殘玉
一級	大豆五十車	三百車
二級	同	二百車
三級	同	一百車

但し糧豆取引人は三級に準ず轉賣買戻しに對しては車數に制限なし。

九、手数料は一車金一圓二錢とす。

十、身元保證金は信託會社に納入済のものは別に徴收せず。

十一、當分の間新規取引に關する賣買業務は信託會社の舊債務に對して直接其責に任ずる事なし。

十二、前記以外の事項は大連又は當信託會社の規定に準ず。

### 第三款 正金の鈔票對現大洋兌換停止

上述の如くして銀圓建に變更した重要物産市場は其後差したる故障もなく取引を繼續して行つたが、大正十一年特産期頃より現大洋は其の沸底を材料として漸騰歩調を辿り遂に正金の鈔票を上廻るに至り、取引人中には賣渡代金は現大洋に兌換し得る所から、其の鞘を豫め計算に入れて賣出動を爲すものを生じた。然し乍ら當時は受渡高が餘り巨額に上らなかつた所から大して問題にもならなかつた様であるが、而も尙現大洋鈔票間の鞘は一張一弛を繰返し乍ら依然として安定せざる所から、兌換の鞘を目標として賣買を爲すもの多く十二年十二月限に至りては受渡高二百四十七車と相當の額に上つた。於是正金は現大洋沸底の爲上海市場に於ても入手する事を得ずと爲し、兌換に應ずる代りに其の差額を負擔して事無きを得た様である。然るに其の後に於ても値開きは依然として縮少せず、年末年初にかけては兩者の間に三四圓、處に依つては七、八圓の開きを生ずるに至つた。一方取引人中には此の現象を奇貨と爲し前述の受渡資金鞘取引の爲の賣買を爲すもの日に多く、其の結果一月限の受渡玉數は遂に四百六十四車約八十萬圓と言ふ取引所開市以來の最高記録を現出した。正金銀行は元々此の制度を實施するに就いては過去の受渡玉數から割出して三十萬圓を超過する事は

殆んど無いであらうと言ふ目算から英断を以て兌換に應じたものであると言はれてゐるが、眼前に此の事實を見て大いに驚き到底其の負擔に堪へ得ざるものとして、受渡期日に至り正金銀行は受渡代金の兌換は今後毎限月三十萬圓を限度として其以上は絶體中止する旨信託會社に申込んだ。於是取引人組合は大いに驚き聲を大にして正金の不信を攻め該申込を撤回せしめようとしてしばしば交渉する所あつたが正金側の態度も頗る固く、一月二十九日遂に交渉は断絶の止む無きに至つた。取引人組合に於ては同夜直ちに委員會を開き引續き三十日には總會を開催して左記六名の委員を擧げ今後の對策を講ずる事を申合せた。委員には

日本側 上田賢象、穴澤喜壯次、井上貞成の三氏

支那側 王 荊 山、王 翰 臣、李 欣 然の三氏

而して同三十日夜は大和ホテルに長春に於ける各通信記者を招き、大要左の如き同問題の經過及主張を發表した。

本問題は十二月の受渡の際に芽差したのであるが本問題の經過を論ずる前に一言して置きたい事がある。夫は長春取引所に於て去る大正十年の春信託の不祥事件勃發と同時に取引所の建値變更問題が惹起したのである。當時各取引人に意嚮は金建、銀建（鈔票、現大洋）、奉票建と四種に分れてゐた。而して大連取引所は此年四月十五日突如關東廳令を以て金建實施の旨を公布したのであるから此の長春の建値變更と言ふ事には衆目が集まつたのであるが長春取引人間に於ての意嚮は前記四種の中奉天票は問題とならなかつたが金建、鈔票建、現大洋建の三種は一は朝鮮銀行を背景とし一は正金を背景とし一は中間銀行を背景とし一步も譲らず暗中飛躍を盛んにして約四箇月に亘つて其決定を見るを得なかつたのであるが當時の杉田取引所長は數回の商議員會開催協議の結果

一、金建は日支人取引所として餘りに日本側に過し支那側が不便なる事。

二、現大洋建は日本人としては支那の銀行と取引し居るもの皆無の状態にて日本人に取つて最も不便である事。

三、鈔票は日本の銀行券であるが貨幣單位は銀本位で而も支那側に於て該貨幣は充分に馴れてゐる事。

右の理由に依り此際鈔票建が最も適當のものであると決議された。然るに支那側にては尙現大洋建を固守して此の商議員の決議にも服せなかつた程であつたが鈔票に決定する交換條件として正金が取引所毎限月の受渡大豆の代金に對して無條件にて五十萬圓を現大洋兌換に應じて呉れるならばとの議を提出したのである。時の正金支店長渡邊禮氏は之に對して五十萬圓の常置準備は困難なるも三十萬圓の常置は容易であるから何時でも夫に應じて差支へない而して三十萬圓を超過したる際は一週間の裕餘さへあれば何程にても之に應ずるとの事であつた。然らば之が覺書をとの請求を爲したが覺書を銀行より取引人に差出す事は異なるものであるから出さない自分は日本に於ける横濱正金銀行を代表したる長春支店長としての言で決して一渡邊の言でない今後支店長が交代したからとて決して變更の恐れはないと斷言したので勿論之は契約されたと同様に認められたので當時信託整理の産婆役であつた宗像金吾、田原稔の兩氏は萬一正金にて應ぜぬ際には兩人に於て此責に任する旨認め一札を信託會社に差入れてあり信託會社に於ても之が爲に臨時業務規程を作製し其第一項に此旨を明記して關東廳の許可を受け今日に至つたものである。

然るに十二月限の受渡となつて正金銀行より近頃上海に於ても現大洋が非常に沸底して手に入らず何うも兌換に應じ得ないから鈔票と現大洋の差額金支を支拂ふとの事であつた取引人に於て之は尤もな話であると正金の好意を謝した位であつた。越えて一月限の受渡期日となつた所が現大洋は沸底して到底手に入らぬと言つた現大洋三十萬圓が耳を揃へてあるので取引人は驚ろいたのであるが突如三十萬圓の兌換に應ずるが之以上の分に應ずるを得ないと言はれたので取引人は各れも啞然とした譯である夫は其管で一月銀の受渡玉數は四百車を算し約八十萬圓の物であるのに三十

萬圓のみでは残り五十萬圓あるので何れも賣方に於ては此差金を計算に入れてあるのだから堪らない此處に端なくも問題は起つたのであるが正金の依頼に依つて支那側は取引人組合長王玉堂より一月限だけは非常に玉數も多いから三十萬圓にて按分比例に兌換をする様にして正金の依頼を本月丈自分で對して打切つて欲しいとの懇談に支那側は王氏の面子に對して一月だけは三十萬圓にて納得したが二月以降は從來通り玉數が三十萬圓を超過した場合は何邊迄も全額兌換でなければ承知は出來ぬ事を申合せて解決したが日本側は今尙一月限の此未解決を解決せんとせず二月以降は三十萬圓を限度として之以上超過の分に對しては今後一切中絶であると言ふに至つたので吾々取引人としては前述の如く此兌換を爲すに至つた當初を考ふるならば斯かる實拍子な事を言はれた義理でないと思ふので哈爾濱鈴木商店に現任の宗像氏をも呼び寄せ田原、相良、山崎氏等再三再四正金を訪問協議したるも解決せず遂に井上地方事務所長、西領事をも煩らせて協議したるも解決せず三十日正金阿山氏及前記諸氏全部領事館に集合最後の交渉を爲したるも正金阿山氏は三十萬圓以上は絶対に二月以降は其兌換を拒絶する旨を斷言したので此處に遂に取引人對正金の大問題を起すに至つたのである。正金としては鈔票を現大洋に兌換する事は一つの義務行爲であつて何等かの理由なくは之を中止し得ないのである然るに單に現大洋が沸底とか自衛上利益だとか位の意味で中止すると言ふ事は承認出來ない。夫も二三箇月前から何うも現在の如く鈔票と現大洋との差額が甚しくは困るからと相談的に話合ふのなら兎も角頭から命令的に而かも受渡期日の當日に至つて何等の理由を附せず三十萬圓以上兌換拒絶を主張されては取引人が正金の態度を嫌らなく思ふのは當然であり且つ若し正金が應ぜぬ事になつた曉に於て田原、宗像兩氏の保證に對しても何等之を考慮する事なく鈔票を現大洋に從來兌換してやつたのは正金の好意であつて何時之を中止するも正金の勝手であると言ふ態度から見ると二月以降絶対に三十萬圓限度としたのは聽て其三十萬圓の兌換も中止せらるゝ事は

火を賭るより明かで決して取引人として之を黙して止む事を得ないのであるから正金にして反省し從來通り契約實施の目的貫徹に努力する心算である。

斯くて取引人組合委員は其後屢次正金當局と接衝を試みただけれど何等一致點を見出だす事を得ず、漸次問題は擴大して行つたので正金當局としても一應の辯明を試みる必要を認め、大連支店支配人乙竹茂郎氏は二月九日滿日紙上に左の如き辯明書を發表した。

#### 一、引換問題に對する正金銀行の聲明

本件は長春取引所建値問題に發端を生ぜしなり御承知の通り長春信託會社に例の疑獄事件が起つて當時大悶着の上關東廳滿鐵の盡力配意に依り又正金銀行よりも整理資金の貸出をなし之等にて整理が出來たのであるが其當時問題となつたのが建値問題であつて以前の建値に鑑み金、大洋、鈔票各れにするやにありしが先づ銀建と決り次で然らば鈔票大洋各れを採るやに付き問題が起り結局鈔票建となりしも支那人側は鈔票建に反對したる行懸りと事情等がありし爲當時取引の性質上主として賣方に立つ支那人側の希望に副ふ爲め大洋平價引換を當時長春支店支配人が聲明したのである之を見ても引換問題は主として對支那人の關係にありし事は明瞭なるなり。

#### 二、三十萬弗制限

右平價引換に關し長春支配人が前記の如き聲明をせし主たる理由は鈔票たる圓銀は其の重量及び純分に於て大洋と殆んど差なき故兩者の相場には差したる開きが起らざる可き事又當時信託會社が整理早々の事と過去に於ける取引高に照らし又その後取引振も當然一層健實となるべき事等の諸關係を考慮して實際上引換は起らない又起るとしても極一時的極少額であると言ふ事は當然想像したりしなり然れ共其用意として三十萬弗を目安として好意的にやらうと言

ふ事になつた譯である。

然るに一昨年特産期に入り現大洋需要旺盛となり大洋對鈔票相場が三四圓の開きを生じ取引人は舉つて受渡代金を現大洋に引換ふるを希望するに致りしを以て正金銀行として最初の聲明又は了解に少しく改訂を爲す必要に迫られ阿山長春支配人が銀行の立場及び條件成立の精神に基き支那人と接衝其了解を得て一箇月三十萬弗に限定し其以上は之れに應ぜざる事となりしなり當時主として支那側の了解のみを得しは問題の成立當時の事情に依りし事前記一の如し。

### 三、其後の経過

然るに右制限後の實情は各月取引總額が前記三十萬弗を超過する場合には其の總額に應じて三十萬弗を按分して各取引額に應じ配分し來りしものにして又右配分は支那側のみに限らず日本人も之に参加し其配分を受け居りしを見て實は誠に結構なる事である日支人の地方的關係は如斯ありたきものと私かに思考すると共に實際問題としては三十萬弗制限は日支人雙方共充分に事情了解の上にて行ひ居るものと信じ居りしなり。

### 四、最近の事實

然るに最近に至り長春に於ける二日本取引人が正金銀行最初の聲明を楯に取り其賣玉全部に對し大洋引換を強要し來つたのである即ち本年一月分の受渡に對し前記按分にて三十萬弗の配分を受けたるもそれには満足せず猶殘額に對して是非平價引換を請求し相當強硬なる態度に出で場合によりては法廷に争ふべしとの言葉迄も漏らせしとの事である又從來三十萬弗にて承知し居りし支那人側に於ては正金銀行が萬一日本人側に對し右要求を容るゝに於ては當然支那人側に對しても全額引換に應ずべきものなりと主張するに至りしも支那人側有力者の斡旋に依り一月分に限り從來通りに満足するに至りしなり。

更に一月三十日取引人組合總會に於ける模様として聞く所に依れば議長（支那人）は劈頭支那人側は日本人側の態度如何に不拘本年一月分受渡三十萬弗にて満足するに至りし旨報告ありし後日本人側某委員は本件成立當時の事情より論及し本件は取引人全體の權利にして且つ利益なり如斯與へられたる權利及利益を正金銀行の都合に依り理由なく撤回する事は吾人取引人の忍ぶべからざる所依つて徹底的に正金銀行と争ふ積りなり場合に依つては法廷に争ふ積りなり云々と説べたる由。

### 五、正金銀行の立場及態度

本件は如斯發展するに於ては最早地方的問題とするを得ず吾人支店支配人に於て強て圓滿なる解決を講ずる爲便宜的方法に出ることを得ざるものなり只余の見解を以てすれば本件に對する關係者は左の諸點を考慮に入れて判斷せねばならぬと思ふ。

- 1、長春取引所取引は鈔票建にして受渡代金は當分の中大洋を以て代用する事は信託會社臨時業務申合規程中に明記されてある事。
- 2、元來長春取引所に於ての取引は鈔票建にてなざるゝものにして大洋の取引と言ふものが無い事。
- 3、引換聲明は當時の各種の事情を考慮したる一時的便法として好意的になされたるものなる事。
- 4、大洋引換請求は之を過去の實例に徴するに常に大洋相場が鈔票に比し高き時に起り其他の場合には全然起らざりし事。
- 5、本年一月中の取引總數高約八十萬圓にして本引換聲明せし大正十年三月以來未曾有の多額たる事。

余は前記諸點よりして著しく感ずる事は長春取引所繁榮の第一の目的とし同時に正金銀行券利用を奨励する意味の諒

解が今や最初の精神没却せられ正金銀行の損失負擔に於て大洋錢票の差益を利得せんとするの具に供せらるゝ傾きあることにして又右の好意的申合を悪用する目的にて公設機關たる長春取引所を利用するものなりと言ふ事は既に當大連に於て噂されつゝある事を聞くのみならず一方本年一月に於ける未曾有の取引高は大洋相場高き以外最近大問題たる長春に於ける水豆問題と關係なきやを疑ふものにして此の如き事情の下に本制度が取引關係者各自の自制的精神の下に善用せられず却つて既得の權利なり利益なりとの主張に出でらるゝに於ては結局正金銀行の費用を以て射利的行為を助長するものなるを以て健全なる取引發達を希望する本行本來の希望精神に反するものにして従つて本行幹部が今後も尙之れを其儘存続せしむるや否やを疑ふ次第である余未だ關東廳、領事館、商業會議所等につき親しく其意見を承る事を得ざるも長春延いては滿洲一般の社會的良風と將來の健全なる發達の爲めに公平なる立場より考察せらるるに於て當然現制度廢止に同意せらるゝ事と深く信じて疑はざる所なると共に斯の如く吾人が地方的に互讓妥協の精神にて圓滿に解決すべき事件が本邦諸新聞に迄發表せられ延いては幹部の問題とならざるを得ざるに至りたる事は誠に遺憾に堪へない所である。

然し乍ら正金としても一日も速に同問題の解決を希望し、乙竹大連支店長は長春に赴き二月十五、十六兩日に亘り長春取引所樓上に於て

- 一、取引人側に一時に若干金を交附し、爾後兩貨幣の兌換を打切る事。
  - 二、従前の如く平價兌換を爲すものとすれば其の制限を三十萬圓とする事。
- の二案を提出し取引人組合側と妥協を試みたのであるが、第一案は兩者の間金額に著しき相異あり、第二案は取引人側之を問題とせず若し制限額を四拾萬圓とし而かも後日の爲覺書を提出するならばと主張して譲らざる爲正金側之に應ぜ

ず十六日午後十時遂に協議は不調に終つた。

其の後に於いても地方事務所長、領事等の斡旋があつたが何等纏る所なく紛糾の儘時日を重ねたのであるが、八月下旬に至り取引人組合の代表は取引所長、信託事務と帶同して關東廳を訪れ、一切を擧げて同廳に斡旋調停方を依頼した一方正金側に於ても大連支店長乙竹氏は關東廳の意嚮を聴取した上九月本店の指示を仰ぐ可く上京した。

斯くて關東廳を中心として解決を待のみとなつた十月月上旬に至つて又復新たな紛擾を加ふるに至つた。夫は九月下旬長春の正金側から天興福、萬合興、双和棧及び亞州製粉の四支那側取引人に對し、大洋問題の運動を此際無條件で中止すれば、今日時局の爲に引締めてゐる貸出を特に緩和すると暗に他の支那人にも宣傳する様にとの態度を示したのに胚胎する。於是前記四商は十月一日商務會に請求して總會を開催し正金の申出でを諮つた所出席員中忽ち硬軟二派に分れ激論の末投票に依つて決する事となつた。其の結果は十九對十七にて正金の申出を一蹴したのであるが、邦人取引人は之に對して不満を抱き、大連支店長が本店の指令を仰ぐべく上京中なる此際かゝる姑息なる手段を採るは不都合である例令其の申出が支店長其他責任者の意志でないとしても取引人側としては黙する能はずとなし、十月九日組合總會を開いて左の如き決議をした。

- 一、組合の嚮に決議した事項は全然變更しない。又正金側の慫慂に捺印を以て意思表示をなした人も大洋鈔票平價問題を無條件で拋棄するの意でなく、畢竟金融に関する爲已むなく捺印したに他ならぬ。
  - 二、正金に對し今回の行爲に就き質疑する事。
  - 三、此の真相を取引所長を通じ關東廳へ報告を依頼すると共に嚮に委員出張し上申した其後の成行を照會して貰ふ事。
- 而して右の決議に基き十四日附大略左記の如き書面を正金大連支店長宛發送した。



大洋鈔票平價兌換に就ては本年二月以來貴行と折衝した結果、遂に關東廳に一任する事になり組合にありては須臾も速かに解決せんことを懇望して居た。然るに貴行當地支店にあつては、過日行員を派して本組合員の戸別訪問を爲し現大洋を要求する者には今後金融を爲さず、之に反し大洋を要求しないものには快く金融をすと言ひ又或組合員は單に金融を希望するに於ては捺印せよ、其の必要がなければ捺印の要なしと白紙を持參し捺印を求め廻つた事實がある。此の如きは目下關東廳に配慮を願つてゐる組合として甚だ遺憾であり、而して斯る利を啗はす遣方は自然組合の統一和平を破り、徒らに事を紛糾さすのみで組合の黙する能はざる處である。今後は何卒斯かる行動のない様に貴長春支店の責任者に申送られたい。

然し乍乙竹支店長は十月上旬本店との打合を終つて歸連後數度に亘り關東廳と協議を爲し、漸く具體的解決策を得て下旬關東廳に相良取引所長、山崎信託専務と會見して長官幹旋の下に左記三條件を提示した。

- 一、長春取引人組合は自然的に鈔票現大洋兌換法規を廢棄すること。
- 二、正金支店は長春取引所取引人組合へ金五萬圓を寄附の意味にて提供する事。
- 三、正金支店は此問題に關聯し取引人各個の對正金行動等一切を今後に残し差別的取扱を爲さざること。

於是所長及専務は同案を携へて歸長し三十日午後二時より取引所樓上に於て取引人組合總會を開催し、所長より經過を報告し右條件に就き協議したる結果一同異議なく此解決案に賛成し、茲に約一年の間紛糾を重ねたる兌換問題も無事解決を見たのである。

#### 第四款 今次の高梁官帖建問題

昭和二年八月支那側取引人の大多數は長春商務總會の名を以つて取引所に於る高梁の賣買に吉林官帖建併用の請願書を長春取引所及滿鐵地方事務所に出した。其の理由とする所は支那人間に鈔票の智識乏しき爲地方人の來集少く、從つて取引所の出來高は漸次減少し延いては附屬地の繁榮をも阻害するのみならず、若し此儘に放任せば其取引は目下計畫中の城内に於ける交易所に移るであらうと言ふにあつた。右の請願に接した取引所では早速取引人組合に之を諮問した。而して組合總會に於ては邦人側取引人の多くは反對意見を表明したけれ共、多數を占むる支那人側の主張に依り結局組合としての意見は官帖建併用を可とすることに決定し、數名の支那人取引人は委員として旅順に赴き右の旨を關東廳に請願した。關東廳當局に於ては建値は元來取引の物指であるから夫が常に動く所のものであつては不可ないとの理由で右の請願を一蹴したのである。

然るに翌三年三月に至つて支那側取引人は又もや理由を具して官帖建使用を懇願した。當局としては當時官帖も安定の形にあり、又一方高梁は主として支那人が扱つて居るのであるから其希望を容れたならば出來高も増し、銀行の貸出しも増加し、市場振興策、附屬地繁榮策として恰好のものであるから此際寧ろ認可するが正當であると言ふ意見に傾いてゐた様であるが、市中の意見は賛否相半し邦人側としては寧ろ多數が反對してゐた様である。左に當業者の賛否兩論を掲げよう。先づ反對側の理由を述べれば

##### 一、三井支店

##### 1、支那官憲の壓迫。

最近北滿東支南部線、東支線、吉長線等は日本の通貨の取引を禁止して哈大洋、官帖でなければ商賣をしない。その爲我々の營む輸出入貿易は可成りの壓迫を感じてゐる、此の官帖建併用も其の現れではないかと思はれる。

## 2、支那人に迎合するは不可。

過般官帖建が不可であつたのに急に良いと言ふ事になつた點に疑問がある。昨年悪かつたのが今年良いと言ふ點が疑はしい。日本人は物の言ひ様でどうにでもなると思つて支那人に馬鹿にされる。かゝる支那人に迎合すると言ふやり方は不可である。

## 3、危険が一つ増し情報が手に入らぬ。

若し官帖建が併用される事になれば結局は之が大勢となるであらうから、日本人は官帖に對して爲替を取極める手數丈け増加する。即ち一つ丈け餘計な危険に曝される事になる。而も官帖は永衡官銀號が經濟の常道に依らずして發行する獨占的なる不換紙幣である。而して其の情報の手に入るのは邦商は到底華商に及ばない。元々高粱取引の口錢は二分の一月乃至一%であるのに爲替が三%も動くのでは堪へられない。而かも其の情報は入手の時は既に役に立たないと言ふのでは仕事は出來ない。

## 4、紙屑に等しい官帖の取扱が大變不便不經濟なる事。

## 5、官帖の取極めが不安である。

## 6、現物取引が先物取引に追従するであらう。

## 7、高粱に官帖建を認むれば大豆にも波及するであらう。

## 8、今後高粱を大量に取引する見込。

三井では高粱は先年五、六十車、本年は一車も取引所で買つては居ないが、餘程以前から高粱を歐洲に送る計畫を立てゝゐる。今の處年二、三萬噸位であるが最近取引單位も千噸になつて、將來大いに輸出する心算であるからそ

うなれば取引所の定期を利用しなければならぬから、現在日本人がやつてゐないと言つても將來も出來ないと言ふ事はない。

## 二、石崎洋行(三菱系)

## 1、支那人に誠意の見る可きものがない。

即ち今日大豆もと言へば一も二もなくはねつけられるから先づ高粱丈官帖建にしようと言つてゐるが、彼等の常として高粱に成功すれば、今日如何なる誓約をしてゐようとも必ずや大豆にも波及させずにはおかぬ。殊に自分の聞いてゐる所では蔭で糸を引いてゐる筋もあるとの事である。

## 2、地方通貨であると買付が日本人に出來ない。

安定してゐる時は良いが一旦騰落が甚しくなれば日本人には手も足も出ない。

## 三、正金銀行

## 1、貸出の減少。

官帖建が併用されるれば取引所市場が著しく思惑的になる。其の事實は長春の金融史とも言ふべきものが雄辯に物語つてゐる。長春が官帖建であつた時は支那人糧棧の取引が非常に危険であつた。その爲に多くは廢業して今迄營業を繼續してゐるのは益發合のみである。元來高粱と言ふ商品は投機し易い商品である。今の處比較的安定せる鈔票で取引を行つてゐるから良いが、若し官帖でやるとなれば必ずや投機的、思惑的となるから金融業者としては警戒をせなくてはならぬ、従つて貸出を制限せなくてはならぬ。

## 四、商業會議所

- 1、從來邦商が到底取扱ひ難き商品として華商の獨占到委せ置きたる高粱が、日本内地への輸出可能が認められ、更に家畜飼料として無限の需要ある歐洲輸出の途も開けんとし、邦商に取りて漸く前途に一道の光明を認めたる時に當り官帖建併用を許可すれば漸く活路を見出さんとせる邦商を再び無明の奈落に陥るゝ結果を招來する。
- 2、高粱其自身が大豆等に比し騰落甚しきに、不安定なる官帖を之が建値とすれば、其の取引は非常に危険なものと成り好箇の投機材料となる。而して市場は殷盛となるであらうが、取引所の使命は没却され、投機取引のみ彌増し遂には純然たる賭博場化するであらう。
- 3、従つて邦商は漸次除外され遂には市場より驅逐され取引は華商の獨占する所となるであらう。更に一步を進めて言へば純粹の商人は邦商に續いて落伍し、支那官商のみが獨り跋扈するに至るであらう。
- 4、更に官帖建は大豆へも必ず波及するに違ひない。畢竟するに支那側の意見を容れて官帖建を許せば遂に關東廳取引所をして賭博場兼支那官憲の軍費捻出の補助機關となすの結果に陥るのである。

## 五、華商の一部

- 1、支那官憲の壓迫。  
官帖建となれば官帖の濫發を誘致し、延びては官帖の暴落となりその結果奉票、哈大洋に見るが如く支那官憲の壓迫を見るであらう。
- 2、官帖の不安定に困る危険。  
官帖は先づ目前安定商情に推移してゐるが、當所再び部分的にも官帖建を採用するとせば、吉林官銀號筋は之に氣を好くし、時節柄濫發種々策動を試み、以て相場を人爲的に變動せしめ従つて市場に波瀾を生ぜしめる處がある。

## 3、青島、天津、上海方面客の不便。

官帖建併用の曉は恰も大連に於ける金銀兩建の例に見る如く、當所に於ても官帖建に集中し鈔票建は出来ない様になる爲、銀を以て取引する青島、天津、上海方面の客は不便を感じる所が多い。

一方賛成論者の意見を見れば

## 一、取引所信託

- 1、新に農家取引客を招致し、且つ組合の要望する如く從來の取引客多數の便利を圖り、不況に沈淪せる斯界を振興する。
- 1、高粱の邦商取引は僅少であるから、華商の立場に同情的好意を持するは我日支企業の共榮を計るものである。
- 3、取引の繁昌に依る手数料其他の收入増加を來し信託會社復興の施策ともなる。

## 二、滿鐵地方事務所

- 1、取引の振興策。  
從來鈔票建なる爲充分なる賭博心の満足を果し得ずニ雙城堡邊で官帖取引を行ひつゝあつた地方豪農及び投機者流は、官帖建となれば精算機關の完備せる當市場に漸次吸收せらるゝであらう。然らば思惑賣買も増すが一方之等の情勢に連れて現物の搬入も増加し、不振に沈衰せる當糧豆市場に光明を齎すものである。
- 2、附屬地の繁榮策。  
前項の地方投機者及び百姓の來集は只に取引人の利益たるのみでなく、彼等は糧豆の賣捌後雜貨其他加工品を購入して空馬車に積んで歸郷するから當地の輸入貿易を旺盛ならしめ、従つて我國の輸出貿易を促進する事となり、延

ひては附屬地を繁榮に導くであらう。

3、信託會社の援助策。

取引の繁昌に依り、手数料其他の収入増加すべく、然らば創痍に悩む信託會社の復興援助策ともなる。

4、高粱取引の特別事情と取引所の機能。

長春取引所の糧豆先物取引物件中大豆は其の生命を輸出に置き、従つて現状の輸出決済通貨建を再度官帖建に変更する必要はないが、高粱は殆ど地方的消費にして、而も之が生産より消費に至る階程は殆ど華商を以て終始する状態であるから、取引所の機能よりするも華商の熱望する這次の官帖建は自然の趨勢に従ふ時宜の措置であらう。

5、城内交易所先物取引復活に對する牽制策。

近頃錢舖業者が城内より附屬地に續々と移轉の傾向あるに鑑み、最近(三年四月頃)哈爾濱傳家甸交易所副理事長蔣介三氏は其の筋の諒解の下に當地商埠地に來りて貨幣交易所設立の計畫を進めつゝある。かゝる際高粱官帖建問題が解決しなければ之に乗じて官帖建糧豆城内交易所設立の畫策に移るべく、之が牽制策としても速に官帖建を採用しなければならぬ。

6、往年の市場擾亂問題並信託不祥事件は官帖建なるが故に非ざる事。

長取往年の總解合問題に繼ぐに信託不祥事件起り官帖建を現行鈔票建に改めたから、世上之等の事件は官帖建であつたが爲に起つたものゝ如く誤傳してゐるが、其の起因は當時取引所當局、信託會社員及び一部取引人の罪で建値とは關係ない。而して不換紙幣たる官帖の相場變動に際しては追證據金、增證據金制の外に門取引(制限取引)の方法もあり、相場激變に依る弊害は未然に防止し得べきである。

7、現物取引の建値は變更せず。

百姓糧棧の取引及商務會の公定相場は官帖建なるも現物取引は永年鈔票建を持續し來つてゐる。而して今次定期取引が官帖建に變更するも現物市場に於ては永年の商慣習を破り而かも高粱一つが官帖建になる事はないと言ふ當地一般商人筋の見解である。

8、大豆取引に官帖建波及懸念の不要。

高粱が官帖建に變更すれば大豆も亦當然其の運命にあるから危險であるとの説は杞憂に過ぎない。他日大豆官帖建を支那側より請願すると假定しても關東廳は之が不許可の理由を見出すのに難くない。而して支那側の經營にかゝる交易所ならいざ知らず、假にも官營取引所たる以上右に對する懸念は些も認め得ない。

9、鈔票流通範圍を狭小にする懸念不要。

高粱一箇年の受渡高は約六〇〇車内外で之の金額鈔票七〇萬圓餘であるが、若し官帖建に變更を見る時は該金額だけ鈔票の流通が減少すべく、我官營取引所が自ら人爲的に我貨幣の流通を阻止するが如きは國策上面白いといふ説を爲すものがあるが、支那側には殆ど官帖を貸出す營業機關がないから、高粱の取引増加し市場振興活氣を呈するに至らば自然日本側金融機關の貸出を仰がなければならず、鈔票の流通高は減少するとは思はれない。

10、日支企業の共存共榮。

現時支那官憲は滿蒙より我勢力の驅逐に力めつゝあり、殊に近くは張特別區長官が東支南部線に於て鈔票建の特産其他一切取引を嚴禁せる事實あり、此際鈔票建を官帖建に變更するは自ら下つて彼に迎合するもので國家の威信を失墜すると政策上反對を唱ふるものもあるも、假令支那官憲が敵本主義に出づるとも、吾人は多數支那民衆に對し常

に同情的好意を持つて其希望を容れ、日支事業の共存共榮を計るは大國民の襟度なりと思ふ。

11、正金銀行に對する恩顧の云々は不當なり。

往年信託の不正事件に際し、正金銀行より整理資金二十五萬圓の融通を受け辛じて其の難關を切り抜けたのであるから、假令故意ならずとも同行に對する沒義的行爲は避けなければならぬと言ふ者あれ共、其の後正金は現大洋鈔票兌換の契約も破棄したのであるから、正金に對して今更恩顧を云々するは不當である。

12、沿線の各取引所は地方通貨を以て建値とす。

奉天、開原、公主嶺等の取引所が地方通貨たる奉天票を以て圓滑に取引を行つてゐるのに見ても、當地の高梁のみ對する地方通貨建値の追加が危険でないのは明かである。而も吉林省は奉天二省に比し財政基礎鞏固にして、最近官帖は奉天票の如き相場の激變なく、信用比較的厚く奉天二省に其の流通區域を擴大せしめつゝある現状である。

楮前述の如く關東廳當局としては其方針は殆ど認可に決してゐた様であるが、尙念の爲地方當業者の意見を聞く可き必要ありとなし、小川殖産課長は長春に赴き四月七日邦人各關係者及在留主腦者を領事館に參集を乞ひ各忌憚なき意見を求めたのであるが、土肥地方事務所長及取引人側の上田、日高、穴澤三氏の賛成意見を除けば三井、三菱の當業者を初め正金、滿銀等の金融業者も前述の如き理由を以つて反對し、永井領事の如きも政治的見地より之に反對して會議の大勢は反對意見に制せられて了つたかの感があつた。

次で同日午後取引所會議室に於て支那側取引人三十名(三十一名の取引人中一名缺席の)參集を求めて各意見を徴したる所、意外にも八名(萬合公、裕源昌、天興福、恒増利、鎮元春、雙和棧、源合棧、天興福支店)の反對者出で、彼等は極力前述の反對意見を陳述して譲らず、小川殖産課長は意外の感に打たれたる如く何等明言を與へずして歸任した。

取引所當局としては官帖建併用を極力擁護し、四月二十四日附長官併びに殖産課長宛左の如き伺書を提出して各反對意見に就き一々之を反駁し、一日も速かに認可されん事を切望した。

長春發第一〇三號

昭和三年四月廿四日

長春取引所長

永原岩雄

關東長官 木下謙次郎殿

當所先物取引中高梁に限り官帖建追加に付御伺の件

拜啓陳者首題の件に關しさに三月六日長取發第五四號書面を以て御伺申上候處其の後の狀況は別に變り無之這般御來長相煩はし候小川殖産課長に對し去七日當領事館及當所階上に於て本件に關し日支一部取引人反對側より申立候通異議を述ぶる側の骨子を觀測するに大體左記に有之

一、邦商一部反對側意見

1、支那官憲の策動

最近北滿地方に於て支那官憲は稍々もすれば日本通貨の取引禁止に出で爲めに邦商輸出入業者は不尠打撃を蒙りつゝある情勢なる今日今次當所に於ける高梁官帖建併用問題も時節柄裏面に於ける支那官憲の策動に非ざる哉。若し官憲の策動なりとせば其は絶體に退けざるべからずと

(註) 右は反對側にありても適確なる事實を押へたるものにては全然無之單に假定論並に風評にすぎずして本問題は日支一部取引人を除きたる多數取引人の熱意に依る以外未だ支那官憲の策動云々のことは少なく共當所にありては關知せざる所とす。

2、大豆に波及の前提

華商の底意は大豆にあり従つて高粱に兩建を許可するは大豆を許可せざるべからざるの機運を作るものにして如何に今次高粱に限ることを誓約するも華人の習性として之を捨つるは尋常茶飯事なれば、改訂建値の大豆に波及するは今日すでに想像し得べく、將來大豆に觸れんとする際に之を防止せんとして苦心の手段を用ひんとせば、所謂先きの喧嘩は今に於て之をなす方が日支對立的（即ち支那側に反對あるを以て）とならず小さくして處理する所なれば今日之を承認せざるを賢明の策なりとす。

（註）大豆の生命は飽く迄輸出にあるを以て當所の現行輸出決済通貨建を存続するは便宜且つ絶體必要事に有之而も凡ての決定權は當方に握り居るを以て之を防止するに難からざるは白明の事なり、而して支那人の習性觀には吾々異論なきも建値の一部追加して彼等の商賈繁昌するに至る時官廳の拒否する感迄反感を買ひて侵入すると見込むは支那人習性觀の一半面に捉はれるの感あり。

3、官帖の邦商に對する不便

（イ）支那側金融業者は邦商に對し官帖を貸さざるために邦商は其入手が困難なると共に、（ロ）若し官帖を得んとせば幾多の手續と危険を踏まざるべからず、（ハ）尙官帖は永衡官銀號が經濟の常道により發行するものにあらずして同號の獨占に係るものなるを以て殊に邦商は其情報を得るに到底華商に及ばず、（ニ）其取扱上の不便此上なしと

（註）右は尤もなれども邦商高粱取引の過去及現在の狀況は別記の如く僅かに華商の5%乃至8%に過ぎず従つて之等の比率は將來とも當分動かざるものとせば之により不便を感じる割合は餘りに些少なるものにして殊に高粱現物取引は依然として鈔票建たる以上之を邦商の不利不便なりと呼號するは日支人共同に利用せる機關に於ては一種の國際的感情に傾き過ぎたる嫌あり。但し兩建實現の結果現物取引の現行鈔票建に變化を來さざる事實に對し敢て疑義を挟む向あるも、之は當所開設以來さきに官帳建

採用當時と雖も現物取引のみは一路鈔票建なりしことを思考すれば自ら分明のことたる可く、即ち田舎の農民と當地種籾との取引は官帳なるも種籾と之が輸出筋の取引は斯品仕向地の關係上常に鈔票建を使とし、且つ此間官帖より鈔票への思惑が之等種籾の妙味を有する處に他ならざる次第なれば、右現物取引に於る鈔票建は假令兩建實施に至るとも在來のまゝに存続すべきものなり。

（別記）當所重要物産先物取引日支人別扱高對照表

年 別	賣		買		比 高 率	受		渡		比 高 率
	支	日	支	日		支	日	支	日	
大正十年	二六、一五八	二〇、九四四	〇・八〇	三一〇	四四四	一・四三				
大正十一年	五三、八七一	二〇、五七三	〇・三八	一、四〇〇	一、一九三	〇・八五				
大正十二年	七五、八一七	一四、三二一	〇・一八	一、五九〇	一、四九八	〇・九四				
大正十三年	三六、三三二	九、〇八二	〇・二五	七六四	九〇〇	一・一八				
大正十四年	一一、三三五	四、九一七	〇・四〇	七七二	三三〇	〇・四二				
昭和元年	一一、九四六	六、五七四	〇・五〇	九七二	一、七二二	一・七七				
昭和二年	六、一七四	一、一九六	〇・一九	七二二	三六一	〇・五〇				

備考 本表比率は華商一に對する日商の取扱比率なり

二、高粱

年 別	賣		買		受		渡	
	支	買	日	高	支	日	比	高
大正十年	一、七二三	四九一	〇・二八	四四	一〇	〇・三三		
大正十一年	二六、〇三二	三、九二六	〇・一五	一、一六一	七五	〇・〇六		
大正十二年	三三、五五四	一、一八〇	〇・〇三	一、五五〇				
大正十三年	一四、八六八	七七二	〇・〇五	八四五	三			
大正十四年	九、七四五	三二九	〇・〇三	五三五	一			
昭和元年	三四、四六九	二、八八五	〇・〇八	九六八	四四	〇・〇五		
昭和二年	二二、〇八三	二、一〇五	〇・一〇	一、三七七	四一	〇・〇三		

備考 高粱は大正十年より上場す

4、現物昇騰による買付の難澁

官帖建追加實現せば吉林永衡官銀號は益々之を好事として時節柄一層買煽りの舉に出づると共に尙機に臨み時に應じて官帖の濫發をなし、爲めに官帖は下落一方に傾くを以て自然高粱定期は暴騰を演じ、而して現物も之に隨伴して暴騰し、従つて現物買付に際し不尠難澁を來すべしと

(註) 右意見も理論上當然の筋道なるべきが如しと雖も、實際問題として餘りに大袈裟に過ぎたる話にて、商人は常に各地高低の採算によりて買付くるものなれば、官商の買占め策動等特殊事情の外は各地の相場は平均する傾向を有すること勿論なるが故に、當地のみ特に永續的高値を示して現物買付を如何なる場合にも困難ならしむるに非ず、之が反對に安値賣放ちに出づるも當然なれば一概に論じ得ず、又當所現物は前項記述の如く依然として鈔票建に變りなしとせば、現物商賣には別段の影響なかる可きなり。

5、高粱大量物輸出企畫

一例としては三井物産にて將來高粱大量を歐洲向輸出計畫中なれば右大量輸出の曉は從來の如く當所現物のみならず、當所の定期をも利用することゝなるにより現狀を希望すと。

(註) 一例となりをる三井物産が高粱の大量輸出を企つるにしても仕入地は獨り長春市場のみに非ず。總ては算盤次第にて昨年度より特に同店が發展せる北滿地方並に大連市場に於て何時にても買付をなすべし。従つて同店は當地のみを目標にし居らざるのみならず同店は大正十年當所先物取引に高粱上場以來昭和元年度に於て僅かに四十四車の取引ありたるのみにして、而も之は實際の受渡をなさざる實狀に有之、何れにしても一店の採算の都合期間のみ利用せらるゝ情況によりて本問題は判断出來ず。而して高粱の用途は現在大部分は中國人の食糧なるも輸出の結果價格増加せば之を輸出して其代用として麥粉製造により或は其輸出多少増加すべき場合あらんも、取引所は一朝採算合はざれば顧みられざる不安のものは豫め其積りにて考慮せざる可からず。

6、支那人に迎合の不可

支那官憲は邦人に對し忘恩的なるのみならず、殊に鐵道關係契約不履行其他とも最近に於ける支那側の横暴は其儘に放置すべからざる特勢を醸し居る時にありて、如斯支那側の利益に迎合せんとするが如きことは洵に愚の骨頂となすべしと。

(註) 右は支那官憲の横暴は憎むべきものあるも民本主義の支那人習性として一般華商は支那官憲を内實厄介視し居る位にて、支那にありては官憲の交渉を以て民意を忖度するは飛んでもなき錯誤を來すべく、勿論沿線取引所政策は我國の國策を背景として決定すべきに相違なきも之は今日の現狀を以て見れば取引所を最も利用せる多數者の利害を尊重せざる可からず。之を過去の當所沿革に徴するも彼の大豆受渡標準品に對する隨年大路品制を現行混保大豆制に改革せる時に在りても、華商全般は猛烈なる反對なるに對し邦商並に取引所當局は受渡紛議を少なからしめ以て取引の安全と増加を見越して敢て斷行の運びに立到らしめたるも、其反面には之がために客筋の減少を齎らし現在の如く當所大豆の取引を衰頽せしむるの一因を作りし例も有之、旁々今回の華商多數の要

望は無理からぬ實狀にあり。

## 二、銀行側（主として正金）反対意見

### 1、貸出の減少

官帖建が併用されるれば取引市場が著しく思惑的となるを以て金融業者としては其貸出に警戒を要せざるべからず爲めに銀行貸出の減少を齎すべしと。

（註）官帳建を追加せば田舎の生産者側より見れば賣り易く、従つて之等を吸収し尙從來双城堡等に向ひつゝありし高粱も當所に集る傾向を有し、糧棧の荷物も頗る増加すべく、即ち之は金融擔保物件の増加を意味するものにして貸出は減少するものに非ずして増加すべき性質を有するものなり。而して物品の増加は思惑よりも實物緊ぎの増加を招來するが故に金融業者が述ぶる警戒は或特殊の糧棧に限るものにして一般的に見れば事實と異なり實際問題として憂ふるに足らざるものなりとす。剩へ如斯増加を齎すのみならず、他方銀行は高粱集散の増額に依り爲替の利益をも所得しうべく、従つて銀行側の眞の實害は甚だ認め難く而も素人眼には官帖建追加のため從來定期受渡し鈔票拂なりしものが官帖拂ひに變するの一事を見て鈔票流通範圍を狭小ならしむるものと連斷せし向あるも、當所取引人にして現在官帖資本のものは數軒に止まり、尙官帖資本の者と雖も利を生ぜざる官帖の手持は自然避くるために何時しか銀貨に變り居り、従つて結局官帖建追加實施の曉右定期受渡に要する官帖は正金其の他の手より鈔票を得以て官帖を買ひて支拂ふものなれば、事實に於て從來と同様なるのみならず現物増加すれば即ち官帖建は一方に於て却つて鈔票の流通範圍を廣むるの歸結に在ることを知らざる可からず。

## 三、華商一部反対意見

### 1、支那側官憲の壓迫

官帖建とならば官帖の濫發を醸し延ひては官帖の暴落となり、因て以て之が奉票哈大洋の例による如く支那官憲の壓迫を見るべし。

（註）右は取引所の一物件が官帖建併用となりしために濫發云々も餘り誇大的にして事實を誣ふる嫌ひ有之、殊に双城堡の如き官帖建市場に於てさへ官憲の壓迫事實無之、況んや當地滿鐵附屬坡の關東廳取引所に於ておや。まさか永衡官銀號は當所市場を目標として官帖發行政策を上下するものとも思はれず。

### 2、官帖の不安定に因る危険

官帖は先づ目前安定商情に推移すと雖も、當所が再び部分的にも官帖建を採用するとせば吉林官銀號筋は之に氣を好くし時節柄濫發種々策動を試み、以て相場を人爲的に變動せしめ、従つて市場に波瀾を生ぜしむる虞あるべし。

（註）當所往年の總解合問題に繼ぐに信託不祥事件の偶發直後官帖建を現行鈔票建に改めし爲、稍々もすれば官帖建と之等市場擾亂其他の不祥事を聯絡して考ふる傾きあるも、右は官帖建なりしがために惹起せるものには全然無之、これが起因は専ら當時の取引所當局信託の社員取引人の一部の罪に歸すべきものたることは又周知の事實に有之、貨幣の安定して可成的動かざるものを採用する所謂物尺論は昨年八月以來却つて當廳側より持ち出し更に研究を求めたる程なれば、既に陳腐の論にして現に激動甚だしき最近の奉票建市場に於てさへ沿線各取引所に在りては能く之を監視運行し、別段の怪我なきを見ても大抵憂ふるに足らず。加之に官帖の不安定による危険「カバー」は當所鈔票取引の利用によりて其の途はずに開けたり。尙最近の取引人自體は往年の事件當時と異り、一方金融業者は往年の如く放漫なる貸出は勿論近年極度の梗塞時世に反對論者が云ふ如き波瀾と失敗を繰返さるゝ事なかる可し。

### 3、天津青島上海方面客の不便

官帖建併用の曉は恰も大連に於る金銀兩建の例に見るが如く、優勢なる建値一路に歸一するを以て、當所にありても官帖建に集中し、鈔票建は出來ざるの運命に逢着するため銀を以て取引せる天津、青島、上海方面客は不便を感じる所多しと。



(註) 大連の金銀兩建と當所高粱における鈔票官帖兩建は其の環境其他の事情に於て趣を異にし、議論としては當所高粱には銀を以て取引する歴たる如上の客訪あれば、相場の出合さへうれば官帖建追加せられたりとも出來ざる理由無之、只官帖の下落其他特別事情に際しては官帖建取引高値を唱へ、人氣沸騰の事ありと雖も、右は何等永續的のものに非ず別段根本的ではなきことと思考する殊に實需現物は依然として鈔票建にて買付べく之を一概に不便と斷定して官帖建追加に反對するは餘りに事實に疎き次第なり。

以上記述の通り高粱に限り官帖建追加の件は世間にて一見輕々なる表面的觀察の下に愚評を下しをるが如き筋合のものにては決して無之、之を反對する側の意見も洵に薄弱なるものなることも前述の如く一部邦商其他銀行側に對する實害も亦極めて僅少なるのみならず、他面本件實施の曉は衰頹せる當所特産取引の振興となり、延ひては幾多附屬地の發展となり、且又數年來傷痕に苦しむ附屬信託會社の救済とも相成るべく、而も本件の要望は無理からぬ理論と實際を伴ひ之れを永く顧みざるは別に根據なき無理を支持することとなり、此のまゝに放置しては面白からぬ結果となる可く、蓋し日支人共同に利用する取引所に候へ共、沿線各取引所同様の事實に於ては取引の重心は支那人側に有之、従て彼等の要望は特に慎重に考慮するを要し、以て其の之が機能を發揚せしめ度く何卒本件の御承認を仰ぎたく更に詳細具申致候次第に候。

以上

長春取引所長 永原岩雄

關東廳小川殖産課長殿

## 當所先物取引中高粱に限り官帖建追加の件に付き御伺の件

拜啓首題の件に付き長官宛三月六日附弊狀竝に別紙本日付長取發第一〇三號別提出致候に就ては豫ての打合通り右に對し御承認の御通牒を仰ぐ事と存じ居り候

追て御指令に接し候ときは當所規定第八條に基き商議員會の意見を徴し候上信託會社業務規定中所要の改訂を爲さしめ其の御認可を経て實施可致手順に有之爲念附記致置候

以上

然し乍ら關東廳は之に對し何等の指令を與へず、遂に不許可に終つた様である。

## 第三節 其他取引所

上述の大連及長春を除く關東廳取引所、即ち奉天、開原、四平街及公主嶺の各取引所は盡く奉天票を以て取引の建値としてゐる。言ふまでも無く奉天票は奉天省を流通區域とする不換紙幣であるが、之等の取引所が設置せられたる當時に於ては張氏の威力は斷然として東三省を壓し、未だ其の濫發は行はれず而も當時の銀高を入れて奉票は我金圓を上廻つてゐた。斯くの如く信用ありし地方通貨たる奉天票を取引所の建値として採用したのは敢て不思議はなかつたかも知れない。

然し乍ら大正十一年四月第一奉直戰に一敗地に塗れて以來外に事を構ふる事繁く、次で十三年九月には第二次奉直戰を見るに至り其の軍費として漸次奉票は濫發せられて行つた。然し乍ら張氏餘威未だ半として奉票も百四十元裏を保持つてゐた。然るに翌十四年十一月郭松齡の叛亂を見るに及び、奉票は遂に二百元を割り翌十五年に入つてよりは一路低落歩調を辿り、同年末には遂に五百七十八元と言ふ未曾有の低値を示し、而も其の落調は何時止まりさうにも無かつた。斯くの如く奉天票が急激に下落して行つたので、其れを建値とする前記各取引所に於ては屢々立會停止を餘儀なくせられ、そのみならず其の取引は危險此の上も無く邦商としては拱手傍觀の態度を取るの外なく、取引は日に増し投機化したのである。是に於て一部人士間には斯くの如く騰落常なく而かも印刷機と紙を備ふる事によつて無限に濫發し得る

不換紙幣を以て、當該經濟圈内に於て基準となる可き公定相場を作製する取引所而かも官營取引所に於て、取引の建値として採用する事は不見識も甚だしく、言はゞ官營なる金城に據り投機を弄ばしめ、取引所でふ治外法權の地域に賭博場を形成せしむるものであるとして奉票建廢止論が盛んに唱道せらるゝ様になつたのも蓋し當然と言ふ可きであらう。然し乍ら一面に於て現状維持即ち奉天票存續論を唱ふる者も相當多く、彼等は左の諸點を主張して極力現状維持を擁護した様である。

一、奉票建を廢止すれば取引高を減少する。

奉天票が信用なく危険である事は熟知してゐるが、其は奉天省の通貨であつて一般的農商民が他の貨幣にては取引を肯ぜず、然るに若し強て他の貨幣に建値を變更すれば取引高を減少し、而かも附屬地外に奉天票建の交易所を開設する結果を招來するであらうから、其の變更は不可である。

二、奉天票は生産通貨にして地場通貨である。

暴落したりと雖も奉天票は地場通貨であり、従つて生産費は奉票を以て計算され、現物の賣買も亦奉票であるから其の掛繋ぎ所たり保險所たる取引所は奉天票で無ければならぬ。

三、奉票建を廢すれば取引上の妙味がなくなる。

然し乍ら以上の諸點を検するに、第一の點に關しては或は取引の減少を免れぬかも知れないけれ共、畢竟するに其は投機取引の減退を反映するに過ぎずして、必然の需要より起る實需取引は夫に依つて些も災されないのであらう。如斯は寧ろ取引の健實化を誘致し官營取引所設立の趣旨に副ふものではあるまいか。又建値變更に依つて附屬地外に交易所を設けるとしても、結局夫れは賭博場の變形したるものに過ぎざる事となり、些も實取引の繁榮を奪はるゝ結果とはなら

ないであらうし、而かも奉票を建値とする交易所を城内に設置すると言ふ事も現在の状態としては頗る困難な問題であると思はれる。要するに此の説を擁護する者は取引高の巨大なる事のみを目標とする、従つて手数料収入の多大なる事のみを欲する一部信託業者であると見られてゐる。

第二の點に關しては或程度まで其の論は肯定せらるゝのであるが、例令奉天票が地場通貨たり生産通貨たりとも今日の如く騰落常なきの状態に於ては少く共取引所の建値としては絶體に不適當である。或る物資を取引所に掛繋ぐ目的は其の物資の價額變動より來る危険を保險するに在るに、奉票を建値とする場合に於ては建値其物の方が掛繋げる物資より其の騰落遙に大にして、所謂特産を建値として奉票を賣買すると言ふ逆現象を呈するのである。斯くては取引所の保險作用は言ふに及ばず、公平なる公定相場は望む可くもないのである。

更に第三の主張は何等理論的根據を有しない。奉票騰落の差が大なれば大なる程、而してその度數が頻繁なれば頻繁なる程、其の間に於て思惑的に鞘を利しようとする投機者流の言に過ぎないものと思はれる。

諸前述の奉票建廢止論が盛んに唱導せられたる時、關東廳は金圓建併用を慫慂した様であるが、其は諮問の形式を以てする微温的な達しであつた爲何等效を奏する事なく、依然として前述の各取引所は或は立會停止に依り、或は制限値段取引に依つて舊の如く奉票建を墨守してゐる。今や奉票は正に三千元、而かも其の騰落は些の豫斷をも許さぬ。斯くては其の取引は漸次投機的となり、官營の我取引所は華商而かも多分に投機的な華商取引人に依つて占められ、目を逐ふて彼等の投機場と化するなきか。一例を大豆の受渡歩合に採るも、四平街に於ては昭和元年度八厘、二年度六厘七毛開原に於ては元年度九厘一毛、二年度九厘二毛にして之を大連の元年度七分三厘七毛、二年度九分七厘一毛及び長春の元年度一分七厘五毛、二年度一分四厘七毛に比較したならば、其の取引が如何に投機的分子を包含してゐるかを知り得

るであらう。

然らば今後奉票が整理其他に依り舊に復し得るか、少く共相當の價格に其の安定を保ち得るか。此の問題は由來奉天當局が手を代へ品を變へ、あらゆる手段を弄して好果的解決を試みた所である。而かも其の試みは其都度失敗に終つてゐる。今や奉天當局は新に現洋票を發行して以て奉票を回收せんと試みてゐるが之とても大して望を囑する事は出來ない様である。奉票の現状斯くの如く、而して其の恢復の望すらなしとすれば可成的速かに其の建値を變更する事が最も策の得たるものではあるまいか。

借然らば奉票建に代へて何れの貨幣を採用するか、其の候補者として現大洋、鈔票、金票の三者を擧げて左に其の適性を檢しよう。

先づ現大洋であるが奉票の信用失墜以來現大洋は逐次流通を見るに至り、昭和三年十月よりは四平街取引所に上場せられ、四洮線を中心として漸次其の流通高を増加してゐる様である。而して一面之に應じて中華滙業銀行及び邊業銀行は現大洋兌換券を發行し、現洋に對して何等割引さるゝ所なく流通してゐる。尙傳へらるゝ如くんば奉天財政當局も奉票回收の爲現大洋票を發行するものゝ如くであるが、之等が果して將來に於ても現洋に對して等價を保ち得るか否か甚だ疑問である。さすれば必ず現大洋そのものを以て決済しなければならぬ事となるが、現大洋の流通がそれまでに多いか、而して其の金融機關が完備してゐるかを考へたならば遙に後二者に及ばないであらう。更に進んで邦商の不利不建値統一の點から考ふるも現大洋建は適當でない様である。

於是乎奉票建に代はるものは必ずや金又は銀を以てする邦貨でなければならぬと言ふ結論に達するのである。然らば金票と鈔票の何れを選ぶか、此の問題は既に大連に於て論じ盡された所である。思ふに華商の立場としては金票よりも

鈔票を非常に便利とするのであらうし、邦商としても大連の例に就いて見れば寧ろ鈔票を歓迎するものゝ如く、而して大連よりも金票に取つて不利な状態にある沿線に在つては、以上の傾向も甚しくは無いであらうか。國策上の見地もあらう、關東洲及附屬地に於ける貨幣統一上の見地もあらう。然し乍ら其等諸政策は其を實行し得べき状態に立到つた時大連を初めとして沿線一齊に金建を實行すべきであつて、先づそれまでは奉票に代ふるに鈔票を以てし關東廳取引所全體を鈔票建に統一する事が最も焦眉の急を要するものではあるまいか。

## 第三章 存廢に關する問題

## 第一節 緒言

日本取引所法は其第一條及第二條に於て、取引所は賣買取引の繁盛なる地區に於て政府の免許を受けて一地區一箇所に限り設立する事を得る旨を規程し、其の設立を成る可く抑制しようとしてゐる。然し乍ら従前我國に於ては運輸通信の機關未だ整備せざる爲出來るだけ賣買取引機關を分布せしむる必要のあつた事、及び未だ會員組織なるものなく取引所は盡く株式會社で之を經營し、而かも相當の利益を上げ得る所から企業として之を經營せんとするもの日に多く、加ふるに歐洲大戰に依つて齎らされたる好景氣に依つて此の傾向は益々著しく、到る所取引所濫設の聲を聞くに至つたのである。而して地方群小取引所中には何等其の機能を發揮せず、徒らに賭博類似行爲のみを事として地方財界を亂るが如きものが漸次輩出するに至つたので、大正十一年法規改正と共に政府は一面に於て會員組織化を獎勵すると共に一面に於て之等群小取引所の合併、解散を慫慂し、進んでは其の設立を容易に免許せず以て取引所の數を制限するが如き政策を採用し今日に至つてゐるのである。

我滿洲に於ても大正二年九月大連重要物産取引所が開設せられたのを初めとして、五年に開原及長春、八年に公主嶺四平街及鐵嶺、九年に遼陽、奉天及營口と各所に重要物産及錢鈔を取引物件とする關東廳取引所設立せられ、一方九年十年の交に大連五品、安東、滿洲及哈爾濱の各民營取引所が開設せられた。之等民營取引所の多くが當時の中間景氣を背景として勃興せる企業熱及投機熱の反映である事は疑ひない所である。殊に大連五品及哈爾濱取引所は純然たる企業

熱即ち株式に生ずるプレミアムを目的として設立せられたのである。右の外取引所類似の證券賣買機關所々に發生し、一時は滿洲に於ける取引所の數十五ヶ所以上に上つた程である。

果せるかな財界が沈衰に向へる大正十二年の頃より取引所過多の聲は擡頭した。一方に於て證券取引所の大合同問題が盛んに唱へらるゝと同時に一方に於ては關東廳取引所の淘汰整理問題が起り極論するものは大連一箇所を存すれば足ると言ひ、最も妥當であるとされた論でさへ長春、四平街、開原、大連の四所を残し他は整理すべしと唱ふるに至つた。當時の状況を見るに哈爾濱取引所が開所一箇年ならずして自滅せる外其他民營取引所は氣息奄々たるものであり關東廳取引所に於ても鐵嶺、遼陽、營口の如きは取引皆無の状態であつた。

今其の原因を考察するに、

- 一、日本側の取引所濫設に刺戟されて支那側が城内其他附屬地外に交易所を設立して華商の吸引に努力した事、
  - 二、滿鐵の混合保管制が益々整備して特産の取引運輸に多大の貢獻を齎した事、
  - 三、財界が不況に陥り従つて夫丈投機熱もさめたる事、
- 等に起因してゐる所も大であるが、其の設立に際し關東廳が之を濫許せる憾は無いであらうか。ともあれ其の結果は證券取引所の大合同は遂に成らなかつたけれど、鐵嶺、遼陽及び營口の三關東廳取引所は大正十三年十月末日を以て廢止された。

關東廳取引所規則は第一條に「關東州及南滿洲鐵道附屬地内必要と認むる地に取引所を設置す、取引所は關東長官の管理に屬す」とのみ規定し設立の條件は何等明記せず、敢て求むれば「必要と認むる地に」の八字に歸する他ないのである。即ち換言すれば擧げて關東長官の意志一つに屬すると見て差支へないであらう。勿論それだからと言つて何等不

都合がある譯ではないが、必要と認むる條件如何に至つては其處に何等かの確固たる政策と方針とを樹立すべき必要があるであらう。然るに従來に於ける關東廳取引所の設立を見るに、多くは當該地方に於ける官民合同の請願が主たる條件を爲してゐたのではなからうか、而かも夫が最重要なる要件として取扱はれてゐたのではなからうか。勿論當業商人が主たる動因として一般官民をその機運に導ひたのならば夫が重要要件として取扱はれるに憾みはないが、時偶々好景氣に際して一部投機業者の策動によつてその機運を醸成したるものなきを保し難いのである。然らば其の條件として如何なるものを選ぶべきかと言ふに、先づ當該地方に於ける該貨物の集散状況を第一要件とすべきであらう。即ち其地方に於て大量の需要供給が行はれるか、従つて其の地方に於ける公定相場作製の必要があるか否かを検すべきであらう。次に重要なる條件として其地方に於ける當該營業の商人の多少と言ふ事を考慮に入れなければならぬ。而して後にこそ官民合同の請願と言ふ事も初めて意義を爲すものであらう。

尙以下従前より度々問題となり現在に於ても當面の問題の一つに數へ得べき撫順取引所設置問題及び昭和三年七月を以て廢止されたる范家屯交易所に就いて一言しよう。

## 第二節 撫順取引所設立問題

### 第一款 沿革

昭和二年十月十日奉海鐵道の營業開始に依つて東山地方に産する無限の特産物は其の大部分が該線に依つて奉天及撫順地方に出廻るであらうと豫想さるゝに至つた。於是撫順取引所設立問題が又復新に唱へらるゝに至つたのであるが、

言ふまでもなく撫順に取引所を設立しようと言ふ事は此度初めて問題になつたのではなく過去に於ても屢々巷間に其の論を見たのである。

即ち大正八年好景氣に際して到る所關東廳取引所の設置を見た當時、炭鑛庶務課長と實業協會長の請願に依つて鐵嶺遼陽、營口等共に開設すべく關東廳の方針も決定してゐたのであるが、偶々附屬信託會社の發起人間に紛擾が惹起したる爲、之等取引所と同時に開設を見なかつたけれども當時一般からは早晚設置せらるゝものと思惟せられてゐた様である。然し乍ら其の後財界反動期に遭遇した爲遂に實現を見なかつた。

次で大正十一年頃になつて奉天取引所に於て折角上場の認可を得てゐるのだから特産物を上場しようと言ふ問題が起つたのであるが、肝心の出廻りが少ない上に愈々開市するとなれば支那側特産商を招徠しなければならず、夫れには糧棧を設くる丈の場所を與へなければならぬのであるが附屬地内に其の餘裕ある土地なく、勢ひ附屬地外の地區を買收して其處に設立しなければならぬ事になる。然し乍ら夫程の投資に對して相當の効果が上るか否か、が甚だ疑問視せられた。一方撫順に於ては年約七萬噸の出廻りあり、又その地區も奉天と同一地區と見做さるゝ理由あり、而も新たに撫順取引所として開設する事は困難の様であるから、撫順を奉天取引所特産市場として開設するに如くはなしとして奉取引所の岸事務は撫順を訪れ、實業協會長と種々懇談の結果略了解がなつた。於是大正十二年五月三十日實業協會長は炭鑛庶務課長と連署を以て右の旨を關東廳に請願した。一方奉天取引所からも翌五月三十一日附で長官に請願書を呈出した。

其の後に至り關東廳は廣瀨内務局長をして視察せしめ略認可に決定してその日を待つばかりになつたが、突然支那側の妨害が起つた。即ち彼等は撫順に日本側の取引所が設立さるゝ事は徒らに利權を奪はるゝものであると考へ、前警務

署長王養賢、前工務會長劉漢卿、前奉天省電話局長王善春等連名の下に附屬地外に日本側取引所に對抗して交易所の設立を發起して既に省長の認可を得たのである。於是關東廳としても撫順の如き小地區に二つの取引所は不必要となし極力何等かの形式に於て日支合辦として兩者を合同せしめようと努めたけれど、奉天に於ける前例もある所から支那側はどうしても之に肯せず、遂に設立認可の件も立消えの形になつて了つたのである。其の後支那側交易所も遂に開設を見なかつた所よりすれば單に妨害の爲の手段であつた様に思はれる。

其の次が今次奉海線開通に刺戟されて起こされた運動である。即ち奉海線開通に依つて東山地方の特産は撫順、奉天方面に出廻る事になるが、若し撫順に取引所の如く經濟機關がないならば結局出廻り貨物は素通りするに過ぎぬであらう。否悪くすれば從來馬車にて出廻つたものもこれに依つて奪ひ去られる恐れがある。斯くては撫順は奉海線に依つて利益を得る所が從來より一層悪い状態に立到るであらうから、此際是非取引所を設立しようと言ふのである。而して日本側としては日昇公司の中島正明氏等熱心なる主張者であるが主として支那側糧棧、油坊がその主唱者である。而して新市街の三合公司外三十二名の糧棧、油坊業者は昭和二年十二月二十日附、支那官憲の壓迫を恐れ秘密裡に關東長官及滿鐵社長宛請願書を呈出した。其の後援として實業協會等も相當力は致してゐるが、奉海滿鐵の連絡協定も成立せる今日關東廳の認可も殆んど望まない所からその運動に甚だ熱のない事は確かであつた。

## 第二款 設立の可否

猶然らば撫順に取引所を必要とするか否かに就て左に少しく検討しよう。

### 一、特産の出廻状態

第一に特産出廻の状況を見るに、當地に出廻るものとしては東山地方の大豆及び附近一帯に産する撫順米を擧ぐる事を得べく其の他は殆んど見るべきものがないから、以上二つの出廻り状況を撫順驛發送噸數に依つて見るに

年度(當該年四月より翌三月に至る)	大豆	米
大正十三年	六〇,三八二噸	七,四五八噸
同十四年	四七,五三一	一一,二二三
昭和元年	五七,五三五	八,七九三
同二年	六六,三九八	六,〇〇〇

にして年約六萬噸の集散である。之を昭和二年度に於ける開原四十二萬噸、公主嶺十五萬噸、長春十六萬噸に比すべくもなく范家屯、四平街に比較するも未だ二、三萬噸の開きを見るのである。之れは必ずしも少ない數ではないかも知れないが、其の出廻數量のみを以て主張するには些か貧弱の感がある。

### 二、奉海、滿鐵連絡協定の成立

更に昭和三年十月一日より奉海滿鐵の連絡運輸は實施された。昭和二年度に於ける約九萬噸の出廻増加は或は奉海線の開通に依つて齎された結果であるかも知れないけれど、右の連絡運輸によつて彼等が豫想せる如く出廻りを増加させざるのみか或は減少の結果を招徠するかも知れないのである。

### 三、支那側奉天站に於ける糧石交易所の設立

加之奉海線奉天站には支那側の糧石交易所が設立せられ、而かもその關係者は奉海の官吏が多いと言はれてゐるから彼等は運賃其他の高等政策を用ひて出来る丈け貨物を奉天まで吸収するであらうと言はれてゐる。

四、特産商少き事

又撫順に於ける特産商としては日本側は威司東洋行外一二に止まり支那側としても油坊、糧棧を合して二十名内外にして従つて取引所を利用しなければならぬ程の大量取引は常には行はれないであらう。

五、取引所過多の聲

更に現在に於てさへ取引所の數が多過ぎはすまいかと言ふ人さへある位であるから、新に認可を得るには餘程困難な事情にある事。

六、錢鈔方面よりの見地

設立論者は撫順は數萬の採炭苦力を擁してゐるから奉天票上場高も數億に上るであらうと見てゐるが、現在滿鐵の貸銀支拂方法は現小洋錢建金拂であり、而して奉票の信用失墜から金票及び現小洋錢使用の習癖が彼等苦力の間に漸次醸成されつゝあると言はれ、更に同一地區と見做さるゝ奉天に大市場を有する關係からも、錢鈔方面より見るも論者が高調する程効果ありとも思はれない。

七、撫順の地位を守る爲

最後に悲觀論者は、奉海線の開通も撫順に對して特産出廻増を結果せず寧ろ從來の馬車物までも他に奪はるゝとなれば、撫順特産界の衰微を防止する爲には是非取引所を設置して特産の集中に努めなければならぬと言ふのであるが徒らに市況不振を極めるであらう所の取引所設立に奔走するよりも他に適當の防止策を發見するが賢明の方法ではなからうか。

以上の諸點より見るならば關東廳が輕々に之に認可を與へなかつたのも蓋し當然の事であらう。

第三節 范家屯交易所廢止問題

第一款 緒言

范家屯は長春及び公主嶺の略中間に位し、現在に於ても其出廻り高は沿線五六位に在るが相當古くより特産市場としては認められてゐた様である。試みに大正十年度より昭和元年度に至る六年間の大豆其他特産の發送高を沿線主要地と比較すれば左の如くである。(單位噸)

驛名	年 度					
	大正十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
開原	五四四、二五三	五八八、三三三	四〇七、七六七	四二四、六二三	五〇八、一八一	五七四、九七八
四平街	二二四、九七九	二七七、二九一	一九二、六九九	二二六、三七九	二七八、三四七	二七五、六七九
公主嶺	二四〇、四三五	二五九、六四〇	二〇八、〇八九	二二四、五〇一	二五一、三九三	二九五、八八二
范家屯	二五一、三〇四	二二四、六八五	一一三、三六六	一二九、七八〇	一七三、三六三	一五八、六〇二
長春	四六四、三六五	四一八、一八〇	一三三、六四四	三三三、三〇〇	三四〇、一一四	四一三、〇四一

従つて日支特産商は大正六年頃より支那側商務會内に會員組織を以て交易保證所を設け取引に便したのである。而して其の取引高の如き一時は四平街及公主嶺を凌駕した位であつたが、何分にも信用を基礎とする會員組織にして擔保清算の機關なく、之が任務には此種の事業に無經驗なる商務會が當つた爲、少しく相場の波瀾を生ずれば總解合を餘儀なくせられ、而も同交易所が奉天票を以て建値としてゐた爲近年に至つて奉票暴落の餘波を受け其の組織上の缺陷を益々暴

露し遂に拾收する能はざるの状態に立到つた。其の結果昭和三年七月關東廳の指令に依り遂に同交易所は廢止されたのであるが、前述するが如く同地は特産集散市場として現在に於ても相當の地位を占め、將來に於いても亦必ずしも發展の餘地なしと見る事は出来ないから、又復取引所の設立問題は或は單獨の形に於てか或は長春又は公主嶺の支所としての形に於てか必ず擡頭するものと思はれるから左に少しく同交易所の沿革及廢止前後に於ける経緯を詳述しよう。

## 第二款 交易所の沿革

鐵道開通前に於ける范家屯は附近一帯の特産物が冬期隊商に依りて陸路河岸の通江口、英守屯、馬蜂溝等に搬出せられたる爲、何等見る可き市場ではなかつたが、鐵道の開通と共に水運に依れる特産は其の大部分が范家屯に出廻る様になり従つて八家子、五家子、黒林子、双陽等の繁榮は漸次范家屯に奪はれ、其等の地方に住せる取扱商人も店舗を鎖して范家屯に轉じ、斯くて徐々に特産市場としての地位を高めて行つた様である。大豆其他農産物の驛發送數量の如きも大正二年度三萬五千噸、四年度六萬一千噸、六年度九萬噸、八年度十六萬一千噸と急激に増加した。夫と共に取扱商人も多數となつた爲勢之に伴ふ取引機關の必要を感じ、大正四年三月頃から兌取引と言ふ一種の先物取引を開始した。夫が基礎となつて大正六年に至り邦商特産物組合及び支那側商務會の提携に依り一種の先物類似市場を作り同年八月より取引を開始したのである。之が范家屯交易保證所の前身であるが、一時一般の人氣に投合して取引も殷盛を極めたのであるが、漸次保證金の納入を爲さざる者を生じ同取引は一旦中止の止むなきに至つた。

其後大正八年九月商務會に於て協議の結果、同交易所をして商務會員及び邦商組合員にて會員組織と爲し而して別に清算擔保の機關を設けず、商務會に於て一切を監督し處理する事として再開したのである。然し乍ら其の制度の確固た

るものなく又商務會に之を適當に經營して行く體驗ある人に乏しく、頻々として事故發生し殆んど其の都度總解合の止むを得ざるに立到り、爲に商務會は巨額の債務さへも負擔するに至つた。一面前掲の如く其の出廻り高は年を逐ふて増加して行くのに取引機關が斯く不完全では不可いと言ふ所から、大正十一年頃より范家屯を正式の關東廳取引所として認定し之を關東廳の管轄下に置こうと言ふ運動が擡頭した。而して大正十二年九月に至り范家屯在住の邦華商は長春有力者の後援を得て同月二十五日范家屯取引所の設置請願書を關東長官宛呈出した。之より先廣瀨内務局長も同地を視察して取引所設置の必要を認めたのであるが、時偶々沿線取引所整理期にあり新に獨立して設立すると言ふ事は困難であるが、長春か或は公主嶺の支所として認可を與ふる事に略決定を見てゐた様である。而して長春に屬せしむるか、公主嶺に屬せしむるかと言ふ點では兩者互に書面或は口頭を以て競願の形になつたのである。滿鐵の意見としては行政區劃の上から見るも當然長春に屬せしむ可き事を主張した様であるが、關東廳としては長春取引所は將來共獨立して行くに左程困難は無いが、公主嶺取引所は將來の獨立を困難視されてゐたので、此際情實を去つて公主嶺に屬せしむる事に内定して認可を與ふるばかりになつた。然るに廣瀨局長より從來の経過を報告して兒玉長官に認可を申請したのに際し長官は滿洲に於ける取引所濫設の弊害は一般に認められて居り、又取引所濫設の爲に滿洲の財界はかなり攪亂されてゐるのであるから取引所の新設と言ふ事は此際餘程考慮を要するとして同案を保留した。而かも一面當時范家屯に於ける特産物集散高は公主嶺、四平街を凌駕してゐた爲、同地支那特産商の鼻息が頗る荒かつたと共に同會員中にも種々暗闘があつた爲結局現狀維持に終つた。

右の如くして范家屯交易所の官營説も立消えになつたが、其の後と雖も曲りなりにも立會を續けて昭和三年に至つた其の間に於ける同交易所の出來高を見れば左の如くである。



年 度	出 來 高(大豆、高粱共)	沿 線 取 引 所 と の 比 較
大 正 六 年	二、七〇〇 <small>車</small>	
同 七 年	取引中止	
同 八 年	三八、三四一	開原に次ぎ四平街、公主嶺、長春を凌駕す。
同 九 年	四三、六五四	開原に次ぎ長春と比肩し他を凌駕す。
同 十 年	四五、五九八	開原と比肩し他を凌駕す。
同 十 一 年	四二、四七〇	開原、長春に次ぎ第三位。
同 十 二 年	三七、四九三	四平街に勝り他の下位に在り。
同 十 三 年	九、九六九	
同 十 四 年	五、九六〇	
同 十 五 年	六、三八六	
同 十 六 年	六、〇〇四	

第三款 廢止の経緯

然るに昭和二年末より三年にかけて左の如き諸原因に災されて取引甚だ不振に陥つた。

- 一、同地の通貨奉天票暴落し特産商が打撃を蒙る事大きかつた事。
- 二、従つて奉票の前途不安に依り先物取引の危険擴大し來り、交易所の組織上の缺陷を一層擴大するに至つた事。
- 三、交易所の缺陷増大し取引不安となつた爲、資力ある地方特産商が交易所に近づかざるに至つた事。

而して昭和三年に入つてより、出來高の如きも大豆のみで一月二月合計百四車、三月二十六車(尙四月二十車、五月六車夫以後出來申不)と甚だ不振の状態を續けたので、同交易所は最良の改善策として奉票建の廢止を決議し、二月九日から建値を鈔票に變更した。然し乍ら翌十日前場に於て三月限大豆三車の手合せあつたのみで、支那官憲の壓迫によりも相識者間の問題となるに至つた。而して當時長春に於ける一般の意見は今日出來高が無いからと言つて范家屯の特産市場としての價値を云々するは早計であつて、其の不振の原因は奉票の暴落と夫に伴ふ制度缺陷の曝露であつて官營の如き秩序ある取引制度が布かるれば大正十二年以前の隆盛に復歸するであらうと見做し、若し此儘放任するか又は撤廢するならば左の如き不利益があるとし、極力官營移管を主張した。

- 一、同交易所は我國の勢力範圍たる附屬地内に在るに拘はらず、過般取引建値として鈔票建を採用せんとせる時、支那官憲は同所が中國人商務會の經營なるを理由として壓迫した。之は中國官憲の附屬地行政權の侵害にして放任すれば他の官營取引所に累を及ぼし利權回收の旺なる時であるから重大結果を齎すであらう。
- 二、附屬地内に商務會の交易所を存續する事は關東州並びに附屬地に官營制度取引所制の確立せる此際面白くない。
- 三、此儘にして置けば邦人は取引所の缺陷に乘じ不正行爲又は契約不履行を爲し邦人全體の信用を落す。
- 四、同地は特産のみの爲に今日あるのであるから、若し交易所を撤廢すれば従つて附屬地は衰微し、特産商の金融を爲す邦人金融業者も打撃を受ける。

右の如く放任も撤廢も不可であるから結局何等かの形式に於て官營とするの他方法はないとし、其の具體的形式として現在の狀況にては新に單獨に認可されると言ふ事は困難であるから、稍變則ではあるが受渡場所の擴張と言ふ名目で官

營とするが最も妥當であると言ふに在つた様である。

然し乍ら若し右の案が容れらるゝならば、長春の受渡場所と爲すか或は公主嶺の夫と爲すかの問題は依然として舊の如く論争せらるゝであらうが、長春の受渡場所と爲す可しと言ふ理由を擧ぐれば、

一、范家屯に集散する特産物は長春と同一の出廻地域よりなる事。

二、范家屯交易所は附屬地に在るを以て現在は勿論更に官營となる以上は領事館、警察署、郵便局、滿鐵等はすべて同地を長春の管轄に屬せしめてゐるから、邦人側の行政區劃に従ふに至當とする事。

三、交易所の取引方法が長春取引所に類似點多き事。

1、大豆受渡標準品は混合保管物を採用し居る事。(公主嶺は隨年大路制を採用す)

2、建値は現在奉天票なるも眞意は鈔票建に在る事。只中國官憲の壓迫ある爲である。

四、范家屯は經濟關係に於て奉天省を脱し吉林省に近い、即ち特産物の決済は奉天票に依らず吉林省の哈大洋、吉林官帖、現大洋に多く依り居る事。

五、范家屯の金融機關は滿洲銀行と言ひ官銀號と言ひ共に長春の隸下にある事。

六、長春側の受渡場所とする時は長春信託援助の一法となる事。

次に公主嶺側の理由とする所は

一、范家屯は奉天省の同一行政區域内に在る事。

二、取引の建値が奉天票にして兩地同一なる事。

三、信託會社の内容が長春に比し確實なる事。

等が擧げられてゐる。關東廳にして若し受渡場所として同所を認可する意志ありたりとしたならば寧ろ長春側が有利であつた様である。

然し乍ら長春及范家屯に於ける以上の意志にも拘はらず關東廳としては三月頃より

一、同交易所が一日五車乃至二、三車の先物より出來ずして機能を發揮してゐない事。

二、擔保力が不完全なる事。

三、例へ閉鎖しても地方財界に大した影響は與へないであらう事。

と言ふ理由から之を閉鎖しようと言ふ議が起つた様である。之を傳へ聞いた當事者は大いに驚き四月二十日關係者打連れて長春を訪れ、長春取引所長室に於て滿鐵地方事務所代表の出席をも求めて種々協議の結果取り敢へず存続方を請願する事に決定し一先づ散會し、其の後五月三日附を以て范家屯在住民協會長岩尾君治、同華商々務會會長王義臣、同日商特産組合長西村万吉三氏連署の下に關東長官宛大要左の三項目より成る存續請願書を呈出した。

一、本交易所は大正三年度の開設に係り爾來先物取引を繼續して今日に至れる甚だ古き歴史を有してゐる。

二、今日此の交易所を閉鎖するゝに於ては日支糧棧業は勿論、其他一般市場にも多大なる打撃を與へ延ては當地の盛衰にも關する重大問題である。

三、若し現在の制度に於て不備又は改正を要する點があるなれば御指示下されば改善に努力する。

然し乍ら右に對して關東廳よりは何等の回答もなかつたものゝ如く、其後七月に至つて遂に閉鎖の命令に接したのである。

## 第四章 上場物件に関する問題

### 第一節 奉天取引所の特産物上場問題

奉天取引所の規程は其の上場物件として重要物産及び錢鈔の兩者を定めてゐるけれども、開設以來重要物産の取引は會つて行はれた事なく、錢鈔取引のみに限られ以て今日の如く奉天票の中心市場を爲すに至つてゐるのである。一言ふまでも無く其は重要物産の出廻り膠々たるものにして何等取引所の必要を認めなかつた爲である。然し乍ら特産の上場問題は信託を中心として會つて行はれた事はある。大正十二年撫順を其の支所として特産を上場しやうとした如き其の一例であるが前述の如く支那側の妨害に逢つて遂に立消えとなり依然として現狀を維持したのであるが、昭和二年十月奉海線の開通に依り、其の沿線より出廻るべき特産二十五萬噸乃至四十萬噸が豫想さるゝに及んで、又復信託が中心となつて上場運動が開始された。

今試みに最近三箇年間の特産出廻高を驛發送の數量に依つて見るに（單位噸）

	大豆	米	高粱	粟
大正十四年度	一〇、七八九	一〇、八三一	五、八八二	一三、九一八
昭和元年度	九、三六六	五、五八八	八、三三七	一一、六二四
昭和二年度	三五、二二五	五、六〇三	七、〇九六	四一、五六六

註 昭和二年度大豆、粟の激増は奉海線よりの出廻りに依るものと思はれる。

にして従來の如き出廻高ならば一顧の價だに無し事は言ふまでもない。従つて上場の主なる條件たる奉天への出廻増は

かゝつて奉海線よりの出廻にあると言はなければならない。而かも其の中奉天に於て卸さる可き數量に依るのであるから其が幾何に上るかを見よう。

言ふまでもなく奉海線は穀倉と言はるゝ東山地方を貫通するものであるから將來に於て三十萬乃至四十萬噸の特産を搬出すべき事は一般の見る所に従ふとしても、其の盡くが奉天に集まるものと見るは疑の存する所である。否寧ろ奉天に於て却さるゝものは其の一部分に過ぎないのではあるまいか。其の理由として次の諸點を擧げ得る様である。

#### 一、奉海滿鐵の連絡

昭和三年十月一日より兩鐵道は正式に連絡を實施したから、其の貨物は主として奉天を通過して一路南下するもの多き事。

#### 二、奉海沿線にて買付を爲すものは主として大連筋商人なる事

現在奉海沿線にて特産物を買付けつゝある商人は主として(1)官商筋、(2)大連華商筋の出張員にして沿線問屋に買付依頼をなす者、(3)三井、日清等大連に於ける有力輸出筋の出張員にして買付依頼をなす者の三者と見られてゐるが、之等は何れも買付けたる特産を奉天に關係なく大連に搬出するものであつて大連市場を利用するものである。

#### 三、奉天に需要少き事

奉天には見る可き油坊なく、又之等の輸出商なき爲奉天その土地に必要なき事。

#### 四、奉天には特産の貯藏場無き事

他の沿線諸地方に見るが如き糧棧なく、又驛構内にも特産野積場の設備がない。

只信託側も主張する如く、奉海沿線地方特産商の多くは輸入雜貨、綿糸布商を兼ね、特産物を賣つて其の返り荷として

輸入品の仕入れを爲す關係上奉天にて賣捌くが便利である事、次に官商筋は資力豊富な特殊商人で産地で買付けたものを右から左に賣るが如き事は例外で、主として買占を行ひ機を見て賣放つのであるから、若し奉天に適當なる貯藏場が設けらるれば大いに奉天市場をも利用するであらう事等の理由に依り現在よりは其集散高増加するは當然であらうが、其の量たるや信託其他に於て豫想する程の多量のものとは思はれない。

次に現在に於ては其の取扱商人は日本側に現物賣買商少幾を數ふるのみにして甚だ少數である。加ふるに從來の關係にて支那側糧棧業者の如きも皆無の状況にして、之は驛構内に於ける野積保管場の缺乏と共に特産現物を貯藏するに由なからしめてゐる。

以上の諸點よりするならば、信託側の主張を容れて現在直ちに特産を上場するも、現物の供はざる投機賣買にのみ終始して幾多の弊害を醸成する結果と爲り了るのではあるまいか。於是先づ野積保管場の設備を完成し上場の機運を濃厚にし、而して徐ろに糧棧業者を招致し、然る後に改めて考慮すべき問題であつて、一刻を争つて之を決定すべき必要はあるまいと思はれる。

## 第二節 大連株式商品取引所の奉天票上場問題

奉天票を上場物件として其の取引を行つたのは從來沿線取引所に限られ、關東州内の取引所には未だ見ない所である尤も後述するが如く大正十一年金建實施直後に於て大連取引所錢鈔市場に之を上場すべく運動之れ努めたが其の實行は見なかつた。然るに近年に於ける三省政情の疲弊は奉票の價值を未曾有の底値に暴落せしめ、且つ些細なる材料にも動搖し寸時も靜止する所なき不安定のもととして了つた。而して斯くの如き不安定の結果は金、銀、小洋錢を使用するも

のは奉票の手持を危険視するに至り、奉票を使用するものは金、銀其他の手持を寧ろ廻避するに至つたのであるが、其の影響は大連市場にも現はれ、一面其の間に於て騰落の甚しきを利用して思惑を試みるものも出で、之等は相錯綜して近來大連市場に於ける奉票の取引高を著しく増加せしめるに至つた。

即ち大連に於ける從來の奉票取引は主として奥地から來連する華人の持参したる奉票を兩替するに止まり、其の額の如きも極めて少數に過ぎなかつたのであるが、前述の原因に依り近來小崗子を中心として取引さるる額は一日現物二十萬乃至六、七十萬元、先物二、三萬元内外に達すると言はれ、而して其の仕手關係は左の如くであると見られてゐる。

一、穀類其他の物品を大連に於て賣却し、金票、鈔票、小洋錢等を受取りたる華商にして奉票の動搖激しき爲、當地に於て奉票に交換して持歸るもので總額の五割以上を占めてゐる。

二、大連の華商が奥地に雜穀類を買出しに行く際奉票と交換して行くもので總額の一部に過ぎない。

三、錢舖間に於て投機的に賣買さるゝもので總額の二割内外。

四、奉票の騰落を利用して利益を收めんとする一般思惑師連の賣買で總額の約三割内外である。

以上の如く奉票の賣買が増加し、又將來一層増加せんとする傾向にあるので、大連五品取引所當事者は之等の賣買を取引所市場に集中し、取引をして秩序あらしめ且つ其の危険を防止し、一面に於て五品市場の振興策とも爲るを以て奉天票を同市場に上場する事に決し、昭和三年九月十五日正式に關東廳に向つて上場認可の申請を爲し、次で十八日原田理事長は關東廳を訪問して種々諒解を求むる所があつた。

右に就き五品側の見る所に依れば、上場認可の曉に於ては華商間には奉票取引人たらんと希望する者相當多く、且つ又奉天其他奥地に於ける錢鈔業者は當該地方に於て、官憲の壓迫の下に生命財産をも危険に曝し乍ら賣買を爲すよりも

寧ろ安全なる大連市場に於てせんと希望すべく、之等に依り相當の成績を挙げ得るとしてゐる様である。而して現在同取引所の上場し得る物件は有價證券、綿糸布、麻袋、麥粉、砂糖の五品であるから今次の奉天票も有價證券として上場すべく傳へられて居るが、奉天票を有價證券と稱し得るや否やは甚だ疑問の存する所であるが、唯關東廳に認可の意嚮にあらば強ひて有價證券説を固執する必要なく、同所定款第二條も以上五品の他關東長官の認可を得て其他の物件をも上場し得る事を定めてゐるのであるから、規程の一部を變更すれば手續は甚だ簡單である。要は關東廳が之を認可するや否やが本問題の根幹を爲すものである。尙後述するが如く五品と殆んど時を同ふして錢鈔信託よりも上場の請願が出たのであるが、右に對する大連取引所當局の反對意見は此の場合にも適合すると思ふから左に掲げやう。

- 一、現在奉天票は關東州一般に流通し居らず、西崗子方面に多少の需給關係あるも之亦少數に過ぎない。
- 二、奉天票は世人周知の如く全くの不換紙幣にして時局の變轉と共に亂高下甚だしきものである。故に今直ちに關東州内の錢鈔市場内に之を上場する必要が認められない。其は單に大連取引所の錢鈔市場のみならず五品取引所に就いても同様である。
- 三、殊に茲二三年來奉天省官銀號が南北滿洲に亘つて大仕掛な特産物の買占を爲し、大連市場を狙つて勝手に賣出す爲奥地特産商窮境に陥り、又大連市場に於ても不自然の影響を受けて市場取引に好ましからざる反映を與へてゐる現状から見て、大連市場に於て奉天票を上場するが如き事あれば多くは思惑の弊を誘致すると共に其間益々官商筋をして勝手な策を弄せしむるに過ぎない。
- 四、尙又大連市場に奉天票を上場するに就ては沿線各地取引所の關係をも篤と考慮せねばならぬ。
- 五、奉天票が大連市場に上場せらるゝ時は官銀號としては何等費用を要しない奉天票の紙片を發送して自由に市場に

賣出す様な事がないとも保し難い。然らば其結果は推して知る可きである。

大略以上の諸點より反對の意嚮を洩したのであるが、關東廳當局としても上場後に於ける奉天票の關内流入、奉天省當局に對する考慮其他によつて認可の申請を却下した様であるから、五品市場の奉天票上場も最早や望まないものであらう。

### 第三節 大連取引所錢鈔市場の奉天票上場問題

前節に於て述べたるが如く最近大連市場に於て奉天票の取引高が激増せると市場振興策との理由の下に、五品取引所より關東廳に奉天票上場認可の申請を爲した事を聞いた錢鈔側は、同問題に就いては以前からの経緯もあり、充分調査研究を重ねてゐるのであるから若し五品側に認可さるべきものなら、當然優先權を有する錢鈔側に先づ認可されなければならぬとして時を移さず錢信より取引所を通じて關東廳に認可申請書を呈出した。一方取引人組合に於ても、十月三十日組合評議員會を開催して協議し其の決議を齎して正副組合長は取引所長を訪問して奉票上場の實現されん事を懇願した。

以上が今次の同問題經過の大略であるが、錢鈔側も言へるが如く曾つて奉天票を錢鈔市場に上場しやうとして可成りの紛糾を惹起した事がある。當時に於ける賛否の論は亦以て今日の參考に供し得ると思はれるから左に當時の経緯を述べやう。

大正十年四月關東廳が金建を強行してより以來錢鈔市場に於ける商内高は激減し、夫に隨つて信託の手續料收入額も著しく減少し、斯くの如き閑散状態が続いたならば大連の錢莊は遠からず他に轉業するか或は閉店して引揚げるより他

方法はあるまいと見らるゝまでに至つた。於是信託側は種々市場の振興策を考慮したのであるが、當時奉天票は不換紙幣ではあつたけれど未だ今日の如くならず東三省に於ては相當の勢力を有してゐた時であら、同票を市場に上場し以つて沈退せる市場を救済しやうと計畫したのである。而して彼等は左の如き諸點を擧げて同問題に理論的根據を與へた。

- 一、大連錢鈔市場は金建實施以來非常に寂れたるにより奉票を上場して市場の振興を圖るのである。
- 二、奉票の上場は大連の特産物業者が奥地特産物買付資金として爲替變動のカバーを爲すのに甚だ便利である。
- 三、留の代替物として奉票を上場する事は市場の振興策として適策である。
- 四、金券の勢力は關東州及び沿線附屬地に限定せられたる極めて流通範圍の狭小なるものなれば、一步を進めて流通區域の大なる即ち産特物の生産地たる支那領土内に流通し廣き流通力を有する處の奉票を上場して原産地の特産物買入に要する絶對必要の資金を大連にてカバーせしむる爲、奉票を大連市場に上場する事は奥地も大連も共に繁榮の策である。

五、今次の金建實施に依り華商側は當局に對して大いに惡感を抱いてゐるから、此際奉票の上場は之を融和し日支國交上に好果を齎す。

而して右に對する關東廳の態度は、突如として實施したる金建に依つて錢鈔市場が淋れたる事情もあり、且つは之によつて大連市民の不評を補はんとして長官の歸任を待つて之を認可せんとするものであると言ふ事が傳へらるゝに至つた。於是開原、奉天、長春を初め沿線各地の關係者は猛然として反對運動を起すに至つた。左に重なる反對意見を掲げよう。

#### 開原特産物商組合の反對理由

##### 一、奉天票の性質

奉天票とは奉天省の地方銀行が督軍の許可を得て發行する私票にして兌換の準備無く支那政府の保證無き一種の債券にして利付又は利子を附せざるものあり而して之が流通範圍は東三省巡閱使の權勢地域内に強制通用せしめつゝあり。

##### 二、奉天票の作用

奉天票は其發行銀行の意志によりて自己の利害を標準として發行又は回収し或は極度の引締めを行ひ伸縮自在の行爲によりて其の價値の暴騰落を自由ならしむ。奉天票發行銀行は全滿洲の主要地に自行の經營に係る糧棧業を有し奉天票に依り盛に特産物の買収を爲せり。奉天票發行銀行は特産物出廻り時期即ち資金の需要期に於て當然之が供給を爲し融通を圓滑ならしむべきにも拘らず却つて其融通を最少限度に止め自己經營の糧棧に於て糧穀の買収に對して獨占的たらん事を圖り最も巧妙の手段を弄し日商をして啞然たらしむ。又特産物最盛出廻り時期以前に日商間に於て奉天票の買収せるもの多き場合は反對に奉天票の増發を行ひ奉票資金に對する準備の效果を得せしめざるに至る。

二三の例を擧ぐれば左の如し。

- イ、地方に於ける内亂に依る影響
- ロ、政治上の變革若しくは外交上の問題に依る影響
- ハ、地方官憲の權勢威望の盛衰興廢の都度

ニ、奉天票發行銀行の損失若くは地方官憲の命令に依り突然流通不能となる事屢々あり往年殖邊銀行票及中國銀行票交通銀行票の或種類の流通不能となれるが如き其例證尠からず

三、留の代替物として奉天票の上場

露國全盛時代に於ける留は露國政府の保證の下に發行せられ其性質は奉天票と異り而かも留は特産物に對して奉天票の如き直接の資金とならざるが故に留の高下は特産物に對して些の影響を與へざりしも奉天票は然らず實に於て異なるのみならず奉天票の高下は直接に特産物の高下に至大なる影響を及ぼすが故に極めて危険なる上場物件なり留と奉天票を同視して代替物と爲して之を上場するが如きは無稽も亦甚しと言ふべし。

四、奉天票の大連錢鈔市場に上場する事と流通とは異なりと言ふは敢而當らず

奉天票を錢鈔取引所に上場して之が公定相場を建つる以上は當然奉天票の價値は東洋的に廣き意味にて公認せられ其流通力は増大し關東州内に偉大なる勢力を扶植して又抜くべからざる根底を築き他日如何とも爲すべからざるに至るは當然の歸結なり。

現在關東州に於ける華商間の通貨は小洋錢と稱する小銀貨なるも近來小洋票と稱する奉天票の小額券は州内到處に流通しつゝある状態なれば奉天票の上場によりて其權威は茲に裏書せられ益々流通の勢力強大となり流通の區域擴大し終に現在の硬貨を驅逐して全然奉天票に依り總ての取引行はるゝに至るは火を賭るより瞭かなり。

大連に於て特産物其他の賣買は奉天票の上場によりて奉天票建によつて取引行はるゝに至るべきに依り代金の授受及び爲替決済に奉天票を使用するを妨げず否大に使用するに至るべし之れ則ち上場と流通とは相離るべからざる密接の關係を有する當然の歸結なり奉天票を上場して只單に相場變動のカバーに止め其流通を抑止せんとするが如きは遼河

の流を堰止め其水力の氾濫を慮るを知らざる暴論なり。

五、奉天票流通區域に於ける日商の苦痛

奉天票流通地域内なる沿線附屬地に於ける日本人は金券又は銀券を以て奉天票を買付け之を介して特産物の買収を爲すを以て其買付の都度奉天票の價額は華商錢業者を通じ巧妙なる慣用手段を弄し暴騰落を爲さしめ終始不測の損害を與へられつゝあり。

六、奉天票を大連錢鈔市場に上場の結果によりて起るべき害毒

奉天票を介して特産物の買付を爲せる奥地日商の被れる犠牲は尠少なからざるも奉天票なるものは沿線附屬地に於て喰止められ未だ關東州内に其累を及ぼさざりき然るに現狀を打破して更に之を大連錢鈔市場に上場するの計畫成功せりとせんか奉天票の流通區域擴張せられ延いて奥地に於ける金銀券の流通を阻み帝國の滿洲に築き上げたる十數年來の地勢は覆され總ての施設總ての公益機能は根底より破壊せらるゝに至るべし其二三の例を示せば左の如し。

イ、奥地特産物の買入資金たる奉天票のカバーを大連市場に於て爲し得らるゝに至らば之れ即ち奥地買入特産物の荷爲替決済をも爲し得らるゝ適確なる根據を樹立するものなり。

ロ、奉天票發行銀行の特殊的施設と偏頗なる融通方法は更に一層廣汎に行はれ我等特産物商は多大なる打撃を蒙り終に立つ能はざるに至るべし。

ハ、沿線附屬地に勢力を扶植せる日本の銀行業者は金銀券の流通激減し自然業務は縮小せられ其營業は根本的に破壊せらるべし。

### 宮崎開原取引所長の反對意見

- 一、大連にて奉天票を上場せんとせば如何なる形式を以てするや
  - イ、即ち或は取扱銀行を特に設置して奉天票の準備資金を作りて取引を圓滑ならしむる趣旨なるや若し然りとすれば結局は奉天票の授受を大連に於て爲す事となり従つて奉天票の上場は總て融通を爲すの結論に陥らん。
  - ロ、單純なる爲替決済の機關のみにて上場せんとするや然らば矢張一種の空賣買に陥らん其の結果は甚しき經濟上の攪亂を増し危険を伴はん。
  - ハ、又取扱銀行を設けるとせば日本金貨を以て奉天票の準備金を作らざるべからず然りとせば日本貨幣政策より見て一種の金輸出となるべく、加之現在に於て奉天省の財政廳と聯絡を有する支那特産商は奉票の公定相場を左右する傾向を有するに至るべし、而して若し之に對して金資金を與ふれば之即ち兩手を以て奉票の高低を自由にするに至らん。
- 二、關東州内に於ては奉天票は流通力なし之を以て上場物件として取引所に上場すれば取引所設置が地方物資の價額公定を目的とする趣旨に反する矛盾せる取扱なりと言ふべし、何となれば奉天票は所謂大連地方物資の範疇に非ざればなり。
- 三、關東州内に於て奉天票を上場する事となれば奉天票の需要區域を擴張するが爲に奉天票の眞價以上の價值を保持せしむ、従つて反面に於て金下落の結論に達せん。
- 四、沿線の日本側銀行は大連に奉天票上場の結果として爲替取組の關係上多額の奉天票の準備を要す、然らざれば従前の目的を達し得ず勢ひ奉天票を包擁する銀行をして之を取扱はしむるに至るべく眞に不便なりと言ふべし。
- 五、要するに大連に奉天票を上場するも日本人の取扱人に有利の結果を齎すことは豫測し得ず、既に日本が滿洲に進出

して以來特産に對して相當の利潤を上ぐ、然し乍ら實際の所得なるものは奉天票に換算必要の結果錢鈔取引の爲に利益の大半を奪ひ去らるゝ傾向ありしなり。

#### 奉天錢鈔取引人並びに錢舖業者の反對意見

- 一、奉天並びに沿線各地錢鈔市場は金對奉天票の取引を生命とし居るも大連に上場せば同地よりの註文杜絶し沿線取引所は自然衰微を來すべし。
- 二、奉天票相場の權威は從來奉天開原を以て中心となり居るも將來は大市場たる大連市場に牽制せられ延ては中心を同地に奪はれ沿線取引所の衰退を來す處あり是れ關東廳として沿線各地に取引所を設置されたる主旨に反するものとす。
- 三、奉天並びに沿線取引所は動もすれば市場不振に陥り易き傾向あるに一層其脅威を感じしめ沿線錢鈔業者及び之に關係ある者は將來大連に營業者を移轉するか又は自然廢業の止むなきに至るやも圖り難し。
- 四、日支錢鈔業者は大連に於ける銀對金、奉天、開原其他沿線各地に於ける金對奉票、銀對奉票の相場に對し盛んに繋賣買を爲し以て一部市場殷盛の因となり居るも大連に奉票上場せば此作用は不能となり沿線は勿論大連の銀對金取引にも惡影響を及ぼし取引減退の處あり。
- 五、大連市場に於て大手筋の大思惑仕手關係を以て左なきだに騰落甚だしき奉票を一層相場の變動を助長せしめ經濟界に惡影響を及ぼす處あり。
- 以上は奉天並びに沿線取引所に及ぼす影響なるも尙關東州内に及ぼす影響として
- 六、發行額の不明基礎不確實にして支那官憲の意志と勢力如何に依り相場の騰落を來すべき奉票を我租借地内に自然に



流通せしめ悪貨隨て邦貨を漸次驅逐せらるべき虞を生じ國策上大なる不利益と思惟す。是れ昨年來萬難を排し遂行されたる特産物建値變更の主旨に反する所なり。

奉天商業會議所の反對意見

一、會議所の意見

大連は奉天と其事情を異にし奉天票の上場は上場すべき理由の根據薄弱なるものと認む但し上場問題が單に取引所の利害關係より打算したるものならば殊更に論議すべき價値を認めず。

二、會議所より奉天主要商工業者に對し本問題に關し意見を求めたるもの回答

- イ、奉天錢鈔取引人組合及奉天地方兩替業組合は連名にて(一)沿線取引所の衰微、(二)奉天開原の中心市場を大連に奪はる、(三)沿線錢鈔業者の打撃、(四)大連の銀對金と沿線の金對奉票との繋賣買不可能、(五)相場の變動を助長し經濟界を攪亂す、(六)國策上の不利益、(七)特産物建値變更の主旨に反す等の諸點を擧げ上場に絶對反對せり。
- ロ、奉天取引所信託株式會社にては(一)奉天經濟界との關係を説いて特産物商錢鈔業者は直接惡影響を受け延いては綿糸布商雜貨商にも及ぼすべく且つ奉天は大連市場奉票の騰落に追従するの結果を來たすべしと述べ、(二)在滿邦人の蒙るべき影響として奉票上場を全く投機化せしめ奉票の流通を増加し我商權の發展を阻害し我國策上不利益甚しき點を列擧し是亦反對意見を表示せり。
- ハ、奉天綿糸布商組合にては元來一局部の事變又は首腦者權勢の得失により根本を左右せられ易き頗る不安定なる本質を有する奉票の伸張力を他動的に増加するのみならず標準相場を建てる以上流通力は必ず關東州一圓に逐次波及し延いては金券流通の範圍を狭少せられ國策上は勿論奥地各地の繁榮上にも惡影響を及ぼすとの理由にて上場に反對せり。

對せり。

ニ、吉林燐寸株式會社支店にては同社製品は全部奉票を以て取引せられ居る關係上貨幣相場一定して變動少なきは最も希望する所なり然るに奉天票の取引所多くなれば夫丈相場變動の多きは自然の道理なり。奉天以外の地方相場の爲め奉天相場に影響を及ぼすは望ましからず因つて上場に反對すと。

長春商業會議所の反對理由

- 一、奉天票の通貨價値よりする理由
- 二、過去の事實より觀たる理由
- 三、將來を慮りたる理由
- 四、奉天財憲の通貨政策を侵すの虞あり
- 五、奉天の政費軍費を無擔保調達の虞あり
- 六、大連取引所に奉天票を上場するの必要なし
- 七、社會教養上より觀たる理由
- 八、奉天票を取引所に上場するも其受渡確實ならず從て其取引を保證信託するものなからん。

以上の如き種々の理由よりする反對論が沿線到る所に鋒起したるに加へて大正十一年四月に勃發したる第一奉直戰に依つて奉天票の騰落が可成り激げしさを加へた爲、關東廳としても其の認可を一時見合はすに至つた。而して戰後奉票の稍落着くと共に又復其の運動は行はれた様であるが、奉天當局に對する考慮、沿線各地の反對等で遂に實現を見るに至らなかつた。

以上の如き沿革に依つて優先權を主張し、五品よりの出願あるや直ちに取引所を通じて關東廳に認可申請を爲したのである。然し乍ら取引所當局の副申も前述の如き反對意見であり、關東廳としても五品に對すると同様反對態度であり其の實現は到底望無きものであらう。

## 第五章 賣買方法に關する問題

### 第一節 大連取引所豆粕競賣の沿革

滿洲に於ける我取引所の先物取引は現在に於ては大連の豆油が特殊に事情により相對賣買を行ふ他盡く競賣買の方法に依つてゐる。然し乍ら大連取引所豆粕の賣買方法も開所以來引續き今日の如き競賣買制を採用したものでなく、現在に至るまでには可成りの波瀾を経來つてゐるのである。左に其の沿革の大略を述べやう。

大正二年九月一日大連取引所開市と共に其の先物市場に上場せられたる物件は大豆、高粱、豆粕の三品であつたが其の賣買方法は盡く競賣買制を採用した。従つて豆粕に於ても當然各單位銀五十圓内外の證據金を收めて賣買を爲したのであるが、當時に於ける豆粕の取引は極めて少量にして何等問題を起さなかつた。然るに翌三年頃より豆粕が漸次肥料としての聲價を高むると共に其の需要を喚起し、一面生産高激増し其取引も漸次増加するに至つて豆粕の競賣買制に對して其生産者たる油坊業者間に反對の聲が起るに至つた。何故なれば當時の油坊業者は資力薄弱にして何れも小規模の營業を爲すのみで賣買證據金の提供は可成りの苦痛であつた。加ふるに原料たる大豆の買付と、製品たる豆粕の賣買の爲に二重に證據金を負擔せねばならず、斯くの如きは到底薄利に甘ずべき油坊としては堪へ難き所であるとして豆粕の賣買に就いては相對の制度に改められん事を請願するに至つた様である。然し乍ら信託としては其結果手数料の減收を招來するから之に同意する筈なく、取引所としても市場の統一其他の點から之を許容しなかつた。於是乎取引人は其の報復手段として所謂場外取引を行ふに至つた。即ち先づ輸出業者たる邦商が不買同盟に類するの措置に出で、油坊業

者たる賣方之に應じ場外取引は日を逐ふて盛となり、従つて市場内に於ける取引は之に反比例して激減して行つたので斯くては官營取引所の威信を傷け延いては都督府の體面にも關する所から、取引所は右の行爲に對して斷壓政策を取り或は取引人の帳簿を検査し或は種々の警告を發して極力其の絶滅に努力したのであるが、取引人側としては直接の利害に關する事でもあり何等取引所の措置に肯せず、却つて其の無法なる態度に憤慨して益々露骨に場外取引を行ひ遂には公然の秘密とまで噂さるゝに至つた。事茲に至つて何等策の施しやう無く、取引所當局も公然の秘密として場外取引を認めんよりは寧ろ相對賣買を許すに如かずとなし、信託會社及び取引人組合と協議して止むを得ず相對賣買を許すに至つた様である。之れ大正四年二月にして村津寛氏取引所長の時であつた。

以上の如くして取引人の希望した相對賣買は實現せられたが夫が證據金を要せざる所から日を経るに従つて取引は放漫に流れ、而かも其の取引は何等擔保せられざる所から、結局は解合を爲すの他なく、斯くて豆粕の解合問題は頻々として起るに至つた。於是取引所及信託側は競賣買復歸を提唱し、殊に井村大吉氏所長就任以來は極力之を主張し、大正八年頃からは度々正式に取引人組合に對して諮問したのである。組合としても取引所よりの度々の諮問があるので「取引改善委員會」を組織して度々合議する所あつたが其の都度油坊側其他の反對があり殆んど進捗を見なかつた。斯くて翌九年一月頃天運長、合興等の蹉跌によつて又復不渡事件を惹起した。依つて取引所は若し此際問題を發生する様な事があれば競賣買を斷行するに至るかも知れないと寧ろ暗に問題發生を期待するが如き態度を示したので、取引人側は恐慌を感じ曲りなりにも早急として解決するに至つたが、かゝる事から取引所及信託對取引人組合との感情が漸次阻隔して行つた様である。

次で四月十五日白井一派の買煽に依る豆粕不祥事件が遂に爆發するに至つた。其の詳細に就いては茲に述べないが古河を後盾とした白井の大思惑で買方一派の建玉三百三十五萬枚、其の價格千三百萬圓にして損失額四百萬圓を算する大事件である。其の結末は朝鮮銀行より三百萬圓の値合金融通、正金銀行の受渡資金融通、信託より二十六萬圓、組合より五十萬圓の支出にて五月五日曲りなりにも解決を見たのであるが、約一箇月に近く市場は休會し、組合中に「臨時豆粕共同販賣部」を設けて建玉の處分を爲し、整理資金返還の一途として爾後組合員は先物一單位の取引に對して雙方より二圓五十錢の特別手数料を徴せらるゝに至つた等直接間接に幾多の損失と創痕とを與へた。以上の大事件を導火線として豆粕を競賣買に變改すべしと言ふ論は大連財界の輿論として唱へらるゝに至つた。大連商業會議所等は率先して之を唱へ、取引人中にも漸次變更希望者が現はれる様になつた。取引所としては此際是非變更しなければならぬと言ふ意見の下に組合に向つて度々諮問を發した。組合に於ても其都度委員會を開催して協議したのであるが、現状維持を主張するもの、賣買方法は相對として組合員雙互間に於ける共同擔保制を主張するもの、競賣買を主張するもの等に分別議纏らず容易には實現を見るべくもなかつた。

其の後に於ても時々受渡に際して紛糾を見たので十年末頃より賣買制度變更論は取引人間に於ても漸次勢力を占め、一方取引所に於ても種々なる實行上の困難即ち大連物と奥地物とに混合保管の差別ある事、若し競賣買を實行するとすれば買占行爲等が行はれてはしないか等の懸念があつたのであるが萬難を排して極力其の實行案作製に努力した。斯くて翌十一年六月頃よりは取引人組合は組合員中より「特別交渉委員」を選出して隨時信託及取引所の首腦者と會合協議せしめ、之等三者の代表は其後度々の會合の結果、遂に七月二十一日に至り組合及信託の代表者連署の下に覺書を作製する迄に至つた。

然るに同十月特産期節に入つてより各品の取引は股賑を極め、十月限の受渡切迫と共に漸次形勢は重大となり仲秋明

六日に至つて豆粕の取引は急激に險悪化した。即ち休日前四日の後場大引二圓十二錢の相場は六日前場二圓二十錢に寄り付き、一躍三十錢の新高値を唱ふるに至つた。而かも其の喰合高は減少する所か却つて四、五萬枚の増加を示し、五日現在埠頭の在貨は五十四萬七百五十枚なるに拘はらず喰合の總額は七十六萬五千枚を算するに至つた。於是取引所當局は大いに狼狽し後場立會に入るに先立ち、臨機の措置として公示第四十六號を以て

豆粕相對賣買先物取引十月十四日限は本日相場現在建玉に對し當分の中反對賣買の外新規賣買を差止む

と揭示し新規賣買を斷然差止めて了つた。斯くて市場は漸く平穩を得たのであるが、右の波瀾は大正九年白井の戰術を踏襲せる丹羽商店の策動で當然受渡不履行問題を惹き起した。其の結末は信託よりの救済金五萬圓と、信託より丹羽に支拂ふべき約二十七萬圓を填補し無事解決するに至つたけれど、同問題が導火線となつて急速に賣買方法變更の機運を濃厚にした。即ち十一月二日後場取引終了後組合及信託の代表者並びに取引所首腦部の三者は從來の感情上の行掛りを捨て、誠意ある會合を爲して同問題を協議した。席上偶々油坊業者を主とする華商側より

一、同じ原料大豆と其製品たる豆粕に二重の證據金を納入するは堪へ難き事

二、從來の豆粕受渡に當つては混合保管品（一枚四十六斤）に一割迄の不合格品（缺斤物）を混する事を許容されてゐたのであるが、競賣實施と同時に之等の混入を許さざる事になるだらう事

の二點に關し紛議を醸して意見の一致を見るに至らなかつたが、更に翌三日同一の會合を催し、各誠意を批瀝して問題の解決を圖つた爲、邦商側は或程度までの譲歩を爲し、依然四十六斤を受渡合格品とするも四十五斤七分までの缺斤物は之れに三錢の格差を附し受渡に供し得る事として同問題は解決し、更に競賣實施と共に從來よりの特別手数料二圓五十錢に新に賣買手数料一圓を加ふれば一口七圓の負擔となるから、組合より銀行側に交渉して特別手数料五分の二減

即ち一圓減の一圓五十錢に爲さん事を決し、幾年かの懸案であつた三者協定茲に成立を見たのである。

次で六日後場市場を休會して取引人組合總會を開催し

- 一、特別交渉委員が信託會社代表と取交したる覺書承認並に之に關聯の諸件
  - 二、豆粕競賣買を三月十四日限より實行する事並に之に關聯する諸件
  - 三、組合同約改正並に改正の結果委員補缺選舉の件
- の三項を附議し、何等の異見なくすべての項目を議了し、茲に雙方の取交せる覺書も發表さるゝに至つた。其の要項は左の如くである。

一、大連取引所に於ける重要物産取引の改善及び發展を企圖する目的にて同所取引人組合特別委員鈴木商店大連出張所 堺力洋行、三井物産大連支店、日清製油株式會社、三泰油坊、福順厚、政記、東永茂、成裕昌及び同組合理事長谷川 潔(甲)と取引所信託專務取締役原田光次郎、同取締役兼支配人小澤新之輔(乙)との間に協商を重ね左の申合を爲し茲に覺書を作製す。

二、甲は豆粕先物取引相對賣買を競賣買の方法に依る取引に改め又現在取引人組合にて取扱ひ居る豆油先物取引相對賣買の整理事務を信託會社に委託すべき事を承認し右目的に適合する様取引所規程及信託規程を至急改正する事に同意す。

三、甲は取引所信託會社の擔保及清算手数料を左の率に改正する事に同意す。

- |           |          |         |
|-----------|----------|---------|
| (1) 大豆、高粱 | 每車(三十三噸) | 金一圓三十五錢 |
| (2) 豆 粕   | 每一千枚     | 金一圓     |

(3) 豆 油 每五百兩

金一圓三十五錢

但し轉賣買戻に屬する分は別に同數の手數料を支拂ふものとす。

四、甲は小麥取引の開始に同意す其受渡は當分高粱の受渡に準ずるものとす、但し實施期に就きては組合と協定す。

五、乙は此際信託會社資本金一千二百萬圓を増加し新株二十四萬株を發行し其三分の一即ち八萬株を組合に分配する事を承認す。

六、乙は組合委員會の決議を以て取引人の營業上に關する事項に付信託重役會又は取締役會の開催を請求し組合長又は委員長をして之に出席して意見を述ぶることを得る様信託規程に改正を加ふることを約す。

七、本覺書は甲にあつては組合役員會及び總會の承認を乙は關東廳の認可及株式總會の決議を経て完全に效力を生ずるものとす。

八、本覺書の目的に關聯して新に協定を要する事項あるときは誠意を以て圓滿協定を期すべし。

九、覺書の二通は取引人組合長濱田正稻及信託事務原田光次郎各一通を保存す。

以上

尙信託會社に於ては同日直ちに關東廳に規程變更の認可申請を爲し、同十四日附認可の指令に接し、斯くて多年の懸案たりし豆粕の競賣買制は十一月十四日新甫發會の三月十四日限より實施さるゝに至つたのである。之に連れて信託會社も翌十二年十二月二日附資本金三百萬圓より一躍千五百萬圓に増資して今日に及んでゐる。然し乍ら此處に考ふ可き事は競賣買實施以來、豆粕採算不引合の時に際しては隨時場外取引の行はるゝ事である。其の證據金に於ても大豆、高粱、包米に比して銀二十圓安、手數料に於ても金三十五錢安と甚だ有利なる條件であるにも拘はらず依然として場外取引の行はるゝは其處に何等か根本的の理由があるのではあるまいか。識者の一考を要する所であらう。

昭和四年三月六日印刷

昭和四年三月八日發行

南滿洲鐵道株式會社庶務部調査課

發行兼編輯者

佐 田 弘 治 郎

大連市大南通六十三番地

印刷者

太 田 信 三

大連市大南通六十三番地

印刷所

小 林 又 七 支 店

發行所 南滿洲鐵道株式會社

25/1/56

終